

部 内	3	5	1	1	4	4	18	2	1	3	1	1	1	2	2	3	1	28 (7)
	2	5	2	1	6	4	20	1	1	2	1	2	2	2	2	3	1	29 (7)
																		7
近 部							3	1	1	2	1	1	2					6
		4					4	1	1	2								
町 内	1	3			1	1	6	4	1	5	2	1	3	1	1	1	1	17 (1)
	2	3			1	1	7	4	1	5	2	1	3	1	1	1	1	18 (1)
																		39
近 町	1	8	3	1			13	13	3	16	1	4	1	6	1	2	2	
	3	8	1	2			14	1	11	15	1	3	1	5	2	1	3	39
																		53
県 内	13	11	1	1			26	11		11	1	3	4	4	3	7	3	2
	12	9	1	1			23	12		12	1	3	4	3	2	5	3	49 (1)
	1	1					2											2
県 外	1						2											2
合 計	19	31	4	2	3	5	4	68	1	37	3	11	2	16	1	2	3	146 (8)
	20	29	3	4	3	7	4	70	2	36	2	9	2	13	1	2	3	143 (9)

⑦ 建築の時

親等 地域別	主 方							妻 方							母 方							祖母方		嫁 方		婿 方		計	遠 主の 妻の方 義理父	主の 妻の方 義理弟	妻の方 義理	母の 方お 義理に	計			
	計							計							計							計		計		計										
	I	II	III	IV	V	VI	VII以下	I	II	III	IV	V	VI	VII以下	I	II	III	IV	V	VI	VII以下	I	II	I	II	I	II									
部 内	2	4		1	1	4	3	15	2						2			1				1					1						23			
						(1)	(1)	(1)		(1)								(1)				(1)					(1)						(2)			
近 部	2	4		2	1	6	3	18	1						1			1				1					1						25			
						(1)	(1)	(1)		(1)								(1)				(1)					(1)						(2)			
町 内								2																										2		
近 町								5							7			2				2					2							9		
																																	(1)			
県 内								6							7			1				1					1							14		
県 外								13							4			1				1					1							22		
合 計								14							5			1				1					1							23		
合 計								2																										2		
合 計								3																										3		
合 計								15							15			6				6					6							72		
								(1)							(1)			(1)				(1)					(1)						(3)			
合 計								13							15			5				5					5							77		
								(1)							(1)			(1)				(1)					(1)						(3)			

③ 屋 根 葺 の 時

部 内	2	5	2	1	9	5	24	1	1	2	1	1	2	2	2	1	32
	2	4	2	1	9	5	23	1	1	2	1	1	2	2	2	1	(7)
近 部		4	2	2	1	7	1	1	1	3							32
					(1)	(1)	(1)										(7)
町 内					(1)	1	6	1	1	3							11
					(1)	(1)	(1)										(1)
近 町	2	6	1	1	1	11		4	2	6	2	3	5	1	1	2	10
	1	5	1	1	1	9		4	3	8							(1)
近 町	3	12	2	4		21	1	17	5	25	1	8	1	10	1	2	28
	4	12	2	4		22	1	17	5	25	1	8	1	10	1	2	(3)
県 内	21	26	5	6	4	62	17	3	7	28	2	7	2	9	6	3	116
	20	24	4	6	4	58	1	16	3	25	3	7	2	10	5	3	(10)
県 外	8	4	1	1		14	1	5		6	1	2	3	3	1	1	110
	4	4	5	1	1	15	5			5	3	4	7	7			(9)
合 計	36	57	8	15	7	10	6	139	3	70	4	20	4	28	2	3	24
	31	53	11	15	7	10	6	135	2	68	7	22	3	32	2	3	(5)
																	27
																	(3)
																	278
																	(51)
																	276
																	(28)

⑨ 病 気 見 舞 の 時

親等 地域別	主 方						妻 方						母 方				祖母方		嫁 方			妻方 の兄 義理弟	妻方 の父 義理父	妻方 の母 義理母	計
	計						計						計				計		計						
	I	II	III	IV	V	Ⅵ以下	I	II	III	IV	V	Ⅵ以下	II	III	IV	V	Ⅵ以下	I	II	III	I				
部 内	2	5		2	1	8	4	22	1			1		2	(1)		1	2	2			3		31	
				(2)	(1)	(1)	(4)				(1)		(2)				(2)						(7)		
部 外	2	5		2	1	8	4	22	1			1		2	(1)		1	2	2			3		31	
				(2)	(1)	(1)	(4)				(1)		(2)				(2)						(7)		
近 部		4		1		1	6	1	1			1		3			1	1	1					11	
				(1)		(1)	(1)																(1)		
町 内		4		2		1	7	1				1		2	1		2	1	1					12	
				(1)		(1)	(1)																(1)		
町 外	1	5			1	1	1	9			4	3	1	8	2	1	3	1	1	2			1	27	
										(1)				(1)					(1)				(2)		
近 町	2	5			1	1	1	10	2	3	1			6	2	1	3	1	1	2			1	26	
									(1)					(1)					(1)				(2)		
近 景	3	9	3	4	1		20	1	14	5	1			21	1	8	1	1	1	2	2			58	
			(1)	(1)	(2)		(4)		(1)					(1)									(5)		
内 景	3	13	2	4	1		23		12	5	1			18	1	8	1	1	1	2	2			58	
			(1)	(1)	(2)		(4)		(1)					(1)									(5)		
外 景	16	17	4	4	2		43		13	3	4			20	2	5		7	3	2	1	6	3	83	
			(1)				(1)		(5)					(5)	(1)		(4)						(9)		
外 景	18	20	4	4	2		48		14	3	4			21	2	7		9	3	2		5	3	89	
			(1)				(1)		(5)					(5)	(2)		(5)						(9)		
外 景	2	5	4	1	1		13	1	1					2	2	2		4						19	
			(1)				(1)		(3)					(5)	(1)		(1)						(5)		
外 景	7	4	4	1	1		17		1					1	2	2		4						22	
									(1)					(1)	(1)		(1)						(2)		
合 計	24	45	11	12	6	9	6	113	3	34	11	6	1	56	5	19	2	26	2	4	6	7	4	1	229
			(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(5)	(5)			(8)	(2)	(4)		(6)	(2)	(2)	(1)		(1)	(29)	
合 計	32	51	10	13	6	9	6	127	31	11	6	1	1	50	6	21	2	29	2	4	6	7	4		238
			(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(5)	(5)			(6)	(3)	(4)		(7)	(2)	(2)	(1)			(26)	

⑩ 法 事 の 時

部内	1	3	1	1	3	2	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14 (1)
	1	3	2	(1)	3	2	11	(1)	1	(1)	1	1	1	1	1	1	13 (2)
近部	2					2	1	1									4 (1)
	2					2											3
町内					1	1	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	1 10 (1)
	2	1		1	1	5	2	2		4	2	2	2	2	1	1	1 15 (1)
近町	5	1				6	1	10	1	12	1	1	1	1	1	1	22
	4	8	2			14	9	1		10	1	1	1	1	1	1	28
県内	6	6	1			13	2	1		3	1	1	1	4	3	1	27 (1)
	14	16	1			31	4	2		6	2	2	2	3	2	5	46
県外	1	1				2	1	2		3							5
	4	4				8											8
合計	8	17	2	1	1	4	2	35	3	18	3	1	5	1	1	7	1 82 (4)
	25	34	3	2	1	4	2	71	16	5	1	1	6	6	3	9	1 113 (3)

① お正月の時

親等 地域別	主 方					妻 方					母 方					祖母方		嫁 方			婿 方		妻の方を "義理"に 計	母の方を "義理"に 計
	計					計					計					計		計			計			
	I	II	III	IV	V	VI	VII	I	II	III	IV	V	VI	VII	V	VI	I	II	III	I	II			
部 内	1	2		1	6	3	13	1				1					1						17 (1)	
				(1)		(1)																		
部 近	1	3		2	7	3	16				1						1						19 (2)	
				(1)		(1)					(1)													
町 内		1				1	2	1	1														4	
町 近		2		1	1		4	4	2														3	
県 内	2	1			1	1	5	2	2														14 (1)	
県 外	4	1		1			6	1	11	1													24 (1)	
								(1)																
合 計	4	8	1	1			14	6	3														28 (1)	
合 計	5	3	2				10	3	1	(1)													31 (1)	
合 計	12	15	1				28	5	2														46	
合 計		1					1																1 (1)	
合 計	1	4					5																5 (1)	
合 計	6	13	3	2	1	7	4	36	2	20	4	1											91 (5)	
								(1)	(1)	(1)	(1)													
合 計	20	32	2	3	1	8	4	70	14	7		1											115 (5)	
								(1)	(1)	(1)														

⑫ 盆 の 時

部 内	1	2	1	5	1	10	1	1	2	1	1	1	1	1	1	14 (1)
	1	3	2	6	1	13	1	1	2	1						16 (1)
	2				2	1	1	1	3							5
近 部		4			4	1			1							5
	2		1	1	3	1			4	1						9 (1)
町 内	1	3		1	6	2	2		4	2	2					13 (1)
	6	2	2		10	1	4	3	8	1	4	1	1			29 (1)
近 町	4	8	3	2	17	(1)	2	2	4	1	3	1	5			31 (2)
	5	3	2	1	11	3	3	(1)	6	2	2		4			33 (1)
県 内	11	11	2	1	25	(1)	4	2	6	2	2		4			42 (1)
	1				1											1 (1)
県 外	3	4		1	8					1	(1)		1			9 (1)
	6	16	4	4	1	5	1	37	23	3	8	1	12	1	7	91 (5)
合 計	20	33	5	5	2	7	1	73	17	4	8	1	13	5	3	116 (6)

⑬ 彼 岸 の 時

親等 地域別	主 方						妻 方						母 方			祖母方		嫁 方			婿方		遠 縁	主の妻方	主の兄弟方	妻方	母方	計
	計						計						計			計		計			計							
	I	II	III	IV	V	Ⅵ以下	I	II	III	IV	V	Ⅵ以下	I	II	III	IV	V	Ⅵ以下	I	II	III	I						
部 内	1	3	1	2	1	8	1				1					1	1		1									12
	1	3	2	3	1	10				1						1												12
近 部	1					1																						1
	1					1																						1
町 内				1		1	1	1	1											1	(1)	1						4 (1)
				1		1		2												1	(1)	1						4 (1)
	2	1				3			1							1				1		1						6
近 町	1	3	1			5			1							1					1							7
	5	3	1			9			1							1				1	2	3	1					14
県 内	3	1	1			5		4								4				1	1		2	1				12
	1					1																						1
県 外	2					2																						2
	6	10	2	1	1	2	1	23			1		3	2					1	2	3		1					38 (1)
合 計	5	10	2	2	1	3	1	24			1		8						1	2	2		4	1				38 (1)

⑭ 節 句 の 時

まず、インフォーマルな親族交際から検討していきたい。①の経済的援助は、往30名、来26名をあげているにすぎず、①～⑮の中でもっとも往來の少ないものである。内容が内容だけに、親、兄弟といった血の濃いⅠ、Ⅱ親等内でなされていて、主方中心がある。妻方においては2名しかあげていない。また近くにいる遠い親類よりも、遠くても血の濃い者との間でという当然の意識があるために、この交際においては地域的な特徴は見られない。⑤の農業経営面での協力も往48名、来44名と①と同様に往き来は少ない。しかも、その6割近くは父方親族内部でされ、Ⅰ、Ⅱ親等が中心となっている。また、嫁方、婿方内部でも、ごく親しい父母兄弟の間で往き来がある程度である。これは各家の機械化、部落内での労働交換があるために他からの協力の必要を感じないところに起因すると思う。⑦の建築、⑧の屋根葺については、⑦往154名、来152名、⑧往75名、来80名と⑥に比べると多い。これは⑤が単なる労働提供に対し、⑦⑧は、祝賀の意味をも含んでいるためである。また、⑧における往き来が少ないのは、わら屋根の減少という時代の流れの結果である。⑦⑧とも父方が中心であり妻方がこれに続いている。父方部落内親族とは、Ⅵ親等以下と往き来があるが、これは、先に述べた同族の持つ性格から当然考えられる。地域的には、部落内に限らず町内、近接町村、県内までも広がっている。

次に⑥⑪⑫⑬⑭の年中行事における往き来はどうであろうか。この年中行事は、家を出た者の帰省、里帰りのチャンスであり、家族中が寄り合う絶好の場であった。また定期的なものであるために、これによって親族関係をより親密化する役割も果すものである。ところが⑥往93名、来84名、⑪往86名、来116名、⑫往96名、来120名、⑬往96名、来122名、⑭往39名、来39名となっていて、①～⑮までの交際の中で低位置にある。親族交際の中で、この年中行事が特に求められるものではなくなっている。しかし、Ⅰ、Ⅱ親等内部での往き来が多いことや、⑬では父方内部で往37名に対し、来71名を示しているところから、家を出た子どもが帰省したり、妻、嫁の里帰りのチャンスとしての役割は、今なお十分果しているようだ。

つぎに、吉凶時における交際である②③④⑤⑨についてであるが、②の婚礼は、新しい夫婦関係の承認を社会に求めるとともに、新しい親類関係を認め合う人生において重要な儀式である。そのために儀礼的であるにしても往264名、来259名と親類交際の中で④⑨に次ぐ活発さである。血族、姻族の区別はないし、血のうすい者までも参加している。また地域的な差は見られず、県内、県外との往き来も多い。④の葬儀は②と対照的に親類関係の一応の消滅を意味する。しかし、関係当事者の死亡でもって、ただちに親類関係が切れることはなく、ここ南佐古田においても32戸中全部が、「交際は変わらない」ないしは「多少遠のくがつき合いはする」と述べている。④は①～⑮の交際の中で、もっとも活発な往來を示し、往340名、来326名を数えていて、町内までの総親類数の100%の者が参加しているし、近接町村、県内、県外に至っても90%近くの者が往

き来している。また父方親族の95%,妻方親族の90%の者の往き来がみられるのである。この葬儀への参加は、親族の果さなければならない義務であり、葬儀に参加すべき範囲でもって親族を限ることができる。それほど、葬儀の親族交際の中でもつ意義が大きいのである。③の出産になると、往き来はぐっと減ってきて、おもな交際も血の濃いⅠ,Ⅱ,Ⅲ親等の範囲内で行なわれている。

⑨の病氣見舞であるが、往309名、来294名を数え、親族交際の中で葬儀について活発である。⑩の法事は、往258名、来264名と④⑨②につぐ往来を示している。この⑨⑩は葬儀と同様に親等の遠近を問わず往来し、②③④とならんで親族交際の中で高いところに位置づけられ、大事な親類義理であることを示している。

最後に、⑮のその他での往来であるが、これは親族交際の中で第5位を示しており⑩の法事につぐものである。その他の内容としては、休暇を利用してとか、近くに来たから寄ったとかいったことがあげられる。この往き来で注目するところは県外にある。県外親族者との往き来の中で⑮は②④につぐものである。何かのチャンスがないとなかなか往き来しにくいという県外の特長事情がよくうかがえる。

以上の如く、親族の地域別親等別分布、さらにその交際内容を検討してきたが、これらの親族の中ではすべて平等に交際しているとはいえないであろう。この親族間の親密度について「あなたの家として最も濃くつき合っている家から、あまり濃くない家までを親族の中で順番(大体5番目まで)をつけて下さい。」という質問による結果をもとに述べていきたい。ただし、質問に対する答え方として、全部の親族に順番をつけてもらっているし、順番をあげるうえで、なんら規定を与えていない。したがって、必ずしも、5番目までが1戸ずつとは限らない。

まず、各家にとって最も濃い親族についてみると、表9-5-5のごとく、総親類数の30%をこえてあげている。さらに、注目すべき点として、父方部落内親族の73%,妻方部落内親族の2名中、2名がこの最も濃い親族にランクされている。親等別に見るとⅡ親等が最も多く、つづいてⅠ,Ⅲ,Ⅳ親等となっている。父方部落内親族においては、血のうすい者までをもあげているが、部落外においてはやはり、Ⅰ,Ⅱ親等といった血の濃い者に限られている。また、最も濃い親族にあげられた112名中血族が68%,姻族が32%を占めているところから、濃い親族はやはり血族が大きな比重を占めている。

2番目に濃い親族は、1番目にあげた親族と一世代うすくなり、地域的にも、近接町村県内が中心になっている。そして総親類数の半分は、先にあげた最も濃い親族とこの2番目に濃い親族で占めている。

ところが、3番目、4番目、それ以下になると部落内、近接部落の親族が減って、県内、県外が多くなる。親等の面からみても、Ⅲ,Ⅳ親等が中心になっている。

表 9-5-5 濃い親類の親等別・地域別分布

		主 方							計	妻 方							計
		I	II	III	IV	V	VI	Ⅶ以下		I	II	III	IV	V	Ⅶ以下		
(一) 番目に濃い親族	部 内	2	4	1	2	1(1)	6(1)	3	19(2)		1			1		2	
	近 部		3						3		1				1		
	町 内	2				1			3		2(1)	1			3(1)		
	近 町	2	3(1)	3(1)					8(2)	1	4(1)	1	1		7(1)		
	県 内	9	12	2					23		8	1			9		
	県 外	2	5(1)						7	1					1		
(二) 番目に濃い親族	合 計	17	27(2)	6(1)	2	2(1)	6(1)	3	63(5)	2	16(2)	3	1	1	23(2)		
	部 内		1			(1)	1	2(1)	4(2)								
	近 部		1				(1)		1(1)	1					1		
	町 内		3		1		1		5		2				2		
	近 町	1	1	1	2				5		7	1			8		
	県 内	5	5		1	2			13		3	1	4		8		
(三) 番目に濃い親族	県 外										1(2)				1(2)		
	合 計	6	11	1	4	2(1)	2(1)	2(1)	28(3)	1	13(2)	2	4		20(2)		
	部 内						2	1	3								
	近 部																
	町 内											1			1		
	近 町		6		1(1)				7(1)		3	3	(1)		6(1)		
(四) 番目に濃い親族	県 内	7	9		1	1			18		3	(1)	1		4(1)		
	県 外	1		1		1			3	1	3				4		
	合 計	8	15	1	2(1)	2	2	1	31(1)	1	9	4(1)	1(1)		15(2)		
	部 内																
	近 部				1			1	2					1	1		
	町 内																
(五) 番目以降	近 町				(1)				(1)		2				2		
	県 内	1	3	1(1)	3	1			9(1)		4	1(2)	2		7(2)		
	県 外	4	1						5		2(1)		1		3(1)		
	合 計	5	4	1(1)	4(1)	1		1	16(2)		8(1)	1(2)	3	1	13(3)		
	部 内																
	近 部																
(六) 番目以降	町 内		2					1	3			1	1		2		
	近 町		3		2	1			6		1		1		2		
	県 内		2	1	1		2		6		4			1	5		
	県 外	2	2	3	1				8		5				5		
	合 計	2	9	4	4	1	2	1	23		10	1	2	1	14		

母 方				計	祖 母 方		計	嫁 方			計	婿方	遠 縁	そ の 他	合 計
Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	V以下		V	Ⅵ以下		I	Ⅱ	Ⅲ		I			
	(1)			(1)											21(3)
	1	1		2											6
								2(1)			2(1)				8(2)
												1			17(3)
			1	1				2	1		3	3		2	43
	1	2		3											8(1)
	2(1)	3	1	6(1)				4(1)	1		5(1)	4		2	103(9)
		1		1		(2)	(2)						2	1	8(4)
					1		1								3(1)
					1		1								8
		3		3				1	3		4	1		1	22
	2	2(1)		4(1)					1	1	2	1		(1)	28(2)
	1	2(1)		3(1)											4(3)
	3	8(2)		11(2)	2	(2)	2(2)	1	4	1	6	2		2(1)	73(10)
															3
		2		2								2			5
		2		2											15(2)
	(2)			(2)				1	1		2				24(3)
															7
	(2)	4		4(2)				1	1		2	2			54(5)
						1	1								1
			1	1				1			1			2	4
		1		1		1	1	1			1				5(1)
		(1)	(1)	(2)				1			1			1	18(5)
															8(1)
		1(1)	1(1)	2(2)		2	2	3			3			3	39(7)
						1	1								1
		1		1											1
		1	1	2		1	1						(1)	2	10(1)
	1	3		4								1		2	15
	1	4	(1)	5(1)				1			1		1	1	19(1)
	2	2		4				1			1				18
	4	11	1(1)	16(1)		2	2	2			2	1	1(1)	5	64(2)

以上のことから、親等の遠近と地理的遠近が親族交際の疎密を決定する大きな要因となっていることは否定できない事実である。

次に、各家内部で親族交際がどのように受けとめられているのだろうかという点について、家族の者が最も行きやすく親しい親類はどこか、親族交際の中心者は誰かという2点から明らかにしたい。

表9-5-6 家族員の最も行きやすい親類

	主 方						計	妻 方					計
	I	II	III	IV	V	VI以下		I	II	III	IV	V	
世帯主の父	1						1						
〃 母	1	13		1			15						
世 帯 主	11	17	2	1			31	2	8 (3)	1 (1)			11 (4)
妻	17	2 (2)	1				20 (2)	3	19	4	1		27
子 供	7	6 (3)	1	1	1		16 (3)	2	16	2			20
嫁	1						1						
孫													
そ の 他		1		1			2						

	母 方			計	嫁 方			計
	II	III	IV		I	II	III	
世帯主の父								
〃 母			1	1				
世 帯 主			2	2	1			1
妻			2	2				
子 供			2	2	8			8
嫁					8	3		11
孫					3	3		6
そ の 他								

まず、家族員各自が最も行きやすく親しい親類であるが、世帯主は自分の父母兄弟姉妹、妻は子供、自分の兄弟姉妹、母は自分の子ども、嫁は実家の父母兄弟姉妹とそれぞれの血筋をあげているものが大部分である。また、長男以下の子どもは父方、母方によく出かけており、孫は母親の里によく帰っている。この結果、もっとも訪問しやすい親類として、父方91名、母方7名、妻方62名、嫁方26名となり双系制に特徴的な血族と姻族のバランスを保っている。次に、中心的交際者であるが、世帯主が訪ねるのは、自分の血筋の親族が圧倒的に多く、続いて母方、妻方となっている。しかし世帯主に続いてよく交際をしている妻は、自分の血筋の親族よりも夫方の親族によく出かけている。

表 9-5-7 中心的親族交際者

親等 往く人	主 方							計	妻 方							計
	I	II	III	IV	V	VI	Ⅶ以下		I	II	III	IV	V	Ⅶ以下		
世 帯 主	23	60	12(1)	14	6	11(1)	7(1)	133(3)	2	25(5)	4(3)	(1)	1		32(9)	
妻	20	24(1)	6(1)	6	4(1)	8(2)	5(1)	73(6)	4	42(4)	10(2)	11	2	1	70(6)	
世帯主の父		4						4								
母		12	1	1	(1)	2(1)		16(2)								
後 継 ぎ	4	2	2(1)	(1)		1		9(2)				1			1	
その妻(嫁)		2	1					3								
子 供	4	3(1)	1	1	(2)	1(2)		10(5)	2	5	1	1			9	
そ の 他				1		1		2								

親等 往く人	母 方					計		計	嫁 方					計	婿方 I	遠 縁	そ の 他
	II	III	IV	V					I	II	III	IV					
世 帯 主		8	24(1)	2	34(1)	1	3(2)	4(2)	4					4	8	1	5(1)
妻			1(3)	2(3)	2(1)	5(7)	3(2)	3(2)	4					4	6		7
世帯主の父				1	1												
母		3	3		6												
後 継 ぎ			2		2				5	3	1			9			
その妻(嫁)	1				1				8	7	1			16			
子 供	1				1				3	1				4			
そ の 他																	2

世帯主の父母は、血筋をあげていて妻方をあげているものは全くない。以上のことから、各成員が行きやすい親類という主観的面から考えれば血族と姻族のバランスが保たれているようであるが、実際にその交際状況を見れば血族の方に偏っているといえる。

以上が、親族の範囲と分布、親族の参加状態である。フォーマルな面での往来では、親等の遠近、地域的な遠近に関係なく参加しあっているが、自由な個人的感情でされるインフォーマルな面での往き来においては、血縁関係、地理的遠近が交際の疎密を決定づけている。

最後に、日常生活において同族・親族・組という各集団がどのようにからみ合って存在し、またどのように機能しているかについて以下検討していきたい。

表 9-5-8 は、下記 6 つの質問による結果を社会関係別、地域別に整理したものである。

- ① 気軽に物を貸し借りしている家がありますか。
- ② お宅で親しく往き来している家がありますか。
- ③ 何かと相談をかけることのできる人のうちでも特に頼りにできる人を 3 人程度あげて下さい。
- ④ 相談を持ちかけられたり、またお宅を頼りにしているお宅はどこですか。

⑤ ユイとかテマガエシとかいわれる労働交換を昨年どこかの家としましたか。

⑥ 忙しく手の足りない時どこかの家から手伝いに来てくれますか。またお宅から手伝いに行く家がありますか。

表 9-5-8

()内は同族で親族

質問	地域別	社会関係			
		組内	同族	親類	その他
① 物の貸借	南佐古田	1 5	1 3 (8)	5	1
	他 部 落			2	2
	他 町 村				
	合 計	1 5	1 3 (8)	7	3
② 米 親しい往	南佐古田	3 1	2 1 (1 4)	1 5	7
	他 部 落			2	5
	他 町 村			1 1	2
	合 計	3 1	2 1 (1 4)	2 8	1 4
③ 頼りにできる人	南佐古田	1 3	2 9 (1 4)	1 4	7
	他 部 落			8	
	他 町 村			9	
	合 計	1 3	2 9 (1 4)	3 1	7
④ 頼りにされる家	南佐古田	6	1 8 (1 2)	8	2
	他 部 落			3	
	他 町 村			5	
	合 計	6	1 8 (1 2)	1 6	2
⑤ ユイ	南佐古田	1 2	5	4	3
	他 部 落			3	
	他 町 村			1	
	合 計	1 2	5	8	3
⑥ 手伝い	南佐古田	1 3	8 (3)	5	3
	多 部 落				
	他 町 村			5	
	合 計	1 3	8 (3)	1 0	3

①の物品の貸借については、同族、親族を上回って組内の近所の人から貸借することが多い。貸借する物は農機具、日用品、食料品などである。しかし、近年各農家の近代化によってこの面での往き来は頻雑ではない。②の親しく交際している家については、親類以上に組内の者をあげていて 31 名を数えるところに注目される。親しく交際といっても吉凶時、農作業、日常時の面での用事、相談といった軽い交際をさしている。したがって、①②での往き来では、地縁的結合によるところが多い。ところが、③の頼りになる家となると①②とは違って親族、同族といった血縁関係に求めている。それは、この面での往き来が、経済面、家庭内部の相談、農業面での細かい相談であって、

相互に信頼していなくては不可能と言える往き来であるためである。またこのことは交際状況をみて もいえる。つまり父方が39名、妻方が17名となっていて、父方においてはⅣ親等以下とも往き来があるのに対し、妻方の場合はⅢ親等までと限定されていることである。④の頼りにされる家も③と同様の理由で、組内の人は少なく血縁関係にある同族、親族の家である。⑤のユイ（労働交換）であるが、田植えにおける労働交換がほとんどであり日数は2～3日といったところである。南佐古田においては下組では、組内内で成されている場合が多く、上組、高屋では、妻方の兄弟といった血縁の者との間で行なわれている。しかし、機械化などの理由で必要を感じなくなったためか、この面での往来は少ない。最後に⑥の手伝い（田植え時、米の出荷、稲かり、ぶどうの世話）についてであるが、組内でされている場合が多く親族がこれに続いている。そして親族といっても父方、母方、祖母方といった主方中心の親族であって妻方との往き来はない。

以上のことから、南佐古田における日常生活面での交際は、密接な感情的繋がりの上で成り立つ個人的相談などになると同族、親族といった血縁の系に頼ることが多く、ちょっと困った時などの往き来となると、組内に求めていることが多いことが言える。また、南佐古田においては同族といっても兄弟の家、おじの家といった親族とかなり重なり合っているのので、系譜関係にもとづく本家、分家という意識でつき合っているのではなく、同族である親族、親族である同族といった具合に2つの集団が相互にからみ合い、その上に組という組織が作用して、村落におけるつき合いを決定づけているといえる。

（藤原和恵）

5 村落社会の統一

前節まで南佐古田内の家族、同族、親族について考察してきたが、ここでは組や部落の中における生活共同の仕組みを検討していきたい。

まず、部落の下部単位として多くの機能を果している組について考えてみよう。南佐古田は、上、下、高屋組の3組に分れ、戸数はそれぞれ13戸、14戸、6戸である。下組の14戸のうちには、今井部落に属しながら、地理的に南佐古田に近いことから、下組のつきあいをしている3戸を含んでいる。したがって、下組という場合には、南佐古田11戸と今井分3戸を指す。

3節でもわかるように、ほとんどの株内が組内に存在していることから、物の貸借関係、日常の訪問関係などが組内に集中しており、また、結婚、出産などの祝儀や葬式の香典なども組内が他より卓越している。また、年（春・秋）2回の道ぶしん、講組としてのお稲屋、お日待講などでも集

団行動をとり、組の共有林からの収入をもとに飲食をともにしている。さらに、葬儀についてみると、各組とも葬式用の膳腕を共有しており、葬式には組内が集まり、一切をとりしきって行なうが、土葬であるため各組の結束はかたい。

このように、組は人々の日常生活と切り離せない関係にあり、社会関係を越えた1つの近隣集団を形成しているといえる。

いまこの点について、「南佐古田、組、株内は、各々共同生活をしていくうえで大切だと思うが、お宅にとって大切だと思う順に番号をつけて下さい。」という質問で、32名中、株内・組・南佐古田14名、株内及び組・南佐古田1名、組・株内・南佐古田5名、組・南佐古田・株内2名、組・南佐古田5名、南佐古田・組及び株内1名、南佐古田・組1名、全部同じ3名という結果を得た。

この中で、株内を一番重んずる15名は、「株内は近親であり、何かあった時に、他人には言えなくても相談し合える間柄である。そして、何かと話し合える株内から結合していったら、組さらには南佐古田が団結するのがよい。」という理由からである。組を一番重んずるのは、「日常生活で何事にも組の出入りが多いし、何かという時に世話になるから。」ということによる。この中には、「株内は団結がかたいから当然共同はする。」「株内は利益団体ではなく、共同に何かを企てることはない。」として、株内を比較の対象からはずしている家もみられ、いずれを大切にするかについての基準が異っているが、株内の絆を基礎として、組が村落の日常生活に大きな役割を果たしているのは確かである。

それでは、日常生活に切り離すことのできない組の連合体としての南佐古田はどうであろうか。

まず、行政制度の末端組織としての行政機関であるが、行政担当者としては、区長1名、副区長(会計を兼務)1名、総代8名(上組3名、下組3名、高屋組2名)があげられる。総代は組ごとに選出する組の代表者であり、総代会を構成し、少々の問題の場合は、部落総会にかけずに解決するようにしている。

区長は、任期2年、推薦制で、年に6～7回の部落総会と役場からの連絡事務が主な仕事である。その他、1月9日の総議稲(新年度の最初の集りだから、部落の会計報告もする)、6月末の雨祝い、11月1日の大稲屋(宗形神社)、村仕事などを行い、部落民を統合させている。

次に、南佐古田に累積する集団についてみると、氏子集団は天津神社、福井神社の氏子であり、壇徒集団は黒住教の2戸を除いては、ほとんどが天台宗の浄土寺で、この壇家で仏教婦人会を組織し、当地も加入している。年令的集団としては、青年団、婦人会、中老婦人会(ときわ会)、老人会、子供会等がある。青年団には、現在4戸しか加入しておらず、活発でない。婦人会は、テレビ料金、電気代、税金、電話料の徴収、国民年金、保険金、^{etc.}広範囲にわたって、本来、農協、役場が行う仕事をかわって行ったり、生活用品の予約注文などをしたりして、その手数料をもとに、婦

人会の費用としている。ときわ会は、50才以上の婦人を対象とするいわゆる中老婦人会であるが、去年までは、婦人会の役員がときわ会の役員を兼ねていたが、今年から分離しており、旅行をしたり、公民館で会合をもつ娯楽的なものである。

水利面をみると、現在、用水は4戸の溜池で満しているが、全戸で水利組合をつくり、ひもり役を設け、溜池を管理している。その他、消防団もある。

又、農業協同組合には全戸加入しており、さらにその中の、花木組合、ブドウ組合、野菜組合に加盟している家もある。

これらの集団で、「部落民にとって役に立っている集団」は、35名中13名(37%)があげた農協である。

表 9-5-1

役に立っている集団	農 協	戸 主 会	婦 人 会	子 供 会	D・K	計
	13(37%)	12(34%)	4(11%)	2(6%)	4(11%)	35(100%)
改めてほしいと思う集団	戸 主 会	農 協	婦 人 会	別になし	計	
	11(31%)	3(8%)	2(7%)	19(54%)	35(100%)	

これは、農協が、農産物の出荷、肥料、生命共済、家屋共済、貯金など、日常生活のすべてにわたって関連しているからである。又、12名(34%)は、「部落のまとまりのために」「民意をくみあげる機関として」戸主会を、4名(11%)は、「集金してくれて手間がはぶける」として婦人会をあげている。

しかし、「こうした集団に対して、改めてほしいと思う点」については、35名中19名(59%)が「別でない」とし、11名(31%)があげている戸主会に対しても、「始まる時間、終る時間の厳守」「全員が出席してほしい」というような点であり、集団に対しての抜本的改良点はない。(表 9-5-1)

ところで、村落生活上、前述した組と同様、部落という1つの生活単位も重要な役割を果たしているが、南佐古田にどのくらいの帰属意識、共同体意識をもっているだろうか。

「お宅では部落という場合、何をさしますか。」という問に対して、32名中31名が南佐古田、すなわち、大字をさしている。又、「村仕事は関係者だけに限るのがよいか。」という質問に対しては、「関係がなくてもでる。」が32名中22名(69%)、「仕事によっては関係がなくてもでる」3名(9%)、「関係者だけに限るのがよい」7名(22%)という結果が得られた。

さらに、「南佐古田は3組に分れているが、何かまとまりという点で不都合なことはありませんか。」という質問で、32名中6名(19%)が「農道、水利、山道をつける場合、上、下、高屋

で土地も異なり、所有面積も違ふと考えが一致しない。そのため不都合がおきる時が多い。」

表 9-5-2

まとまりという 点で不都合なこ とがあるか	別になし (まとまっている)	組間の対立あり	D・K	計
	25(78%)	6(19%)	1(3%)	32(100%)
南佐古田をまと めている要因	人情のよさ	地域性	区長の力	部落行事
	17	6	6	2
	同一宗教	D・K	計	
	1	4	36(100%)	

「事業(道、池工事、砂防工事)をするとき、組対抗という面がある」「高屋が山のむこうだから便利が悪い」というように組間の対立があり、多少まとまりに欠ける面があると答えている。しかし、25名(78%)は「南佐古田は昔からおり合いの良い部落として知られている。不都合なことは別になし。まとまっている」としている。30戸たらずの小さな部落とはいえ、地理的状况などから各組ごとの利害関係が異なることもあるのであろう。しかし、これは部落全体からみれば些細なこと、とるにたらないことであり、やはり部落全体としてはまとまっているのである。「部落」と呼ぶ意識の中に、他に対して自己を主張する帰属意識、共同体意識があるとはいえないが、部落が村落の一部を指し、その一部が日常生活で最も身近な生活連関の範囲内を無意識のうちに指しているのであろう。

では、この南佐古田を1つにまとめているものは何であろうか。「南佐古田は3組に分れていて、利害の異なることもあり、南佐古田をまとめていくのは大変かと思うが、そういう南佐古田を1つにまとめているのは何でしょうか。」という質問によると、南佐古田をまとめている要因としては、「人情がよい」36名中17名(47%)、「地域性」6名(17%)、「区長の力」6名(17%)、「部落行事」、「同一宗教」等という結果が得られた。(表9-5-2)

調査中、私たちは、「南佐古田は昔から町内一おり合いの良い部落として知られている」ということばをよく耳にしたが、南佐古田をまとめているのは、「何事をするにも譲り合う」「自分の利益ばかりを言う人がいない」「皆、共同する」ということばに代表される部落民の「人情のよさ」であるということに誇りに思っている人が多く、このことは、人々の心の底に強い共同体意識が流れているためである。

「地域性」については、南佐古田が「三方を山で囲まれた谷地形」であり、しかも「山道が貫通していないために他部落とは遮断されている」という地理的条件が、必然的に人々をまとめさせている一要因となっているのであろう。

次に、「区長の力」についてであるが、単に「区長の力」といっても、現在、区長そのものの性質、姿が、戦前と比べてかなり変化してきている。そこで、ここでは、部落のリーダーである区長について、戦前と比較しながら検討していきたい。

表 9-5-3

部落での立場	部落の世話を をする	意見があれ ばいえる	とりついで くれる人も いない	いいたくて も言えない	D・K、当 時居住せざ る世帯	計
戦 前	3 (9%)	13 (41%)	4 (12%)	7 (22%)	5 (16%)	32 (100%)
現 在	4 (12%)	20 (64%)	4 (12%)	4 (12%)	0 (0%)	32 (100%)

その場合、まず、部落の人々が、部落においてどんな立場をとっていたか（又、現在とっているか）をみておかなければならない。この点については、表 9-5-3 によると、戦前、戦後をつうじて、「部落の問題に意見があれば言うことができる」立場の人が卓越しているものの、戦前では、32名中13名（41%）ほどであるが、戦後では、20名（64%）と増加している。また、戦前では、32名中7名（22%）ほどが「いいたくても言えない」立場に立っているが、戦後では、4名（12%）程度に減少している。

これらのことは、戦前では、半数ちかくが自分の意見を自由に言えるものの、そこにはやはり、階級的な発言権の差があったということを物語っている。そこで、その中での区長の地位を検討すると、「以前はどういう人がリーダーに選ばれていたか」という問に対して、32名中8名（25%）が、「財産があり、家柄がよくて、人望の厚い人」「顔役が長年やってきた」「昔から地下（ジゲ）で派閥をきかす人」「権力をもった個人主義の人」「地主」と答えていることからわかるように、当地でも、戦前までは、区長職は名誉職であるという意識があり、比較的資産、財産があり、血統のよい家、すなわち、地下の2、3人の権力者が区長への職をにぎっていた。そして、何か事があった時、区長の上からの力によって部落をまとめていたのである。

ところが、戦後の農地改革、さらには兼業化により、部落民の生活程度が均等化するにつれて、戦前の区長に対する名誉職という意識も薄れてきて、現在の区長の姿、性格もかなり変わってきた。

いま、この点に対して、「現在どういう人がリーダーに選ばれているか」については、表 9-5-4 に示されるように、「信用があり真面目な人」、「全体の意見をよく聞いてまとめ、理解ある人」、「公平な人」、「人物のしっかりした人」に代表される「人格者」（38名中13名（34%））に次いで、「区長の仕事の面で、寄り合いが多いから、それに出席できるような事情の許す人」すなわち、「部落にいつもいる人」、「勤め人でない人」（6名（16%））や、「若い40代位の人」「一定の年齢に達した人」というような「中年層」（5名、13%）という答が多く、その他、

「村のために尽してくれる人」「学問のある人」などがあげられる。

表 9-5-4

人 格 者	勤め人でない人	中 年 層	村のために尽してくれる人	学問のある人	指導力のある人	D・K	
区長に選ばれているか	13 (34%)	5 (13%)	6 (16%)	4 (11%)	3 (8%)	2 (6%)	5 (13%)
計							
38 (100%)							
人 格 者	指導力のある人	村のために尽してくれる人	財産のある人	村のことをよく知っている人	勤め人でない人	学問のある人	
：部落内	19 (47%)	6 (15%)	5 (13%)	3 (8%)	2 (5%)	2 (5%)	2 (5%)
D・K	計						
1 (2%)	40 (100%)						
指導力・発言力・政治力のある人	人 格 者	町内のことをよく知っている人	財産のある人	公 職 経 験 者	D・K	計	
：部落外	13 (39%)	11 (32%)	2 (6%)	1 (4%)	1 (4%)	6 (15%)	34 (100%)
金持・門閥・権力者	人 格 者	村のために尽してくれる人	政治力のある人	現在と同じ	D・K	計	
：以前はどうだったか	8 (25%)	6 (19%)	1 (3%)	1 (3%)	14 (44%)	2 (6%)	32 (100%)

前述したように、現在、部落のリーダーである区長は、役場からの連絡係という性格をおびており、しかも、兼業農家の増加による部落内常住者の減少や、戦前の名誉職意識もないために、区長になり手がなく、結局は「真面目な40才代（中年層）の人で、多くの寄合に出席できるような勤め人でない人」を推薦するのが現状のようである。そして、現在、戦前のような区長の上からのおさえつけによる部落のまとまりはみられないが、しかし、「部落の問題に意見があればいうことができる」立場の人の増加による言論の活発化、さらには、農道、水利、山道などに関しての組間の対立などの、異なる利害関係のまとめ役としての区長の性質は現在残っており、そういう意味で

人々は、南佐古田をまとめている要因として「区長の力」をあげたのであろう。

以上、南佐古田をまとめている要因について検討してきたが、区長についてももう少し詳しく考察したい。

前述したように、現在、区長になり手がなく、「真面目な40才代の人で、多くの寄合に出席できるような勤め人でない人」を推薦しているのが現状であるが、はたして人々は区長という役職に対して、どのような考えをもっているのだろうか。そこで、区長として、部落内、部落外に対して、どういう条件をそなえた人が適任かという区長の理想像を尋ねてみた。それによると、部落内に対しては、「責任感旺盛」「無理を言わない正直な人」「信用があり、真面目で、何事につけても世話をする人」等の「人格者」が40名中19名(48%)にも達しており、次に6名(15%)は「行動力、統率力、指導力のある人」をあげている。それから「村のために尽してくれる人」「財産のある人」「村のことをよく知っている人」と続いている。これを、前述の「現在、どういう人がリーダーに選ばれているか」という項と比べると、「指導力のある人」の増加(5%→15%)と、「勤め人でない人」の減少(16%→5%)が顕著にみられる。又、3名(7.5%)の「財産のある人」という答も注目すべきところである。

次に、部落外に対しての区長は、「赤坂町へ行っても南佐古田のことを話せる人」「よく#きれ#人で、役場に対し意見を言う人」「役場から予算をもらうような政治力をもつ人」等のことばに代表される「指導力、発言力、政治力のある人」が34名中13名で、全体の39%と、いわゆる「人格者」(11名・32%)をぬいてトップに立っている。

これらのことから、部落の代表である区長職に対して、まだ権威ある役職と考えているのが実情であり、事情の許す限り、区長には、「行動力、統率力、指導力があり、家に余力のある人」が適任であるとしている。このことは、区長をして、町役場で部落の利益のために、資金調達などを主張たらしむるためでもある。

このように、区長という役職に対する意識の中にも、おらが部落に対する帰属意識がみられる。

その他、役員の選出母体としての結合はどうであろうか。

旧軽部村時代には、当地から一人ずつ村会議員を選出していたが、昭和34年赤坂町に合併してからは、現在、今井部落といっしょになって部落推薦制をとり、町会議員を送り出している。いま、町会議員に対して、「部落推薦の人とそうでない人が同時に立った場合、後者は譲るべきか。」という質問に対して、32名中21名(66%)が譲るべきだと答えているし、さらに、「両者がたった場合、どちらを支持するか。」については、32名中24名(75%)が部落推薦の人を支持する立場をとっている。そして、「町議は町全体のことを考える人だから部落のことは考えないでよいという人もいるがどうか。」という質問に対して、32名中15名(47%)が「部落の

ことを第一に考えてほしい」「推した以上は部落を有利な方向に町議会で発言してもらいたい。」
 というように、まず南佐古田のことを優先してほしいと答え、それを、「他の町会議員には、自分の部落のことはわかってもらえないから」「町は部落からできているのだから部落のことを考えてほしい」と理由づけるのである。(表 9-5-5)

表 9-5-5

町議は町全体のことを考える人という意見に対して	部落を第一に	まず町全体をそれから部落を	町と部落を同じように	そのとおり	計
	15(47%)	13(41%)	1(3%)	3(9%)	32(100%)
部落推薦の人に譲るべきか	譲るべき	譲らなくてもよい	計		
	21(66%)	11(34%)	32(100%)		
部落推薦の人とそうでない人のどちらを支持するか	部落推薦の人	候補者にする	事情による	計	
	24(75%)	6(19%)	2(6%)	32(100%)	

部落推薦により南佐古田の代表者を町議におくり、南佐古田に有利なように補助金を取ってもらいたいと願う部落第一主義の考え方がここにもある。

以上、南佐古田という部落に対しての共同体意識、帰属意識について、村仕事、区長、町会議員等を通して考察してきたが、最後に部落生活の改善、希望などに対しての人々の意見を照し合せながら、今後の南佐古田についても検討していきたい。

まず、農村の部落生活に対する農民の態度を「改めた方がよいと思うしきたりがあるか」ということからみると、表 9-5-6 から、32 名中 17 名(53%) が改めたい部落のしきたりが「ある」と答えている。その改めたいしきたりの内容をみると、「おとうやのごらそうを派手にすることは改めた方がよい」「会合、寄合のあとの飲み食いをやめてほしい」とか、「御祝い」「御返し」の改良や、「冠婚葬祭時の無駄な費用を最小限にしたい」などの経済的な理由による「部落内の飲酒行事、冠婚葬祭の簡素化」をあげている。

しかし、10月の天津神社の小祭り、福井神社の秋祭り、11月1日の宗形神社の大稲屋などの「部落で行なう祭り」に対しては、32名中29名(91%)が「今後とも維持していくべきだ」と答えており、部落内の行事は、村人の娯楽として、まだまだ存在意義をもったものとして受け入れられている。

次に、「部落として、将来どうしてもこうしなければならない」という部落生活の希望目標、部

落のゴールを聞いてみると、「別にない」あるいは「わからない」が32名中14名(44%)となる。

表9-5-6

改めたい部落 のしきたり	あ る		な い	計	
	冠婚葬祭の簡素化	飲酒行事の簡素化			
	9(28%)	8(25%)			
部落のゴール	あ る		な い	D・K	計
	田の区画整理	道路整備			
	9(28%)	9(28%)			
部落がもめて も行なうか	もめてもやるべき	あきらめる	わからない	計	
	20(62%)	6(19%)	6(19%)	32(100%)	
生活のゴール	農業改良	生活改善	交通を便利に	老人対策	子供の将来
	6(19%)	5(16%)	3(9%)	6(19%)	1(3%)
	現状維持	なし	計		
	6(19%)	8(25%)	32(100%)		

そして、部落生活の希望目標をあげた残り18名(56%)は、すべて農業改良に関する事で、そのうち9名は、「町道の舗装」「農道、水路の整備拡張」を問題としており、残り9名は、「田の区画整理」すなわち「構造改善事業」を希望している。これは、現在の棚状の田を区画整理して、機械を導入し、労力の能率をあげ、農業を中心にして生活できるようにと願うものからである。そして、これらの希望目標をあげた18名のうち、16名は希望目標について他人と話し合ったことがあると述べている。

さらに、部落のために何かを実現する場合の立場をみると、32名中20名(62%)が「もめてもやるべきである」とし、6名(19%)が「あきらめる」立場をとり、残り6名(19%)は「わからない」となっている。「もめてもやるべきである」とする人は、「部落の利益になることならやってよい」「利害関係があっても、大きい視野で将来のためにしなくてはならない」と理由づけており、「あきらめる」とする人は、「部落のまとまりを保持することが大切」だから「もめてまでやることはない」としているが、部落の将来について、60%前後の人は、積極的な姿勢を示しているといえる。

最後に、「現在の生活でこうなってほしい」点として、「自分の生活のゴール」について尋ねてみた。

それによると、32名中6名(19%)は、「田の基盤整理をして農機具を入れたい」「農業の規模を大きくして、専業で生活していけるようにしたい」「農作業の簡略化」などの「農業改良」をあげ、32名中5名(16%)は「サラリーマン並みの所得水準にもっていきたい」「経済的にゆとりがほしい」という「生活改善」を望んでいる。さらに、「道路を舗装、貫通」して「交通を便利」にしたいと望む人が32名中3名(9%)、「労令年金を70才でもらっているが、60才くらいでもらいたい」「年よりを大切にしてほしい」などの「老人対策」が32名中3名(9%)となっている。

しかし、「現在のままでよい」という「現状維持」が6名(19%)、「別にない」が8名(25%)と高い比率を示しており、しかも、これらの希望に対して、「5年以内に到達できる」というものは、32名中わずか3名(9%)にすぎず、これらの欲望が実現しがたいということを物語っている。

昭和47年、下組2町5反9畝、上組2町5畝、高屋組1町1反3畝と、村人は組の共有林を、ゴルフ場用地として売却した。

ゴルフ場開発について、「世間が広くみられてよい」とか、「ゴルフ場ができて、風紀上悪くなると困る」などさまざまであるが、今まで、谷間にひっそりと暮してきた南佐古田の人々にとって、ゴルフ場建設は、あらゆる意味で、人々の生活に影響を与え、南佐古田を変貌させるだろう。

(井上知子)

第10章 宗教と民俗

1 社 寺

赤坂町の地図を広げてみて、まず気づくのは、神社を示す記号の多いことである。数えてみると16もある。ここでは、そのなかから、片山神社・神根厳彦神社・天地神社・松尾神社・多賀神社の5つの神社と、普門院・笠寺・西光寺・正満寺・日正寺の5仏閣、それから簡単にではあるが、黒住教会所・金光教教会所・天理教教会所・聖イエス会復活教会を取りあげ、人々と宗教とのかかわりを調べてみた。

また、「備前法華と安芸門徒」といわれるように、備前では法華宗が広まり、不受不施派が大弾圧を受けた。これは、江戸幕府の宗教統制、池田光政の宗教政策の展開の中で、重要な位置を示している。備前での宗教政策はどうであったか、その中で赤坂町はどんな関わりをもったか、あわせて考えてみたい。

(a) 仏 閣

天平勝宝4年(752)報恩大師は、勅許を得て備前の地に48ヶ寺を創建した。普門院・笠寺・西光寺・正満寺はともに、この48ヶ寺の中に含まれている。すなわち、金山寺文書の「備前國四十八箇寺領御分國大社領目録」には、

- 一、 正満寺 十石
- 一、 幡寺山 二十石
- 一、 笠寺山 二十石
- 一、 菖蒲谷山 二十石

と記されている。

これからそれぞれの仏閣を取りあげてみよう。

① 幡降山極楽寺普門院(山口)

沿革が「赤磐郡誌」に述べられている。¹⁾「元祿七年に成る當地の縁起によると、元西方山を越えて、伊田村の内菅野に在って、寺は廃れて見る影もなかった。時の住持快圓、一日龍女が玉幡なたを献ずと靈夢に感じ、山上に登れば、觀音の示現とそうして玉幡なたを得、快圓喜こんで靈夢のまゝに、今の地を相して堂宇を建てた。これが今の幡降山極楽寺である。」と。

本尊は、御丈約1mの厨子入立木像の千手観音で、鎮守は山王である。現在は真言宗であるが、もと、天台宗であつたらしい。(残念ながらこの記録は残っていない。)

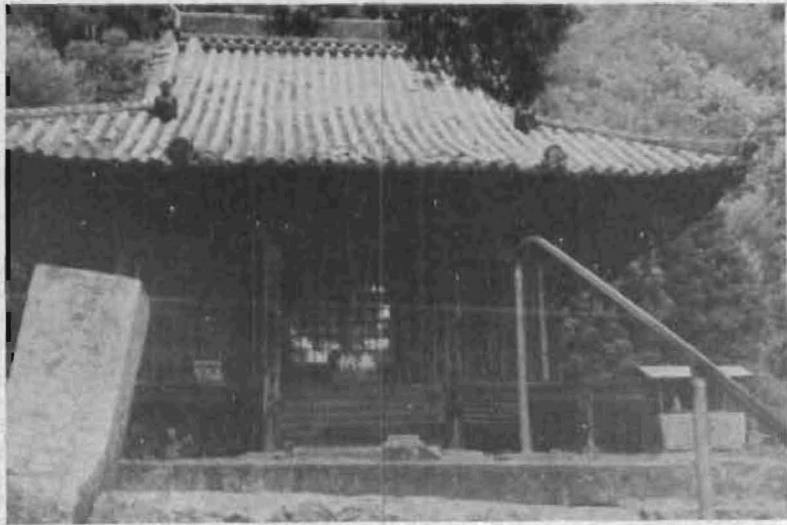


写真10-1-1

幡降山極楽寺普門院

宝物には鎌倉時代の経机がある。これには、

奉寄進

御経机

右為

釈玄超菩提也

延亨四丁卯仲冬廿一日

白井鏡覚敬白

と記されている。このほかにも、鰐口がある。これには、

元禄十五壬午年六月吉日

木屋又右衛門敬白

と記されている。

壇徒は、山口・由津里・町苅田・石蓮寺・御津郡伊田・金川に広がり、約180戸である。行事には、1月 大般若法要600巻を三回くり返して読む断食法要。2月 彼岸法要。4月 戦死者遣霊法要。5月5日 子どもを中心とするお花まつり。6月15日 弘法大師降誕法要。8月17日 亡くなった人のためにお誂えをあげるといわれる施餓鬼法要。9月 金剛婦人会の総会とともに、先祖供養。10月 壇家の25〜50才までの男の人の会である山王会。11月 新穀祭。

12月 釈迦がさとりを開いたおおいわいの儀式である成道会。これは、150〜200人ぐらいの人

じおどり

が集まり、子どもたちが讃仏歌を歌う音楽法要、献茶、献花などをする。子ども・青年も一緒に参加できるように行事がくまれ、活発に行なわれている。

現在の住職は、幡山寛哉氏である。

(2) 笠寺山浄土寺持教院（西軽部）



写真10-1-2

笠寺山浄土寺持教院

2)

「赤磐郡誌」に、「旧名笠地山村にある寺で、後に在る山を遠く見ると、丁度饅頭笠の様に見える。そこで、笠山と名づけたものらしく、何時か笠山の中に、地・持・寺等の文字を入れて用ふる様になった。此の山號は、昔は無く、またその必要も認めなかった。ところが、報恩大師が山上伽藍を造り始めてから、寺は山に在るものと云ふ感を生じ、また、その山を誇りとするに至って、山號を附することになったらしい。」とのべられている。

本尊は薬師如来で、鎮守は山王。天台宗の寺院である。

宝物には、阿弥陀・観音・勢至菩薩の画像のある古いかけ軸と、寛文6年（1666）7月11日づけの文書をはじめ、数多くの古文書も残っている。

檀徒は、東軽部・西軽部・今井下・北佐古田下・南佐古田・由津里・町荊田で、約300戸である。年中行事をあげてみると、1月1日・2日・3日の修正会、1月28日の開宗記念日、2月15日の涅槃会、4月8日の釋尊降誕会、4月13日の淡嶋大明王、6月4日の傳教会、7月13・14・15日の盂蘭盆会、7月20日の施餓鬼会、8月18日の宗祖降誕会、11月24日の天台会、12月8日の釋尊成道会、である。これらの行事は、天台宗の寺院に共通してみられるものだが、4月13日に行なわれる淡嶋大明王は、婦人病を直す祈願のことで、笠寺だけで行なわれるもので

ある。

現在の住職は、片岡観道氏である。

③ 葛蒲山西光寺随縁院（出屋）



写真 10-1-3

葛蒲山西光寺随縁院

寺院台帳には、「天平勝宝元年、報恩大師孝謙天皇之奉勅命吉備四十八ヶ寺創立其一ツニシテ本尊ハ行基菩薩ノ作ナリト云ヒ傳フ」と書かれている。

本尊は、阿弥陀如来・観世音菩薩・大勢至菩薩の三尊の立木像である。鎮守は山王。天台宗の寺院である。

宝物には、直径1.4尺・厚さ0.7尺の青銅製鰐口がある。その銘には、

備前葛蒲西光寺常住大願主浄河。

永和二年八月二十二日

大工吉岡友永

と記されている。それから、破損ははげしいがすもうとりを模写した写実的な仁王門の仁王がある。壇徒は、今井の一部・多賀・出屋・奥小原・小原・坂辺・下分・惣分・吉井町山ノ上で、約250戸である。

なお、庫裡は、寺院台帳に、「万治年中建築」と記されており、赤坂町の木造建築物では最も古いものである。

現在の住職は、内藤舜誠氏である。

④ 金泉山正満寺妙覚院（大屋）



写真10-1-4

金泉山正満寺妙覚院

本尊は阿弥陀如来で、内仏には、聖観音の立塑像がある。鎮守は山王で、天台宗の寺院である。宝物には、経机がある。その銘には、

天正十八年庚子 正月吉日

備前国住上郡部金泉山聖満寺常住

と記されている。

檀徒は、山手・大屋・下分の持池・惣分の一部・佐伯町田中・吉井町八島田・吉井町平山で、約200戸ある。

現在の住職は、神谷法勝氏である。

⑤ 帝釈山日正寺（町刈田）

以前は、御津町日応寺の出張りで、院号は最上院で、庵寺が通称であった。現在の赤坂中学校の附近にあった真光寺の隠居所として建てられ、はっきりした記録はないが、庵として200年ほど経過したものらしい。真光寺は、光政の弾圧を受けて焼かれたが、ここは庵寺だったので焼かれずに残ったものであるらしい。（大野学正氏のお話より）

明治35年（1902）、帝釈堂として建てられ、昭和28年（1953）5月16日、宗教法人「日蓮宗」の包括団体としてではなく、単立寺院として認可を受けた。現建物は、昭和34年（1959）5月に建てられ、本堂は昭和42年（1967）4月2日に完成された。

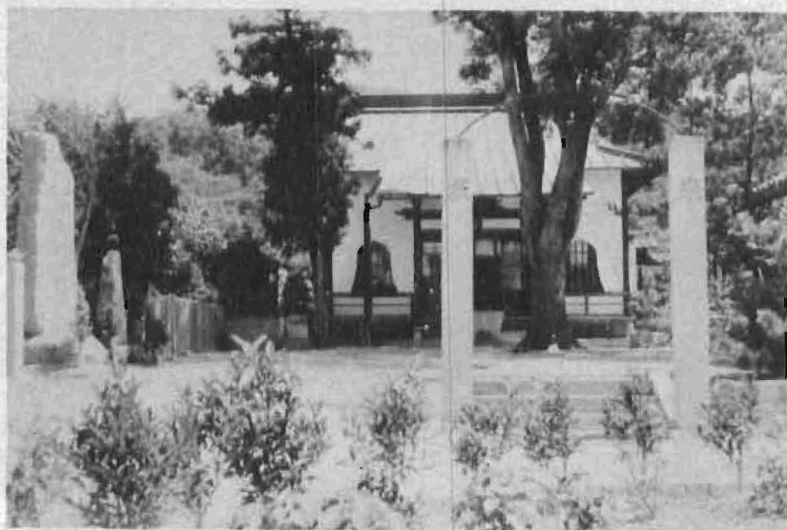


写真 10-1-5

帝釈山日正寺

本尊は、日蓮上人の奠定の大曼荼羅で、鎮守は帝釈天王である。日蓮宗の寺院である。檀徒は、山陽町西中・町刈田・大刈田で、約190戸ある。

4月6日の創立記念法要、8月の盆施餓鬼法要、10月12日の会式法要、以上三大行事がある。
現在の住職は、大野学正氏である。

備前の天台宗の寺院には、お盆の行事である施餓鬼会に特色がある。比叡山の横川に伝わる読上げ法要の儀式と同じものである。平安時代は、写経が盛んで、法華経も盛んに写経された。この法華経写経を読みあげ、仏様に供養するのである。天台宗の法儀の中で重要なものであり、平安時代、非常に貴重がられた。この手法が、横川と備前地方だけに残っているのである。

写経の法華経の表紙には、

東ノ座

如法行結願作法

菖蒲山

西ノ座

如法行結願之作法

西光寺

のように書かれている。

(b) 神社

西大寺観音院所蔵の備前国総社神明帳には、125社が記載されている。その赤坂郡座27社の中に、片山神社、天地神社、神根歳彦神社、松尾神社の名がみられる。これからそれぞれの神社について取りあげてみよう。

① 片山神社(由津里)

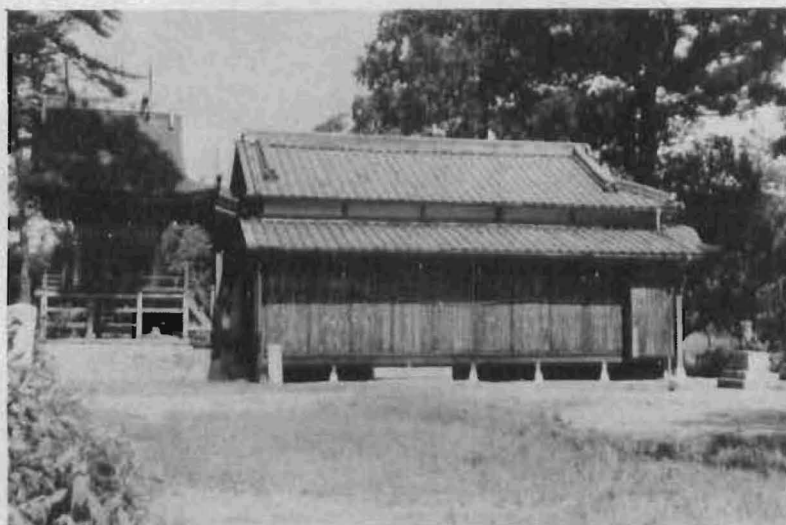


写真10-1-6

片山神社

鳥取上村役場資料の中に、本社由緒の記されたものがあった。すなわち、

創立年月不詳 當國総社神明帳ニ片山神社山本氏本ニ正四位上片山大明神ト記オセン備前國式内
外古社百二十八社ノ一ナリ 祭神片山神ハ又ノ御名阿遲^{あぢ}組^{ぐみ}高日子根神^{たかひこねのかみ}ニシテ迦毛大明神ト申シ元
山頂ニ鎮座永業四年山麓ニ奉遷片山大明神ト改称 正三位ヲ賜ラン 大嘗祭トハ朝廷ヨリ供物ア
リ 延喜式赤坂郡ノ部鴨三社ノ一ナリ(当社旧記)孝靈天皇七十二年吉備若日子建王子播ノ一ノ
國讀賊征討祈願 鎮兵後社殿再営(当社旧記祈願文字)天平二年九月建替(当社旧記)昭和十年
五月拝殿ノ幣殿社務室ヲ改築旧社領地之田八反三畝歩アリシガ国主宇喜田直家ニ没収セラレ改メ
テ一反歩切半九斗六升ヲ交付セラレ(当社旧記)降リテ徳川時代旧藩主池田家ヨリ社領一石四斗
四升ヲ寄附セラレタリ 大正七年五月村社御崎神社 昭和四年六月村社熊野神社ヲ何レモ境内末社
トシテ奉祀ス

社格は郷社で、式外社である。末社には上記のほか、稲荷社、祇園社がある。

氏子は120戸で、由津里がその範囲である。行事には、1月1日の元旦祭、3月10日ごろのお

日待祭、3月28日の春の大祭、7月26日から月末の間に行なわれる大祓い祭、10月14日の秋の大祭、10月末ごろ行なわれる秋のお日待祭、11月20日ごろから24、25日に行なわれる新穀感謝祭がある。春の大祭・秋の大祭には、40人～50人がおまいりするが、普段は、神職・区長・区の総代が式に参列するだけである。なお、末社の祇園社では、7月14・15日に原・久保々地の人々が別におまいりする。

社司は、物辺繁徳氏(御津町石上)である。

② 天地神社(東郷部)

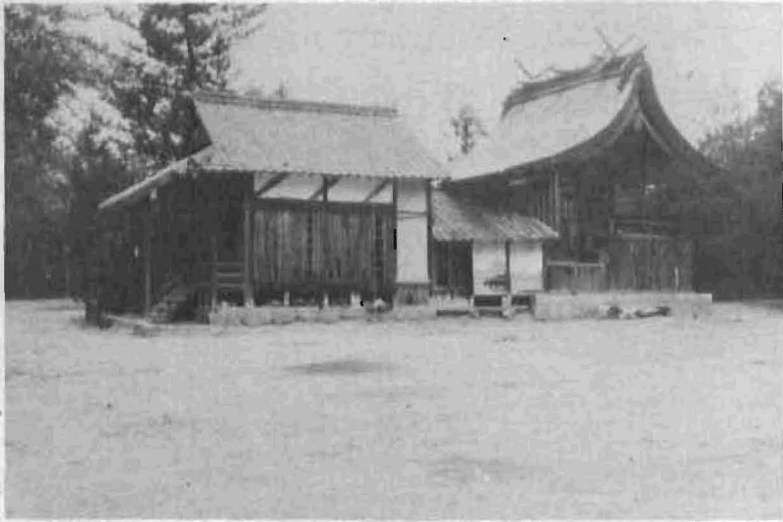


写真10-1-7

天 地 神 社

棟札には、次のように書かれている。

天文ヨリ元和式迄雑棟札有之依文字古ク墨落、今新板改書直者也。当者八幡宮破滅ノ事、天文十一年壬寅三月八日也未刻、其由来ノ事ハ、阮出雲国住人尼子民部隣国無役押妨シ則チ迄此国令乱入畢。先松田孫次郎甲參シ赤松殿成給フ敵ニ依其故当社佛神モ令破却、其時僧俗万民、或資材被取奪或ハ一命被害者有、山藪為柄ト田畑牙広野ニ成リ去トモ赤松殿ノ軍兵ハ捨一命粉骨ヲ依被抽尼子軍兵或国引退畢。漸ク国依リ静益ナルニ当荘ノ僧俗為、神崇明故、此社壇ヲ再興ス其時天文十五年八月朔日材木取初、明ハ八月廿八日御遷宮也。其時ニ額田惣領與十郎、同木所代孫右衛門尉、立願為成就之號本願主ト同公文善次郎方、同田所興三右兵衛尉、総神主トモ是也。図師修理亮、本願了海聖、但圓満寺之住僧也、別当南泉方、神主代福井五郎右衛門尉、大工高山頭梁基兵衛尉。御調人数之事。五十人與十郎方、五十人與三兵衛方、五十人修理亮方、五十人孫

右衛門方二十人右兵衛尉、二十人源介、二十五人宗三郎方、十五人又七郎方、其外官方庄内之万民
男女共一紙半錢當ム助成ヲ事、雨之如ク地落ツルガ願此丹誠、天上安穩伍穀豐饒、諸人快樂、
惡魔ヲ異国ニ令シム退散云云

于時天文十六年丁未 西方寺 沙彌

九月二日 執事 永捲

在生四十

明治四十年、指定村社となった。末社には、疫隅神社、その他、天台豆女命、出雲大社、海童神社、
和霊神社、愛宕大権現、稲荷神社、伊勢神宮等がある。祭神は、伊邪那伎、伊邪那美の二神である。
氏子は、旧軽部村で、多賀、出屋、北佐古田七戸を除いた全部に広がり、250戸ほどある。

行事として、元旦祭、5月5日の春祭り、旧6月14日の祇園祭、旧6月23日の和霊神社祭、10
月15日の全町で行なわれる祭がある。これらのお祭りも、昔は店などが出てにぎやかであったが、
今は参拝人の姿だけとなっている。また10月15日の祭には、みこしをかつぐが、このみこしをか
つげるのは東軽部の人で、西軽部の人天狗の面をつけ、今井は獅子の面をつけてお供の役をし東軽
部だけを回る。

社司は、吉田三郎氏である。

③ 神根歳彦神社（大刈田）



写真10-1-8

神根歳彦神社

宗教法人「神根歳彦神社」規則から由緒を抜き書きしてみる。

由緒 創立年月日 元禄元年

延喜式 国史所載 総社国内神名帳所載 舊社格 村社

当社は本国総社神明帳に神根歳彦神社又山本氏本に正五位下神根歳彦明神と記載せる備前国式内
外古社二十八社の一なり

祭神は大歳神で、境内末社には稻荷神社と貴船神社がある。

氏子は、大刈田、東窪田で、約125戸である。儀祭には、10月15日の例祭、正月1日か2日
の新年祭があり、約100人ほどの人が参拝している。

神官は、小坂素臣氏もとみ(山陽町仁保)である。

④ 松尾神社(坂辺)



写真10-1-9

松尾神社

元弘2年(1332),上軽部郷の十一ヶ村が協力してこの地方の郷社として祭ったものである。
寛文3年(1663)に火災で焼け、貞享3年(1686)奉行の俣野治平の呼びかけで近郷五ヶ
村の庄野の発起で再建された。大正2年(1913)3月八幡宮を合祀した。

祭神は大山咋命で、開墾の神・酒の神として祀るものが多い。末社には、祇園、稻荷、国司の三
社おみやまぐひのみことがあり、本社の東方には、花崗岩の霊石二個がある。「此の岩に、神様がお遊びに出ておられた。」
と言い伝えられている。戦前は村社で、氏子は約60戸である。

おまつり行事には、4月15日の八幡様のおまつり、10月14・15日の大祭(200人ほどの

人たちが参拝する)、12月15日の小祭がある。過去には神輿行事があったが、今は全然ない。また、稲屋祭(古くから住んでいて神社に関係ある人だけが集まり、新たによそから来た人は加えない)もあったが、戦後やめている。

神官は、藤井勝見氏である。

赤坂郡座27社の中には含まれていないが、³⁾「由緒正しくして寄宮を逸れた」と「赤磐郡誌」に記されている多賀神社についても、次に記してみる。

⑤ 多賀神社(多賀)



写真10-1-10 多賀神社

神社明細帳には、八幡宮の末社とし、祭神は、伊弉諾・伊弉冊の二神と記されている。戦前は村社であった。

子どもの守護神(寿命の神)として昔から近郊の信仰のまゝで相当数の参拝人がくる。5月5日の春の大祭には、剣道の試合などが行なわれる。また、餅撒きの行事もある。旧6月17日には夏の大祭がある。

氏子は、多賀約100戸である。

なお、境内には、組合式石棺の址がたくさんある。

社司は、友次徳男氏である。

赤坂町には神社の数が非常に多いと前に書いたが、昔は信仰心が厚く部落に一つという傾向があった。しかし現在は経済的に神社の維持が困難になってきている。このために、「合祀し神社の数を

減らしたらどうだろうか」というような意見をもつ人もある。神社維持をどうするか考えてみたい問題である。

(c) 教会所

次に取りあげる5つの教会所もさまざまな年間行事を行ない、住民との深い関わりをもっている。以下、記してみよう。

① 黒住教教会所(由津里)



写真10-1-11

黒住教教会所

明治34年(1901)創立。

信徒戸数は約75戸で、由津里、多賀、町苅田、佐古田、瀬戸町にある。

所長は、清野右正氏である。
みきまさ

② 金光教軽部教会所(西軽部)

大正1年(1912)創立。

教徒は約20人。信徒は約500人で、軽部の人が多いとみられる。

所長は、大岩一正氏である。



写真10-1-12

金光教蛸部教会所

(3) 金光教笹岡教会所(惣分)



写真10-1-13

金光教笹岡教会所

大正4年(1915)11月2日創立。

教徒は約60戸、信徒は約25戸で、坂辺、下分がほとんどである。

所長は、大森兼吉氏である。

④ 天理教和倉分教会（西脛部）



写真10-1-14

天理教和倉分教会

大正13年（1924）5月5日創立。教徒は6人，用木49人，信者約60人で，西脛部，今井，東脛部の人がほとんどで，佐伯町，熊山町，吉井町，岡山市の人も来ている。

所長は，重利^{とし}天氏である。

⑤ 聖イエス会復活教会（西脛部）



写真10-1-15

聖イエス会復活教会

昭和36年(1961)1月9日創立。

信者は45人おり、西軽部、吉井町、佐古田、東軽部、坂辺、佐伯町から来る。

伝導師は、重利登志子氏である。

(d) 備前法華について

4)

南北朝時代の初め、大覚大僧正によって日蓮宗が県下に伝えられた。そして「備前法華」という呼称は、約400年ほど前におこった。江戸時代の史書あるいは口碑によると、大覚大僧正が、浜野村の松寿寺を創立し、二日市に妙勝寺を開いたのが、備前日蓮宗の始まりであるらしい。そして大覚大僧正が京都に帰り、県下における日蓮宗の布教は、大覚の高弟日実によって引き続き行なわれ、県下の日蓮宗寺院で妙顕寺から離れて妙覚寺の末寺になったものが中世には多かった。室町期に入ってから、備前における法華経発展の主流は、妙覚寺門流、ことに室町中期から戦国期にかけては、松田氏の保護のもとにその極盛期を迎えた。松田氏はその武力と政治権力を背景に、領内の他宗寺院を日蓮宗にさかんに改宗させたのである。

「文録4年(1595)、東山大仏供養の時に當って、日蓮宗の諸寺に対しても同様、千僧供養出任の命があった。ところが秀吉は日蓮宗の信者でないから謗法者で、もしその謗法者から供養を受けるならば、宗規に反するとて、京都の本國寺に會議を起したが、多くは秀吉の威勢に恐れて卑怯にも宗規を枉げて、大仏供養に出席した。独り妙覚寺の日奥上人は、大にその不可を鳴らして、大仏供養出席者の非を攻撃した。」と「赤磐郡誌」851頁に記されているが、このことで、⁵⁾「妙覚寺日奥を派祖とする。法華経の信者でないものからは、供養をうけず、法華宗の僧侶以外のものへは財物を施さないとする宗派」——— 不受不施派と「法華経以外のものにはむろん供養すべきではない。しかし宗外の者の施をうけねばかれらを信者とすることができないので、施をうけるとする派」——— 受不施派の二派にわかれた。その後、日奥は家康によって対島に流され、13年の後許されて京都に帰った。そして、日蓮宗の大根拠地である備前に4回巡錫した。

寛永7年(1630)2月21日、日乾・日遠に率いられる洛陽数学系の受不施派である身延派と日奥・日樹・日賢ら関東数学派の池上派が対論した身池対論がおこり、不受不施派は幕府の弾圧を受けた。

寛文5年(1665)3月、幕府は不受不施派の寺請を禁じた。事実上、日蓮宗不受不施派は、キリスト教と同様に国禁の宗派となったのである。そしてこれから⁶⁾「備前地方が長く不受不施派の地盤として存続し、僧侶や信徒の多くが、幕府や藩からの激しい弾圧の下に固く信仰を守り続けた宗門の歴史」が始まった。この歴史的背景には、「中世以来の備前法華宗が妙覚寺の門流であった。」ことがあげられるのである。こうして、備前法華の呼称は、備前不受不施につながっていた。不受不施派に対する迫害は激しく、備前における日蓮宗は往時の面影がなくなり、かわって

真言宗が最も優勢となり、「備前法華」から「備前真言」となった。

そうしていくつかの弾圧を経て、明治9年(1876)釈日正は日指派を再興し、金川妙覚寺を本山として不受不施派と称し、釈日心は津高派を明治15年(1882)再興して不受不施講門派と称した。

池田光政は、幕府の宗教政策、思想、学問などの立場から、寛文6年(1666)、寺院淘汰・神社整理・キリシタン神道請制度の採用という大胆な寺社政策を行なった。こうした政策の中で、日蓮宗不受不施派は、幕府の不受不施派禁制に則り、同派寺院の弾圧、僧侶の追放、信者の処罰をされ最も厳しく弾圧を受けた。

では、赤坂町ではどのような弾圧を受けたのだろうか。「撮要録」をもとに以下記してみる。

7)

寛文年諸郡廃寺

○町刈田村 東光山妙立寺 本行坊

本寺金川村妙国寺 住僧出寺 寺屋敷畑共賜同村甚兵衛

○由津里村 要法山 新福寺

本寺岡山蓮昌寺 住僧恵音還俗改名惣太夫神職と成護氏宮後行衛不知 寺株田地始賜惣太夫後賜同村彦七

○大刈田村 刈田山 真光寺

本寺金川村妙国寺 住僧円住坊還俗改名与右エ門神職と成 寺株田畑賜与右エ門後家絶

○大刈田村 刈田山 明金寺 日蓮宗 住僧教光坊出寺 寺株田畑賜同村還俗入与右エ門与右エ門家絶後村作

○小原村 東光山新福寺 教善坊

本寺矢原村宗祐寺 住僧還俗九郎右エ門神職に成 寺株田地蔵賜同人

○正満寺村 岡本坊 天台宗正満寺々中 住僧還俗十郎右エ門惣分村へ引越 寺株賜同人寺跡後畑に成正満寺觀照院請入

寛文六年佛事淘汰後に於ける還俗家一覧

8)

○赤坂郡大屋村還俗人

正徳四年午

赤坂郡大屋村神職藤井権之進病死仕候に付書上

一 當郡正満寺住持妙覚院寛文年中に還俗仕

大屋村へ罷越藤井権之進と改り同村氏宮神主 并御郡神職組頭役とも相務申し候

一 田畑一町二反五畝廿七歩 寺株

一 田畠四反七畝十歩 年々買求申し候

一、 林山六反七畝内 三反七畝 寺分三反買求

一、 藪一畝 自分藪

右之通先年還俗之節書上申由

右之内

畝数七反九畝四歩

権之進弟権兵衛願上別家仕せ候付遣し申し候

内二反七畝十七歩

買求地之内地主方へ取戻し申候

同二畝

荒に引け申候

同五畝

売申候

林山三反 九

右権兵衛方へ遣

残て五反九畝十六歩内五畝三歩山手村へ出作にて御座候唯今

林山三反七畝同断

藪一畝 同断

一、 右権之進跡家内七人但悴主馬廿年前より名代勤仕候

午十月廿七日大屋村名主書上

口 上

一、 米七石三斗六升六合 赤坂郡大屋村神職 藤井権之進

右御米大屋村御下札御物成之内御立被為遣来り候右権之進当月五日病死仕候同人義元来還俗人にて御座候被為遣米御立来之通可被遣哉奉窺候午九月十日大莊屋河原毛村孫六郎口上書

権之進儀還俗米七石三斗六升六合被遣来家内七人にて唯今までの持株五反九畝余所持仕候へ共殊外不勝手に御座候由之書付に御座候然共還俗仕候節寺株一町余山三反七畝外に七石余之御米被遣候へは御擬作は大分之儀に御座候株之内七反九畝余弟に分け遣申由此段は自分作畑之儀に御座候へは可仕様も無御座候当時不勝手相成申候とても元来過分之被遣にて御座候へは此度代替り以後は立来り米一石御減し可被成哉左様に被仰付候ても外還俗人に引合見候へは不足には見へ不申候尤唯今の持株も五反九畝餘御座候へは右之通に被仰付候ても渡世なり不申程之儀は有之間敷と奉存候

午十一月五日代替りに候へは立来米之内一石減し向後六石三斗六升六合立可遣候

寛延二年十一月

藤井主馬病死悴宅岐へ六升六合御減六石三斗立被下

安永四年九月

大屋村神職藤井主馬六月病死六石三斗之内五斗御減残て五石八斗悴徳之進へ立被下

享和二年三月

大屋町藤井徳之進病死に付被遣米五斗御減五石三斗悴亀之介へ立被下

○赤坂郡菖蒲山村還俗人

赤坂郡菖蒲山村還俗人助之丞寛文六年還俗仕

同郡小原村奥天神宮神職役相勤享保八年病死

右助之丞前病身に付享保二年より悴助七郎神職役被仰付

享保十三年

赤坂郡矢原村寺領高之内にて高七斗七升二合同郡菖蒲山村還俗神職土井助七郎に被遣来にて

右御物成五斗二合夫口糠藁代五斗四升五合毎歳矢原村より相渡来申候然ル処助七郎当年病死

仕悴市太夫神職相続仕申候右還俗米如何可被仰付候哉十一月菖蒲山矢原両村名主親書

右に御郡目附付紙窺之上四升五合御減五斗悴市太夫に被遣也

一、高七斗七升二合

此定米五斗四升五合

右之内

高七斗八合 悴市太夫に当年より被遣分

物成四斗六升 免六ツ五歩

又四升 夫口糠藁代共

高六升四合 代替故此度御減

物成四升二合 免六ツ五歩

又三合 夫口糠藁代共

定米合四升五合 上り米 但開方御蔵入

延享二年丑

菖蒲山村土井市太夫丑十一月病死甥辰之助社役相続立来米五升減四斗五升辰之助へ立被下

還俗人土井辰之助欠落仕候付被遣米之儀申出相考候処左之趣にも可有御座哉

元来還俗米は其家内育渡世指寄に被遣候御趣意之由左候へは当時辰之助欠落仕候ても跡

家内祖母存生之内其儘被遣死後御取上之当可有御座哉勿論神職相勤候付右之米被遣候と

申義にては無御座候間其儘立被遣候様に奉存候へ共小々宛御減被遊ばされ候御趣意も御

座候間四斗五升之内五升御減祖母へ可被遣哉

成十一月 御郡目付共

是窺濟方記録に見えとも次章子年に勘考すれば跡家内へ四斗立被下しと見る也

宝暦五年

赤坂郡矢原村古寺跡寺領米之内御米四斗同郡葛蒲山村還俗人神職土井辰之介跡家内へ被遣
来候処欠落仕御断申上御帳面外被仰付候間

右御米如何可被仰付哉

子八月 大庄野小鎌村 治兵衛

本文還俗人土井辰之介跡家内へ被遣米四斗御取上開方へ拂候様可被仰付哉

御郡目付共

右十月廿三日御尊濟

以上のように、赤坂町でも多くの不受不施派が弾圧を受けたことがわかる。

(西 原 明 子)

参考文献

- 1) 岡山県赤磐郡教育会(1940): 赤磐郡誌 385
- 2) 同上
386
- 3) 同上
780
- 4) 岡山県(1962): 岡山県の歴史227~233
- 5) 圭室文雄(1971): 江戸幕府の宗教統制—日本人の行動と思想 62
- 6) 岡山県(1962): 岡山県の歴史 233
- 7) 撮要録 1494~1498
- 8) 同上 1533~1535

永山卯三郎(1962): 岡山県通史

谷口澄夫(1964): 岡山藩政史の研究

2 民俗と行事

赤坂町は、由津里・山口・小原・下分・今井・南佐古田等の諸村落（現在の字）が、明治22年（1889）にそれぞれ、鳥取上村・軽部村・笹岡村の三村に区分され、それが昭和34年（1901）頃、行政区画上の一つの単位に統合され、今日にいたっている。

この地域の行事は、主として、正月に行われるもの、盆に行われるもの、そして農事に関するものの三種に区分することができるが、その内容は、もちろん村落ごとに差がある。しかし、一般的にいて、正月と盆に行われる行事は、比較的共通性があり、どの村落でもおこなべてみられたが、農事に関する行事は、その内容に違いがあるだけでなく、まったく行われていない村落があったり、その形態は様々であった。しかしながら、明治以降の区画整理が村落との間の様々な交流を促進させ、村落の独自性・特殊性を失いに消失しせめ、現代文明は農民の行事に対する意識や考え方を变化させ素朴で無垢で真摯な何かを奪い去ってしまった。特に、戦後の暦の変更と生活様式の変化は、行事にも深い影響を与えているといつてよい。このような変化の結果、どこにおいても行事が単調で色あせたものになっているし、ことに村全体が行う行事というのは、家庭で行う行事に比べてその衰退の度が激しい。形態が様々といつても実際は大同小異なのである。

ということで他の村落と比べて著しく異った行事というのはあまり見られず、したがって行事の比較ということもあまりできなかったのだが、以下赤坂町の年中行事について、調べ得た限りのことを記したいと思う。文中の行事の期日については、人の記憶による故、正確をきすことができなかった。多少の誤差があるかもしれないことをこゝわっておく。

このレポート作成にあたって、北佐古田の時本信男氏・西窪田の橋本正好氏・多賀の若林太一郎氏・今井の光好照太氏等その他多くの方々から貴重なお話をうかがったことを感謝しておきたい。また、大久保氏から重要な資料を提供していただいたことにもお礼を申し上げたい。

年中行事

元日に行われる「正月」は、日本古来から最大の年中行事とされ、それは現在なお人々の心の中に根強く残っている。この「正月」から、その年の年中行事は始まるのだが、ここではその準備の段階から順を追って、以前行なわれていた行事を中心に、変化していったもの、また新しく現代の行事として行われているものを取り入れながら、述べていきたい。

師走の声を聞くと、寒さも一段と厳しくなり、それぞれの家庭では、行く年の仕事おさめと来る年の正月準備にとあわただしい毎日となる。正月準備の口火をきるのは、12月13日で、この日を「正月のコトハジメ」と言う。そして、この日山からハシキを切つて家族の者が一年中使う箸を使っていた。

ハシギは雨天(名を天に通ずる様に、毒よけ)とか、桎(この一年堅固で達者に過ぐることができるように)であった。それから、お飾り作りをし、青竹で花筒作り・線香立作りを行い、正月薪切りと次々に正月の準備を行なう。この新切りの薪は正月三日間のためのものでのぶ(のびのびと育つ様に)・桎・栗(まめがら)の木を必ず切りそえていた。12月25・26日頃から、家の大掃除をする。いよいよ正月が近づくと、どの家でも杵の音が聞え、餅つきがはじまる。しかし、12月28日(部落によっては29日)につくと、火難があるといってその日は避ける。正月餅には、鏡餅・丸餅・豆餅・あん餅の他に、「オチーレ」といって、餅にあんをまぶしたものがある。12年31日の大晦日には、仏様・神様・入口等にお飾りをつける。一年中の悪魔を追ひ払うための行事として、鰯の頭を柵の葉と共に裏口へさす家もある。また、この日は晦そば・年越そばを食べ、借金がよく切れるようにと願って、行く年の最後を過ごす。この間現在では、12月24日のクリスマス・イブに、クリスマス・ツリーを飾って祝い家も多い。その他、部落によっては農業の豊作を祝った行事もあるが、それは後述する。

元日には、早朝に氏神様に参拜する。その年の家内安全と繁栄を願って、以前には、初詣をすますと、アキ方(恵方)から桎等を切ってキリンメをし、それから、家の主人が水神様に祈って、アキ方に向かって水瓶に若水を汲み入れていた。そして、その日は顔洗ひから便所にいたるまで、すべての行動をアキ方に向けて行われていた。また、正月にはどこの家でも雑煮を祝うが、昔は1日は、その年がにぎる(繁栄の意)のようにと願って味噌の雑煮、2日はぜんざい、3日は正月の終り(正月が済む。)ということで、お澄まし(しょう油)の雑煮と決められていた。現在では、一般にお澄ましの雑煮が多いようだが、昔の通りに行っている家もある。元日から3日までは「三賀日」と言って、仕事休みの期間であるが、10年前頃までは、その3日間子供達は日本古来の凧あげ・羽根つき・独楽回し等を楽しんでいたが、今はテレビを見たり、バトミントンをしたりという様になってきた。

2日は「書き初め」、だが、現在では心ある者だけが行っている。

4日は「仕事初め」、今は2日に行われている。

5日は「五日正月」で、お澄ましの雑煮をして祝う。

7日は「七日正月」とか「農民正月」とか言って、大昔は、万病を除くために春の七草(仏座・芹・御形・なずな・はこべ・すずな・すずしろ)をいっしょにたいて食べたらしいが、近世になってからは、様々で、なずなだけで雑炊する所もあれば、なずなの他にほうれん草・白菜・餅を入れる所もある。

この日小原の方では、未明に戸主が起きてお供をし、ウシガ(牛鍬)・鍬等の農具を全部むしろの上に奉って、その日1日お祝いをし豊作を祈った。

9日は「山の神祭り」と言い、この日山の神様が猪狩りをするので、その流れ矢に当たって怪我を

したり、病気をしたりすると言われ、山へは一步も足を入れる者はいなかった。そして、山の木が一日も早く大きくなりますように山の神様へ祈った。老人は今でもこの日は山へ行かないが、若い人達は迷信だと言って、平気で山登りをしているという話である。

14日は「お飾りはやし」、15日は「とんど」と言い、14日に正月に各所に飾ったお飾りをおろして、翌日とんど場（各家で決まっている）で燃やす。この時、2日に書いた書き初めをいっしょに燃やし、その灰が高く空に上れば字が上手になると言われている。とんどにあたると病気をしないとか、その火で正月の供え餅を焼きそれを食べると健康になると言われ、それは現在でも行っている。

20日には、二十日正月」がある。これは「女の正月」とも言われ、正月中客の接待等で忙しかった女達のための正月で、この日だけはのんびり休むことができ、小豆団子を作って祝った。そして、この日には遠隔の有名な神社へ参詣する人も多いと言うことである。

以上が正月の主たる行事であるが、次に年の始めの農村ならではの行事である「八重穂」を取りあげよう。「八重穂」は今では行われていないが「百姓始め」という形で残っている。「八重穂」は旧暦1月11日（現在の「百姓始め」は新暦1月11日）に行われていた。惣分・下分等以前の笹岡村（坂本のあたりはまったくこの行事はない）では、この日の朝、未明に起きてそれぞれの鍬を肩にして苗代田に行き、「ヤレボー・ヤレボー」と言いながら鍬で「の」の字の逆「ㄥ」の字形に耕して豊作を祈って帰る。一方、その他の村では、だまって苗代田に行き、その年のアキ方に向って三畝半耕し、その帰途非常に大きな声で「ヤレボー・ヤレボー」と叫びつつ自宅に帰り、帰宅後朝祝いと称して家の前に、その年に使用する農具一式（鍬・ウシंगा・マンガ等）を並べ、餅を供え雑煮餅を食べて五穀豊穡を祈り、この日一日は仕事は休む。

2月に入るとすぐに、「小正月」・「ヒツェ正月」（2月1日）と呼ばれている最後の正月を祝う。この頃になると、前年の餅もなくなっており、再び餅つきをしお澄ましの雑煮をして祝う。

2月3日頃の「立春」を過ぎると、赤坂町にも春の足音が聞えはじめ、春の行事が行われる。その最初が、2月4日の「節分」である。どの家からも「鬼は外、福は内」という声が聞こえていたが現在ではその声も少なくなった。

2月11日は、「建国記念日」で明治から終戦まで続いていた「紀元節」が、昭和46年（1971）新たに祝日となったものである。

3月21日は「彼岸の中日」・「春分の日」でこの日の前後3日をあわせて7日間を「彼岸」と言う。この日には草団子を供えて、家族が墓参りをする。この風習は、現在でも残っている。

4月3日、一ヶ月遅れの「ひな祭り」を祝う。「女の節句」とも「桃の節句」とも言う。今から50～60年前には、「ヒナアラシ」という行事もあったが今は行われていない。

5月5日は「端午の節句」で、前述の「女の節句」に対する「男の節句」である。また「菖蒲」と呼んで、~~榎~~ 榎の木・茅・菖蒲を束ねて屋根に投げたり菖蒲風呂に入ったり（魔除け、夏病みにならないと言われている）柏餅・ちまき団子を作る家も多かった。その他鯉のぼりを立てたり武者人形を飾ったりする。現在では「子どもの日」として祝日になっているが、昔の風習はあまり残っていない。

このほか、部落部落に「お日待ち」・「お当屋」という行事が行われているが、この行事については後に詳細に述べたい。

このあたりで春の行事を終えて、夏の行事へと進んでいきたい。夏の行事は、6月1日の「ロッカツヒテュ」から始まる。この日には、茗荷の葉で包んだ焼餅・焼団子を作り・夏中の健康を祈った。これはちょっとした事でも「やきもち」をやくなという意味が含まれているとかいう話である。

この日を過ぎるといよいよ田植えのシーズンとなる。田植の最初の行事は「ワサウエ」である。これは自分の田んぼにはじめて田植えをした日を言い、稲の豊作を祈る。北佐古田には、現在も免田が保持されており、氏子全員で自分の田よりも先にそこの田植えをする。以前は女子（女子は不浄な者とされていた）の入田はもちろん畔道を通る事さえ許されていなかったが、現在では生理のない女子だけは許されているという話だ。そして、この田植えを氏子の「ワサウエ」と言い、それから後、自分の田の「ワサウエ」ができるのである。「ワサウエ」が済むと「シロミテ」と言う行事がある。これは田植えが終って苗代床がなくなった（みてた）という意だろうと思う。「シロミテ」は、部落によって異なるが次にあげる二つの型に分けられる。一つは、個々の家がそれぞれ自分の家の田植えが終った時、次の日を休んで祝い型と、もう一つは、その村の最後の家の田植えが終った時に、村中で休んで祝い型である。田植えが済むと農村はたいへん忙しくなり、その多忙な時期に「七夕」・「盆」を迎える。

8月7日（昔は7月7日）に「七夕祭」である。6日の早朝、芋の葉・豆の葉・稲の葉の露で短冊に歌や願いごとを書き笹竹につけ、軒先等に立てる。そして、笹竹の側の縁側に、とうもろこしのひげでしっぽを作った胡瓜の馬・茄子の牛・西瓜・七夕団子等を供えた。笹竹の下で立っておかゆを食べると夏ばてを防ぐという話もあった。しかし、今では飾りをする家も少なく、おかゆを食べる家もない。また、この日には、各家が供えてある団子を取ってもよいという部落も幾つかあった。

七夕が過ぎると、夏の最後の行事である「盆」が近づく。

現在「盆」は8月13日から3日間行いが、戦前は、旧暦7月13日から行われていた。仏様にとっては、正月以上の行事で、この三日間のために正月の時と同様に、青竹で花筒・線香立て作りをしたり、その他ミズタナ（言葉の由来は、芋の葉に朝露が溜まるからという説がある）を飾って準備する。また、室内では、仏様を仏壇から床に飾り、その前に盆ごさ・ふねを置きその上に、素麺・芋等を供えて盆を迎える。13日は「ホトケムカエ」と言い、この日には、家族皆で先祖の墓参りをし、

仏を迎えに行く。15日は「ホトケオクリ」の日で、少し前までは、どの部落でも夜中に近所の川で精霊流し（燈籠流し）をしていたが、今は衛生上の問題から穴を掘って、そこに埋めるところが多い。次に初盆の様子を少し述べておきたい。初盆には、それぞれの部落でいくら違う点もあったが、一般には、初盆を迎える家に知人や親族が行き、素麺・盆灯籠を供え、墓参りをする。初盆の家では、その盆灯籠を家の軒場にぶらさげる。北佐古田では、8月14日に茅を10本程束ねて布を巻き、その先にコールトールをつけてかわかした万燈（まんどう）というものや、ろうそくに灯をつけて、近所の子どもが初盆の家の付近の道・河原に立てる。その数は100本以上だという。これは、仏を慰めるために行われているそうだ。また坂本のあたりでは、7月14日の晩、村の者が初盆の家へ行き、家の庭で太鼓を叩いて盆踊りをする。その後、そこで飲食する。その年、村に初盆の家が2軒以上ある時は、次々廻る。そして、翌日15日の「ホトケオクリ」の晩には、初盆の家から墓地の道の両端に村人全部でろうそくを並べ、所々に、ラフソクを立てる。ラフソクは、前述の万燈と同種のものでコールトールの代わりに油がつけてある。このほか、西望田地方では、近所の子ども達が、「ホトケムカエ」の日に、仏様が家を間違わないように、墓から初盆の家までの道の両側にろうそくを立てる。昔は、ろうそくでなくガソクと呼ばれるものを立てていた。ガソクとは、棒に布を巻きそこに油をつけて、灯を灯すものである。

9月1日（旧暦8月1日）は、「八朔」（ハッサク）と言って、八朔団子を作る。この日は、徳川家康が江戸城入城の日で、それを祝うとか「田実（タノミ）の節句」とか言われている。現在も団子を作って祝う家が幾つかある。

「名月や 池をめぐりて 夜もすがら」

この俳句の「名月」は、秋の季語である。仲秋の名月（旧暦8月15日）の頃になると、風も涼しくなり、稲の穂も黄金の輝きを放つ。

9月23日「秋分の日」（この日は「春分の日」同様彼岸の中日である）を過ぎると、以前は、秋祭りの太鼓の音や「ワッショイ、ワッショイ」という御興の声があちこちで聞えはじめていた。惣分・坂本等の北部の方では、各部落の神社から御興をかついで、浜河原へ集まって競いあった。そして、御興が地面に落ちた方が負けて、負けた方の御興は、浜河原に埋めた。多賀には、秋祭りにちなんだ次の様な話が残っている。多賀部落には、鴨布勢神社だけ御興を持っていたが、いつの時から、笹岡村の何々神社に負けて以来、御興を作らなくなった。そして、その御興を持って帰り埋めた場所が現在の池田である。この池田はイクタ（埋めたという意）から起こったと言う。多賀には

嫁にやるなら 多賀村やられ

多賀にゃ 祭りが七度半

という民謡が残っている。これは、この地方に祭りがたくさんあるということを歌ったものである。

ここには、氏神様が五社（鴨布勢神社・八幡宮・熊野神社・多賀神社・御崎神社）あり、それぞれの

神社に祭りがあるために、他と比較すると多くなる。多賀の地名も、“賀することが多い”というところから由来しているという説もある。また、その他の部落でも秋祭りは同様であったが、現在では、赤坂町内はすべて10月14・15日の両日に統一され、宮参り・子供相撲に変化していった。

旧暦10月亥の日「亥の子」という行事が行われた。現在は、まったく廃れてしまった。この行事、男の子が猪のように強く元気に育つ様にと、多産系の猪を祝って家族繁栄を祈ったとか言われている。この日、坂本の方の部落では、「ボタモチヌスミ」をする。家々では、ボタモチをつくり、門(庭)に縁台を出して供えておく。そして、子供達10人ぐらいいっしょになって、

亥の子のようさ ボタモチだ

と言ひ、その声が聞こえたら、家族は家の中へ入り、子供達にボタモチを盗ませる。もし家の者が、ボタモチを供えなかったり、子供達が来た時に隠したりすると、イノコ石(別名、たこ石)で門に穴をあける。反対に盗むことができた時は、わらを固く縛って棒状したボティレで門をたたいて帰る。この門叩きはお礼の挨拶である。イノコツキが終わると、ボティレは柿の木にぶら下げる。そうすると実がよくると言われている。多賀の方でも、この「亥の子」の日には、各家がイノコモチ・イノコダンゴ・菓子等を神様に供える。そして、子供達が、

亥の子のようさ 祝わんもんは

鬼産め蛇産め 角のはえた子産めと道中言いながら、家から家へ行き餅や菓子をもらっていた。「亥の日」については、10月の最初の「亥の日」だと言う説と、最初は殿様が祝う「亥の日」、二番目が農民が祝う「亥の日」、次がその他の人々が祝う「亥の日」と定められており、「亥の日」が2回しかない時は、殿様以外の人々は皆、二番目の「亥の日」に祝うのだという説との二通りあった。この「亥の日」に炬燵をはじめて出す風習があった。その時に炬燵を開くと火難にあわないとか言う。

農村行事として、この頃稲かりの終わった日を祝う「カマアゲ」、稲刈りを済ました日を祝う「ニワアゲ」がある。

それが終わると冬仕度が待っている。12月20日過ぎには、「冬至」を迎え本格的に冬が訪れる。この「冬至」の日に南瓜を食べると病気にならないと言って食べる家もある。

最後になったが、赤坂町の行事の中で、もっとも盛大である「お当屋」・「お日待ち」について述べておきたい。「お当屋」・「お日待ち」は、農作物を氏神様に供えて、五穀豊穡と氏子の幸福・繁栄を願う祭である。

「オトウヤ」は、部落によって、字も異なり内容も違うが、ほとんどの部落で年2回行われ、神職がくじを作り、そのくじ引きで当主を決める。当主は、清浄でなければならないという事で、ある所では、その部落に葬式があっても当主は絶対に穴掘りをしてはいけないとか、もし自分の家で不浄な事が起った時は、またくじ引きで次の人が当主となった。そして、当主は、自分が「オトウヤ」をす

る前一年間は不浄な事がないよう祈しなければならない。

ここで、北佐古田の「オトウヤ」について述べると、ここは、「お聞屋」と書き、旧暦霜月18日・正月4日に行う。もちろん当主はそれぞれ別の家である。その日の朝、氏神様へ女も子供も氏子全員が集り、神事を行い、それが終わってから各家1名ずつ当主の所へ集って食事をする。だいたい夜中の12時頃まで行くそうだ。昔は、当主の家へ行くのは男子だけであったが、数年前から年二回のうち、一回は男性他の一回は女性と変ってきている。この日の食事は、最高のものと言われ、その費用は、免田・氏神様の山林の収入から出る。二人の当主は免田を半分ずつにし、それぞれを耕し、その収入で当開きする。

多賀では「お当屋」と書き、(「お稲屋」が正しいと言う話である)旧暦11月16日(今は12月16日)と4月4日にする。この部落では、同姓の者同志が集ってお当屋をする。その姓は、若林・友次・歳森の三姓である。霜月になると、当主および当屋へ列席する者は、獣の肉はかたく禁じられており、もし、食べる者があれば、その人には神罰があたると言われている。いつの頃までかわからないが、以前は、16日の未明神職(鴨布勢神社)と三姓の当主は、川で身心を浄めていた。その後、それぞれ神官を招いて神事を行い、宴を催した。その他各姓に当頭という人がいて、当屋の席次も定まっていたが、身分差別的しきたりは、時代の変遷とともに廃止されていった。また、昔は、部落内にいない親族も皆集まったが、現在は部落の者だけで、費用に関しても、当主全額負担が、会費制(戦後)になった。旧11月17日は、三姓の者が、鴨布勢神社に集って神事を行い、18日には三姓以外の人が「当屋」を行う。

このほかに、「荒神稲屋」と呼ばれる行事もあり、旧暦8月28日(現在9月28日)多賀内のそれぞれの小さな部落(8つほどある)単位で行い、順番制によって当屋が決められ、この時は、女・子供すべての家族全員が集って荒神様を祀る。

「当屋」は、様々な形で存在するが、その中の1つに「甘酒当屋」というのがある。これは4月の初め頃、坂本の方で行われるが、ここでも、例えもれず当主はくじで決める。当屋では、その日昼頃からずっと甘酒を用意し、その他の者は自分の都合のよい時に、そこへ行って甘酒をいただく。それから、夜8時頃になったら、戸主が当屋へ行き、甘酒をいただいて氏神様(大天狗様)を拝んで帰る。今井では、「お禰屋」と書く。

次に、「お当屋」と同類と考えられる「お日待ち」に話を移そう。「甘酒当屋」を行う坂本では、10月に「お日待ち」を行う。これは、名前こそ「甘酒当屋」「お日待ち」と異なるが、内容はまったく同じで、違うのは甘酒の代りにヤッコメ(焼米)になるということだ。ヤッコメとは、稲がまだ完全に熟れていない時に10坪ほどだけ稲刈りし、それを脱穀し米をいる。その後、からす(からうす・唐臼)でつき、もみからを取って、茶碗に約半分ぐらいそれを入れ、塩を少し加えて熱い湯をか

けたものである。

西窪田では、「お日待ち」は年に4回ある。正月のお日待ち（1月8・9日）春のお日待ち（3月中旬）秋のお日待ち（9月中旬・9月30日・10月1日）である。このうち、3月9月の中旬のお日待ちは、「彼岸」と関係が深いように思う。この時には、各家ごとで、氏神様（天照大神）へ参り、神職を迎え、御祈念してもらう。また、最後の「お日待ち」は稲刈りのために草刈り・道路の草けずりをする人が、それぞれの家から一名ずつ参加し、その後宿（当屋、ここでは四軒ある）のうちの1軒の家の近所の人が里芋2株ずつ堀り、残りの3軒の家で夕食・翌日の朝食・昼食をいただき、3時頃解散する。そしてこの年、忌を受けている家は出席できないことになっている。

以上が、赤坂町の年中行事の主たるものである。

（伊藤 恵子）

3 民 家

民家は、そこに住む人々の生活の基盤である。昔ながらの家には、古い生活の様式が残っているだろうし、新しい家には、合理化された生活があるだろう。赤坂町は岡山市に近いので、ほとんどの民家が瓦葺きで、古い形態を残しているような草葺きの民家は数少なくなっている。ここでは赤坂町多賀を中心として、比較的古い形態を残している江戸時代末期から明治時代初期の家、明治時代後半の家、ここ数年の間に建てられた家、それぞれ3軒ずつを対象として、時代による移り変わりを考慮しながら赤坂町の民家についてまとめてみようと思う。

（イ） 屋 根

赤坂町には茅がほとんどないため、草葺きの屋根の材料は主として麦藁で、入母屋造りが大部分を占める。入母屋というのは、上部は切妻のように棟から屋根を二方に葺きおろして両妻を切りおとし、下方は寄棟のように四方に屋根をつけて妻の側にも葺きおろしたもので、すなわち寄棟の上に切妻を乗せたような形のものである。屋根棟は、葺替の時屋根針で穴をあけて縄でとじるために雨もりがする。その雨仕舞いや棟押さえのために工夫され、装飾としても役立っているのがカラスオドシ（写真10-3-1参照）や瓦葺きの箱棟（写真10-3-2参照）である。

カラスオドシの数は4を含む偶数を嫌うため5・7・9・11など奇数であり、数の多少によって家の大小の判定ができる。通常は7つである。カラスオドシは木材であるので屋根の葺き替えのつど取り替えなければならないが、箱棟にしておけば耐久力がある。そこで現在では多く瓦葺きの箱棟にかわってきている。



写真10-3-1

カラスオドシ

主屋の本屋から外側に差し出した片流れの小屋根を庇といい、ふつうにはオダレ（写真10-3-2参照）と呼んでいる。



写真10-3-2 箱棟とオダレ

南部平野地域は瓦製造の先進地域であったため、江戸時代から本瓦葺のオダレが主屋の周囲全体についている「四方下屋造り」の民家が多い。家の両側面にある切妻屋根の山形をなすところを破風という。破風には穴のあいたままのもの、板をはったもの、木連格子にしたもの、藁でおおったものなど

数種類がある。この破風はイロリヤクドの煙出しとして、また屋根裏の明りとりとしての役制を持つ。屋根の構造は、まず丸太の骨組みの上に縦に割り竹を組んで藁を葺いたものである。(写真10-3-3参照)江戸時代には一般の民家で屋根全体を瓦葺きにすることは許されなかったので、瓦葺きの家が建てられるようになったのは明治時代以降のことである。



写真10-3-3

屋根の構造

現在では新しく建てられるものはすべて瓦葺きで、昔からの藁葺きの民家でも材料の麦藁の不足のため、その上をトタンでおおうようになった。

(四) 間取り

古い民家の造りは南向きで主屋と納屋の二棟式である。田の字型の間取りで6部屋取りの場合が多い。多くの民家は外見上は古くても、内部はかなり改善されて便利になっている。新しく建てられる民家は二階建てが多いが、古い住宅の間取りのよい面も取り入れられ工夫が見られる。

(a) A氏宅(多賀, 図10-3-1・写真10-3-2参照)

現在の場所に建てられたのは、昭和の初期であるが、当時、同町今井にあった約80年前の民家を移築したものである。たいたい120年くらい前の民家と思われる。主屋は、梁間5.5間×桁行8間で0.5間(床)+1.5間(サシキ)+1.5間(ナカノマ)+2間(シモノマ)+1間(ニワ)+1.5間(物置)となっている。瓦葺きの箱棟とオダレを持つ入母屋づくりの藁葺きで、破風は木連格子になっている。入口の右側の物置は昔はマヤで、農耕用として牛を飼っていた。マヤは内廐で、ニワとの間には板を張って仕切っており、主屋の中で牛を飼っていたわけである。棟が別になっているナカヤは2間×6間で居間づくりの部屋を含んでいる。このナカヤは江戸時代の建物で、藁葺きであったのを後に瓦葺きにしたのである。

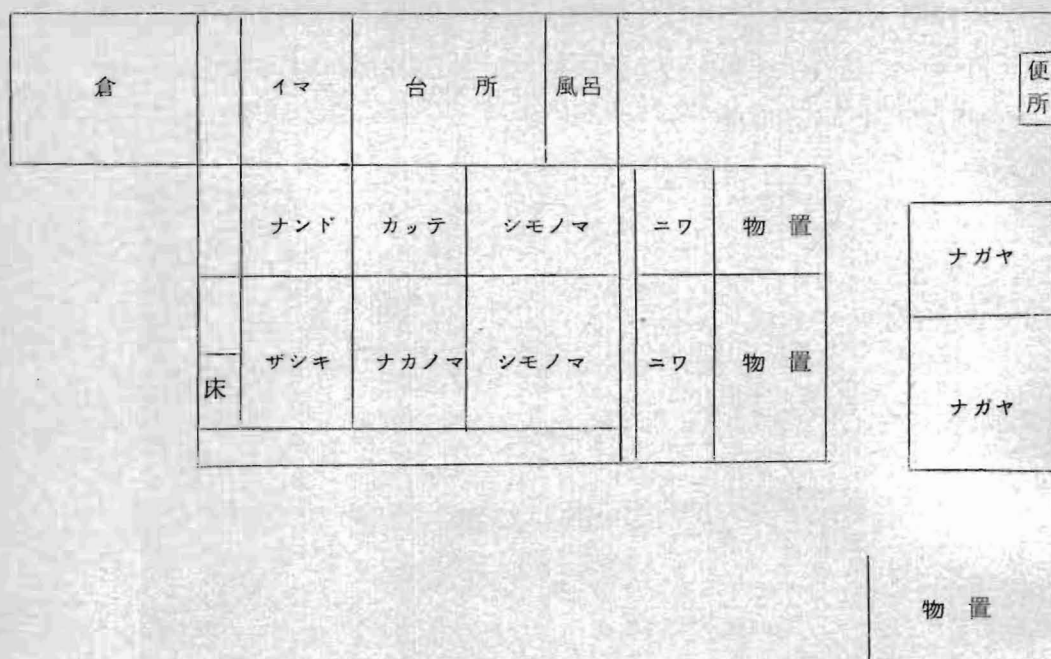


図 10-3-1 A氏宅

ナガヤの入口より北の部分は、以前は堆肥舎であったが、現在ではナガヤ全部を物置として使用している。2間×2.5間の倉は、約50年前、台所は昭和30年に建てられたものである。

赤坂町の民家には周囲に囲いを持つものは少ないが、この家は主屋とナガヤを結ぶように一部だけ木組間塗りのへいを持っている。間取りは、8畳と6畳のシモノマ、6畳のナカノマ、仏壇のある4.5畳のカッテ、6畳のザシキ、4.5畳のナンド、6畳のイマ（ウラザシキ）となっている。この地方では部屋を一般にカミノマ、ナカノマ、シモノマと呼ぶので、この家ではザシキがカミノマにあたるものである。

(b) B氏宅（總分、図10-3-2、写真10-3-1参照）

葺きおろしの藁屋根に玄関の部分だけ庇のついた民家である。建築時期は不詳だが、百年以上前のものであることはまちがいない。

梁間3間×桁行6.5間で0.5間（物置）+0.5間（床）+1.5間（カミノマ）+1間（シモノマ）+1.5間（ニワ）+1.5間（物置）となっている主屋と、1間×3.5間のナガヤの二棟式である。入口の右側の物置は、昔は牛厩として使われていたそうであるから、ここもA氏宅と同じく内蔵である。その奥はマヤとは完全にしきった台所であったのを、現在では居間として使用している。台所は昭和30年に主屋とは別に建てたもので、一部分に畳を敷いて食堂とし、台所は改善されて

いる。

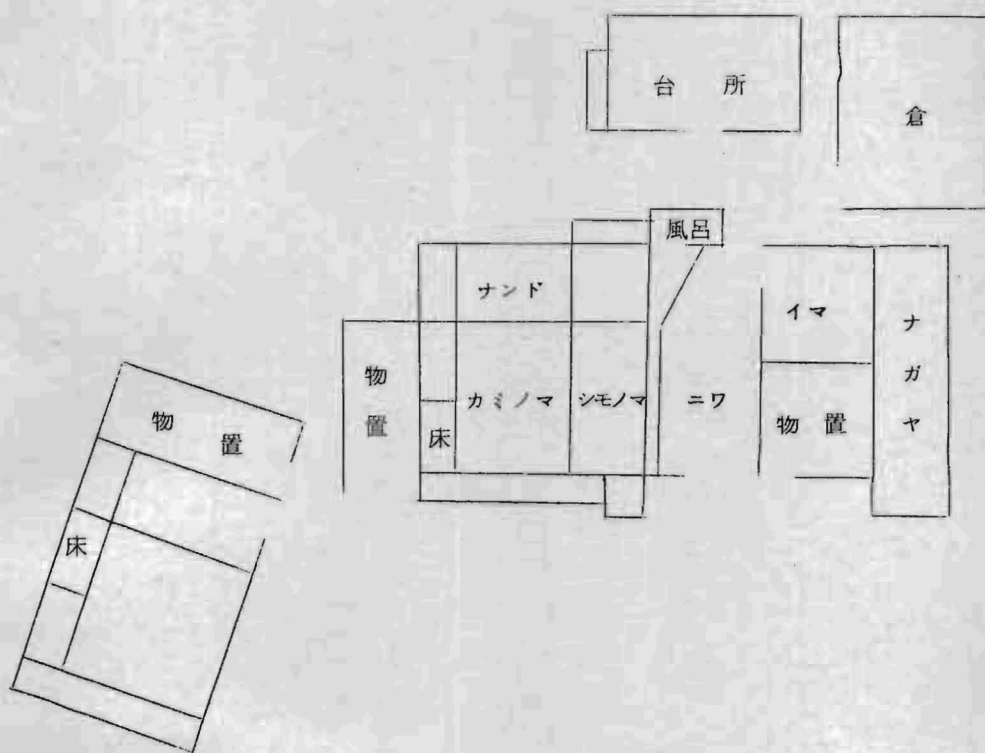


図 10-3-2 B氏宅

もう一棟の離れは、昭和5年頃に古い家を移築して建てた。間取りはシモノマ4畳、カミノマ6畳、ナンド3畳と2畳、それに離れが4畳と8畳である。仏壇は離れに置かれている。入口の左側には、小便所があり、タマリと呼ばれている。

(C) C氏宅 (多賀, 図10-3-3参照)

明治初年に建てられた家で、梁間4.5間×桁行7.5間で0.5間(物置)+1.5間(カミノマ)+2間(ナカノマ)+1間(シモノマ)+1間(ニワ)+1.5間(物置)となっている。間取りは田の字型の4間取りの変型のような5間取りである。4畳のシモノマにニワとの間をカーテンで仕切って子供の勉強部屋に使われている。8畳のナカノマの天井には0.5間四方の色の違う部分があったが、これは昔養蚕をしていた時に、風通しのために天井をあげられるようにしておいたなごりである。6畳のカミノ間の押入れの上に神棚が祭っており、仏壇は6畳のナンドにあって、隣の食事をする部屋からおがむようになっている。物置はやはり昔のマヤで、外から入るようになっているが、ニワからでも見えるようになっている。台所は土間のままで、うす暗く湿っている。昔ながらのクドがまだ残されていて、ガスが普及した現在でも寄り合いの時や正月には使用されている。

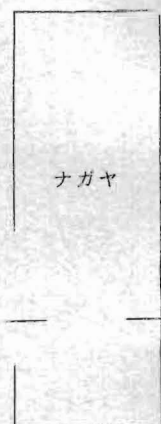
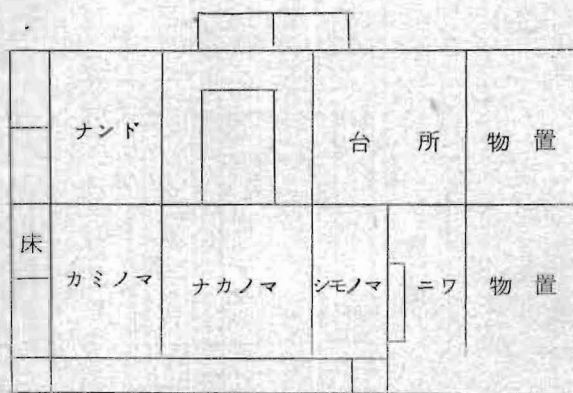


図 10-3-3 C氏宅

約70cm四方のイロリもあった。しかし、このイロリは台所の土間にあり、台所とニワ、シモノマ、食事をする部屋が仕切られていないことから暖房のために用いられたとは考えられない。比較的新しいものであるが、家人に尋ねても本来の用途は不明である。現在では、カミズなどを燃やすのに使われている。サシキの表側は南向きですべて障子なので採光には恵まれているが、反対に北側の部屋は暗く陰気である。主屋は藁葺きの入母屋づくりで葺きおろしてある。ナガヤと倉は本瓦葺きで、建築時期は新しい。

(d) D氏宅(多賀, 図10-3-4参照)

明治27・28年の建築で、瓦葺きの民家である。梁間4.5間×桁行7.5間で、0.5間(床)+2間(座敷)+1.5間(ナカノマ)+1間(シモノマ)+1間(ニワ)+1.5間(マヤ)である。この家を建てる以前は同じような作りの藁葺きであり、この家も最初は藁葺きであった。瓦に葺き替えたのは、約20年前である。屋根は、骨組みの上に板を張り檜皮をひいて、瓦を葺いたものである。ナガヤは200年以上前のもので、南向きに8畳の部屋がとってあった。現在はこれを洋間に改造している。

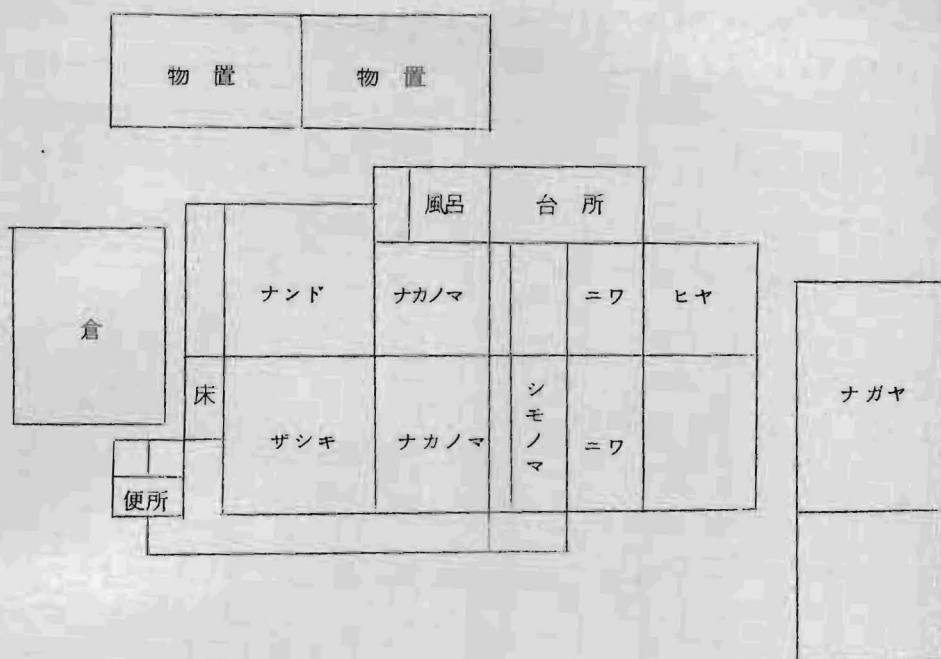


図 10—3—4 D氏宅

マヤは12年前に改造して6畳の部屋をとり、残りはヒヤと呼ばれる物置である。ヒヤというのは普通は寝室の呼び名であるが、この物置は寝室として使われたことはないそうである。玄関の左側は昔は風呂場であった。18年前に裏の食事をする部屋に風呂を移し、玄関の左側は縁のつづきでミシンが置いてある。縁にはガラス戸を入れて採光が良いので裁縫するには便利であろう。ニワの天井を見ると太い丸太がそのままハリとして使われ、建築の古さを示している。間取りはシモノマ4畳、ナカノマ6畳、ザシキ8畳、ナンド8畳、チャノマ4.5畳と3畳の6間取りになっている。仏壇はチャノマにある。この民家で目についたのは井戸である。枠は半間四方くらいだが、下にいくほど広くなり水面のところでは1.5間四方にもなっているという。赤坂町でも一・二という大井戸で、昔は近所約15軒が共同で利用していた。現在では本家・新家2軒でモーターで汲み上げて利用している。

(e) E氏宅 (多賀, 図10—3—5 参照)

明治42年頃に建築された瓦葺の民家である。梁間6間×桁行6間で0.5間(床)+1.5間(ザシキ)+1.5間(ナカノマ)1間(玄関)+1.5間(ニワ)である。ナガヤは2階建てで1階は3室に区切られていて昔は牛厩であった。現在では、ほとんどの牛厩がそうであるように、物置になっている。2階も同じ間取りで、南向きの部屋は子供の勉強部屋に改造されている。

赤坂町にはニワはさんで一方が住まい、他方がマヤとなっている内蔵形式が多いのであるが、この家は外蔵になっている。玄関やニワは昭和45年に改造されて、洋式でたいへん明るくなっている。ニワを半分に区切って作った応接間は、玄関とオクニワにそれぞれ通じる0.5間のドアの他は完全に独立し、靴のまま入れるようになっている。主屋だけに 関して言えばシモノマ4畳、ナカノマ6畳、ザシキ6畳、ナンド6畳、カッテ6畳に4畳の板の間のある6間取りに6畳の裏座敷のついた間取りである。仏壇はカッテにある。

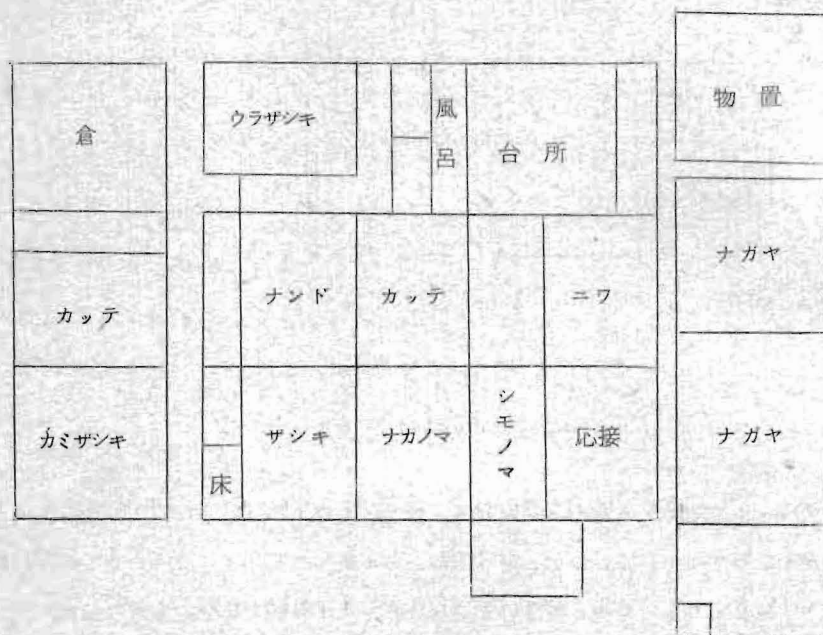


図 10-3-5 E氏宅

台所、風呂、便所は昭和32年に改造された。従って明治時代の終わりに建てられたものであるが内部は近年大部分手が加えられ使いやすくなっていることがわかる。主屋から約100m離れた所に、藁葺きで瓦葺のオダレのついた入母屋づくりのたきぎ小屋がある。明治45年頃作られたもので、現在はたきぎの必要がないので、物置や車庫として使われている。

(f) F氏宅 (多賀, 図10-3-6, 写真10-3-4参照)

主屋は明治時代末の医師の家を昭和5年に現在の場所へ移築したものである。医師の家であったから内蔵はない。倉やナガヤは以前からのもので主屋と共に瓦葺きである。ナガヤの裏にある物置だけは入母屋造り、葺きおろしの藁葺根である。主屋の梁間は5.5間×桁行7間で、2間(ニワ)+1間(シモノマ)+1.5間(ナカノマ)+2間(ザシキ)+0.5間(床)となっている。この地方では、ほとんどの家がニワの左側(西)にザシキを持つ「西オエ」のつくりであるがこの民家は逆

にニワの右側（東）にザシキがある「東オエ」である。これは県道が家の西を通っているため、ナガヤや玄関が西にある方が便利が良いからであろう。



写真 10-3-4 F 氏 宅

4 畳のシモノマ、6 畳のナカノマ、8 畳のザシキ、6 畳のナンド、4.5 畳と 3 畳のカッテの 6 間取りで、仏壇は 4.5 畳のカッテにあってナカノマから拝むようになっている。台所は普通の土間でクドも残っているが、近頃ではクドは正月に使われるだけだそうである。

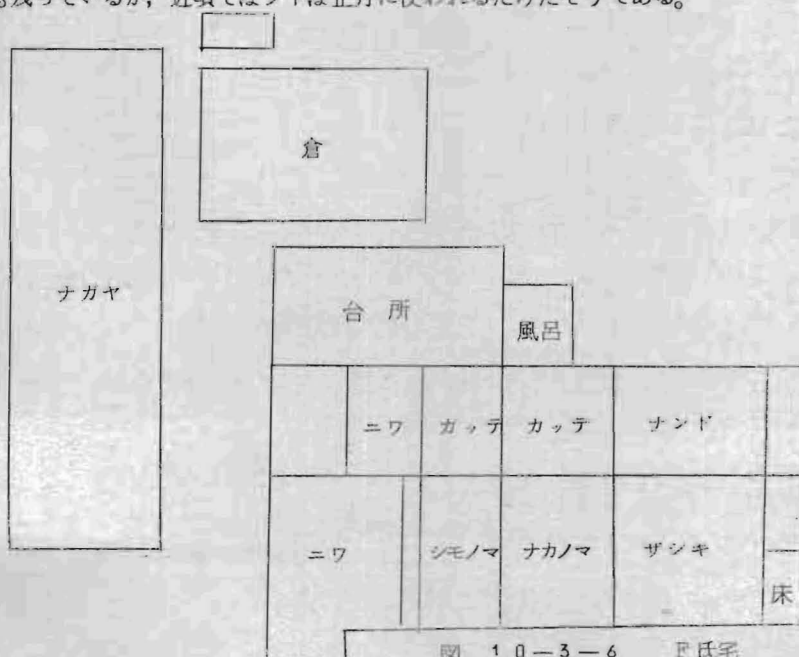


図 10-3-6 F 氏宅

(g) G氏宅 (多賀, 図10-3-7 参照)

昭和45年建築の2階建てである。梁間4間×桁行6間に2間四方の台所と風呂がついている。この台所と風呂は古い建物を利用したもので、セメントのニワとはガラス戸で仕切られた土間でクドも残っている。1階は6畳2間と4.5畳, 階段のある4.5畳とが田の字型をなしており, 古い形式が新しい家に生かされている。

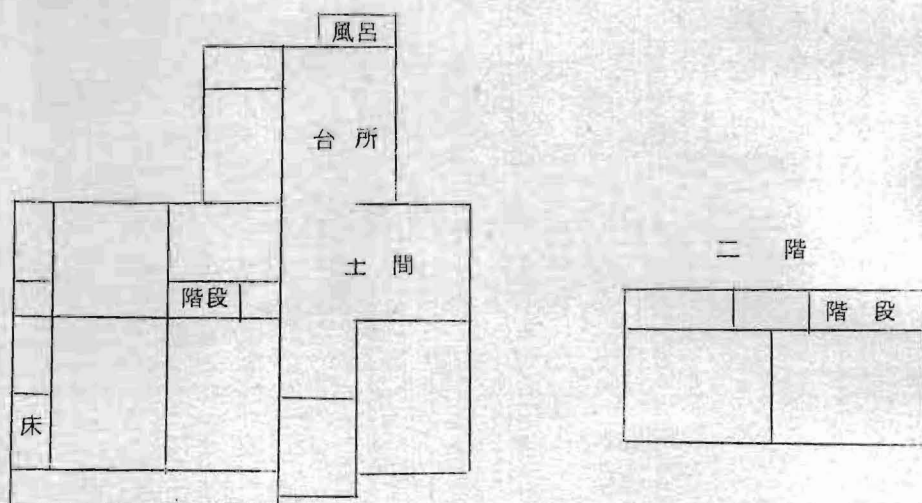


図 10-3-7 G氏宅

玄関の右側にある6畳は南向きで, 大きく窓をとった明るい部屋で, 子供の遊び場である。2階は, 6畳2間である。階段の上を利用して1.5間の押し入れをとっているのは, 新しい工夫で, 空間の上手な利用法として新しさを感じさせる。

(h) H氏宅 (多賀, 図3-10-8 参照)

(i) I氏宅 (多賀, 図3-10-9, 写真3-10-5 参照)

H氏宅は昭和40年と44年に一棟ずつ建てられた家であり, I氏宅は昭和47年建築の家である。しかしこの新しい家の中にも, 田の字型の間取りが残っていたり, 土間やナガヤが残っていたりして, それぞれの生活に便利のように工夫されていることがよくわかる。新しい建築様式によって屋根がカラフルになり土の壁がなくなっても, やはり昔ながらの日本建築の便利さは残されているものである。

新しさと古さがとけ合っている住みやすい民家が, これからもどんどん増えていくことだろう。

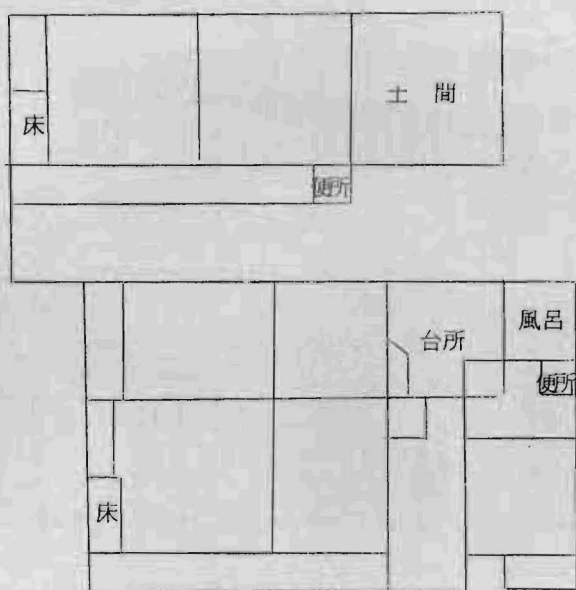
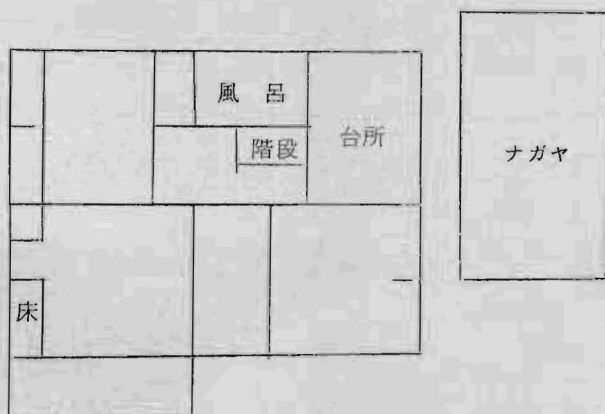


図 10-3-8 H氏宅



二階

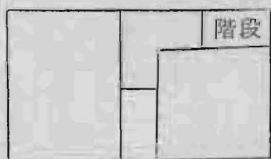


図 10-3-9 I氏宅



・写真10-3-5 I 氏 宅

(イ) その他

多賀で今も使用されている水車、おそらくは赤磐郡でも唯一の現役の水車小屋を取り上げてみたい。米の精白は、現在では電動機によるのがほとんどであるが、この周辺の14軒の民家では共同で水車を利用して精米を行なっている。30～40年くらい前のもので土壁、藁葺きであった。今では雨もりがするのを、葺き替えないで、ビニール布をかぶせてあるので少し興ざめである。川からトイで水を引いて水車が回り、心棒が回る。



写真10-3-6 水 車 小 屋

米をつくための3本の櫓の杵に、少しずつずらして突起がある。杵を止めている縄をはずすと杵は下へ落ち、突起が心棒で当たって止められ、上へはね上げられる。こうして3本の杵で交互に米をつくようになるのである。ウスの中には、直径約20センチメートル、高さ約15センチメートルのゴムのような輪が入れられ、米が循環するようになっている。一度に2斗、朝入れておけば夜にはきれいに精白されているそうである。ただし米にはイシコ（みがき粉）を混ぜている。そうしないともっと時間がかかるからである。水車で精白した米は、糠が混じっているので洗うのに骨がおれるが、大変おいしいということである。これが電化時代の現在まで水車が生き残った理由であろうか。

（相沢 節子）

参考文献

鶴藤鹿忠（1965）：岡山の民家

4 旧跡・伝説

赤坂町において伝承されている昔話の数は、ごくわずかである。民間のいわゆる語り手は、ほとんどみられず、たとえいたとしても話の数は一つか二つかで限られている。

県北の各地と比べて昔話の数が少ないのは、この土地特有の社会的・風土的な諸条件が昔話の成立に適していなかったのか、それとも近代文明の浸透が口語伝承を多方面から制肘したという一般的な理由によるのか定かではないが、とにかく、赤坂町では五つほどしか昔話を聴取することができなかった。しかも、昔話に特有なはじめことばやおわりことばなどはあまりなく、語り手の口調も、語って聞かせるという形はみられなかったのである。

これから、赤坂町の旧跡にあたりながら、伝説を述べていくことにするが、このレポート作成にあたって、時本信男・光好照太・内藤秋男・橋本正好の諸氏にお話をうかがったことを記して、まず、感謝しておきたい。また、その他、岩神考（岡本真澄氏作）報道赤坂第50号を参考にし、その方面でお世話になった方々へも感謝しておきたい。

その1 天神様とにわとり

この伝説は、西窪田独自の伝説で、赤坂町のその他の部落のどこにも同様ないつたえはなかった。この地方では、にわとりを飼うとどうしたわけか、必ず家の者から死人が出たり、大事故が起こったり、また火事・水難などの災難がその家に訪れると言われている。

それは、昔々、今から1070年ほど前、菅原道真が大宰府に流された時のことである。当時、平安時代には、にわたりの鳴き声をたよって早朝の時刻を知っていたのである。だから、道真も、大宰

府までの長い道中は、その宿泊した部落のにわとりの鳴き声を合図に目を覚し、そうして西へ西へと向かっていったのである。そして、道真が京の都を出発して幾日目にか、西窪田へお泊りになった。すると、翌朝、この部落のにわとりがうっかりまちがえて、いつもよりも早く開の声をあげてしまった。そのため、道真は、流刑地へはやく流される事になったのである。それは、この部落のにわとりが、少しでも早く道真を大宰府へ送ろうといら意図をもって起こした出来事だと考えられた。

そして、その後、この部落の氏神様に天神様（天満天神様）が祀られてから、ここでにわとりを飼うと、先述のような事が起ったのである。それは、天神様のお怒りであると思われる。

また、他の説によると、にわとりが鳴いた時刻には無関係に、ただ、にわとりが道真の流刑に関与したから、すなわち、にわとりが鳴き声をあげると、西へ向って、大宰府へ行かざるを得なかったからだということらしい。

しかし、いずれにしても、そのために、今日でも、にわとりを飼っている家はまったくと言っていいほどない。時折り、にわとりを飼っている家を見るが、それでも、そこには、「コケ・コッコー」と鳴く雄は、絶対にいないということである。

その2 大師山

赤坂町 今井の北部に大師山という所がある。

古老からの言い伝えによれば、昔々、ここに大師堂があって、そこは靈験がたいへんあらたかで願いは、何でも叶えてもらえるということで、大繁昌していた。そして、この大師堂にお籠りして、一心に祈れば、病気平癒はもちろんのこと、当時、一番珍重がられていた灯油が授けられると大評判だったそうである。

その大師堂から南へ下って、現在の県道を横切り、さらに、200メートルほど行くと、今井川が流れ、そこに石橋がかかっている。そこには戦後まで竹藪があり、夜中には小豆洗（あずきあらい）という狐が出ていたそうで、たいへんもの寂しく気味悪い感じのする場所であった。そして、この川のそばに古井戸があり、祈願したものが夜の明けぬうちに、「南無大師遍照金剛」と唱妙を唱えながら、壺に古井戸の水を汲んで帰ると、それに灯がついたという話である。

ところがある夜のこと、たくさんの信者がお籠りしている真夜中、その大師堂で大きな地鳴りが起こり、それから、外で、フッフッフッフ言いながら堂の周囲を廻るものがあった。「何だろ う」と、おそろおそろ戸の隙間からのぞいて見たら、大きな大きな尻尾の古狸が、らんらんとした眼を光らせながら廻っている。皆、びっくりしたあまり、「キャッ」と悲鳴をあげた。すると、その瞬間、その音は、びたりと止まり、あたりは再びシーンと静まりかえり、もとのまっ暗な闇でつまれた。皆は夜の明けるのを待って、急いで我家に帰ったが、それからというもの、いくらお祈りしても油を得

ることはできず、火をつけるとジュンという音だけで灯はつかなかったという話である。もともと水なのだから当然のことなのであるが。



写真10-4-1

現存する古井戸のそばにある石橋

それ以来、その大師堂は、参詣人がさびれ、いつとはなしに荒地に変わっていった。大正の終わり頃には、まだ当時をしのばせる瓦の破片がそこには残っていたそうだ。そんなことから大師山という名が今に残っているのだらうという話である。

その3 岩神様のはなし

この話は、赤坂町の最北に位置する惣分の「岩神社」にまつわるものである。

池田殿様 おつむが悪い 金の脇差置いていた

こんな民謡が、この地方に残っている。それは昔々、今からおよそ100年余り前、当時、人々の間で、池田茂政公は、おつむが悪いという定評があり、それが、この岩神様へ参詣し、祈願してから癒られたと言われる。そして、それは、今もお、重なりあって横たわっている巨岩の間に棲んでいる金色の蛸蛇が、その力の精だと伝えられており、信仰心の凝った者の目には、その蛸蛇の姿が見えるとか言われている。そのため、茂政公は、文久3年(1863)、最後の御巡視された時、当時の武士にとって形身であり、分身であると思われる剣を、大國主命へ形見として、また奉納の意として、供えられたのである。

このことから、この岩神様は脳の病気に、靈験があらたかであると言われて遠近の参詣者があとをた

たなかった。そして、病氣平癒の大願成就には必ず刀を供えていた。そのため、第二次世界大戦前までは、これが山積されていたが、金属回収のため現在は、その跡はまったく見られない。そして、今日は木刀が形ばかりに代納されているが、ほとんどが腐朽している。



写真10-4-2

木刀等が奉納されている岩神様

また、その境内に隣りあわせて、「烏帽子岩」・「ゆるぎ岩」と、称する岩がある。

「烏帽子岩」は、その形が烏帽子に似ており、数人の力によって動揺するが、更に珍しいのは、天然記念物にも指定されている「ゆるぎ岩」である。その形状は、舟状をなしているので、別名「舟岩」とも言われる。これは、絶壁の上に三重になって重なりあい、わずかな支点にささえられているため一人の刀をもってしても、軽々揺れ動き、その振幅約5メートル、数人かかれば、「ごっとな、ごっとな」と音をたてて15メートル程、中の石、もろともに振動すると言われている。

昔、この岩が崖下に転落して、近郷に大飢饉が起ったので、村人は心痛のあまり、山上にこもって一心に祈願したところ、一夜のうちにこの巨岩が、もとの台石の上にのせられていたそうだと。そして、これは天狗の仕業であると言われ、今日でも、この岩の上面に楕円形の型があるが、それは、この時の天狗の爪形であると言う話である。



写真 10-4-3

烏帽子岩

その4 一本松の言い伝え

いつ頃の話かは、まったくわからないが、一里塚が置かれてからずっと後の時代の話である。そして、その一里塚が置かれる様になって、一里塚の目じるしに一本松が植えられてあった。この赤坂町にも、一里塚の一本松の跡が、三ヶ所ある。「一本松の言い伝え」は、その中の東軽部にあった一本松にまつわる話である。

今から、数十年前まで、この地方に、一里塚のなごりとして、一本の大きな松の木が残っていた。

ところが、どうしたわけか、その大木の松の枝ぶりは、非常に変わっていたのである。そして、その形は、ちょうど掌を上に出したような感じであった。それは、昔、ある時、天狗がやってきて、その松にすわって、ひと休みしたそうだった。そして、その時に、それまでまっすぐだった一本松が、そのために、笠のようになったのである。そして、すわった時に、左足は、軽部の某山に、右足はなんとか岩の上に足跡があったと言われていたが、今では、その足跡の影はもちろん、その山の名も岩の名も知る者はいない。



写真10-4-4 当時の一本松

ただ、天狗がすわって、笠状になったところから、この土地の人々は、一本松のことを「天狗松」とか「笠松」とか呼んでいる。

ところが、この東郷部地方の名物であった一本松が、いつ頃からか松食い虫に蝕まれていた。そこで、この一本松を切ってしまったのだが、すると、どうしたわけか、その一本松を切った人はことごとく死んでいってしまったそうだ。しかし、それだけではすまず、その一本松から茶托、お盆等を作った人も、またそれをもらっ

た人も死んでしまったということである。これは、皆の一本松であるのに一部分の人だけが、一人じめしたためにこの一本松の精が怒ったからだと言われている。なんとも不思議な話である。

その5 学校ときつね

最後になったが、これから述べようと思っている「学校ときつね」と題した話は、赤坂町の中心地である町刈田での話である。この話は、伝説とは、まだ呼べないような話だが、最近の赤坂町の一大不思議として、ここに記しておきたい。

昔、イワキという祈禱氏が狐を使って、現在の赤坂中学校の運動場の中央あたりで祈禱をしていたそうだ。

しかし、文明開化盛んな明治時代になると、この土地にも、赤坂高等小学校ができ、いつのまにか、祈禱は行われなくなり、その後まもなく廃校となり、新しく赤坂公園ができた。つづいて、それから後、赤坂青年学校、そして現在の赤坂中学校という変遷を辿っている。

ところが赤坂高等小学校ができ、それからまもなく、いつの時からかわからないが、そこに学ぶ生徒が不慮の怪我をよくするようになった。あまりにも不思議なでき事なので、祈禱をしてもらった。すると以前、イワキという祈禱氏が祈禱のために使っていた狐が、自分の居住地を荒され、祭りをしてくれなかったから、そのために怒って、生徒に悪戯をしていたそうだ。そして、それ以来祀るようになったが、戦後の混乱に紛れて、また祀らなくなった。すると、再び狐があらばれ、生徒に悪戯をしだした。そして、それだけでなく、こんどは、歴代の校長にとりつき、そのために、校長は、胃をわずらったという話である。

そういうわけで、現在では、中学校の一隅に、「イワキ様」として校長をはじめ教職員が密かにお祭りをしているそうだ。

(伊藤 恵子)



写真10-4-5 赤坂中学校の運動場の隅にある「イワキ様」

第 1 1 章 教 育

1. 学 校 教 育

(イ) 近世の寺小屋・手習所

(a) 寺 小 屋

寺小屋は一般庶民の身近かな教育の場として普及し、明治5年迄には岡山県においては長野県、山口県についで、たくさんの寺小屋があった。

日本教育史資料によれば、全国で15,542カ所の寺小屋があり、岡山県はそのうち1,031カ所で、全国第3位の位置にあり、全国的にみても岡山県は寺小屋が大いに普及していたといえる。しかし、その中でいったい赤坂郡はどういった位置にあったのだろうか。

表1-1-2によると、岡山県32区のうちで津高郡、児島郡が6ヶ所、都宇郡、上房郡がそれに続いて62カ所となっており、赤坂郡は県内において少ない方に入り17カ所、第24位となっている。

表1-1-2 岡山県寺小屋調

郡 区 別	寺小屋数	郡 区 別	寺小屋数
岡 山 郡	17	上 房 郡	62
御 野 郡	37	川 上 郡	30
津 高 郡	66	哲 多 郡	18
赤 坂 郡	17	阿 賀 郡	35
盤 梨 郡	15	真 島 郡	35
和 気 郡	22	大 庭 郡	34
邑 久 郡	45	西 西 条 郡	17
上 道 郡	45	西 北 条 郡	24
児 島 郡	66	東 南 条 郡	11
都 宇 郡	62	東 北 条 郡	20
窪 屋 郡	56	勝 北 郡	16
浅 口 郡	82	勝 南 郡	20
小 田 郡	40	吉 野 郡	20
後 月 郡	31	英 田 郡	19
下 道 郡	23	久米南条郡	7
賀 陽 郡	34	久米北条郡	5
		合 計	1,031

(岡山県教育史上巻より作成)

表 11-1-1 岡山の寺小屋数の位置

地 方 別	寺 小 屋 数
岡 山	1,031
兵 庫	819
長 野	1,341
広 島	257
鳥 取	212
山 口	1,307
島 根	681
⋮	
全 国 合 計	15,542

(3府37県)

また、日本教育史資料の寺小屋開設年代調によると、岡山県では元亀の頃より開設されはじめ、文化・文政の頃よりいっそう栄え、天保から嘉永年間にかけて全盛期となる。それに対し赤坂郡においては、文政の頃にはじめて寺小屋が開設されて以来、天保から嘉永にかけて約半分の寺小屋が開設され、岡山県全体の動きと同じ動きを示している。

次に赤坂郡の中で赤坂町はどのような位置にあるかみていこう。

表11-1-3 赤坂郡における寺小屋

学 科	旧管領	所在地	開 業	廃 業	教 師	生 徒	身 分	習字師氏名
習 字	岡山領	高 谷 村	文久3年	明治5年	男 1	男 20・女 15	農	花房 立太
"	"	方 谷 村	文政12年	"	"	" 15・" 5	"	内藤 文巧
"	"	岩 田 村	天保10年	明治元年	"	" 40・" 12	平 民	水谷孫四郎
"	"	周 匝 村	嘉永年間	明治5年	"	" 30・" 16	士	尾坂 安造
"	"	"	万延元年	"	"	" 20・" 10	"	田野村任平
"	"	黒 本 村	弘化元年	明治元年	"	" 80・" 15	平 民	湯原 楽助
"	"	合 田 村	嘉永3年	明治5年	"	" 15・" 5	農	有利久之治
"	"	中 畑 村	嘉永元年	慶応元年	"	" 27・" 8	平 民	福島太久良
"	"	小 鎌 村	元治元年	明治5年	"	" 30・" 5	農	杉本真寿太
"	"	石 上 村	"	明治3年	"	" 12・" 5	神 官	物部寿江夫
"	"	上仁保村	文久元年	明治5年	"	" 15・" 15	平 民	片田 一
"	"	"	天保元年	"	"	" 80・" 20	"	花房義三治
"	"	西 中 村	嘉永5年	"	"	" 75・" 32	神 官	岡野 正義
"	"	東窪田村	天保10年	"	"	" 66・" 18	農	大久保泰吉
"	"	由津里村	嘉永年間	"	"	" 45・" 11	平 民	川淵 行太
"	"	坂 辺 村	安政6年	"	"	" 45・" 15	"	内山武平治
"	"	山 手 村	明治元年	"	"	" 30・" 10	"	水内文平治

(日本教育史資料より)

表11-1-3のうち現在の赤坂町に属している地域に開設された寺小屋は4カ所で、生徒総数240名、うち男186名、女54名で、約71%が男子生徒である。赤坂郡全体でみると生徒総数862名うち男645名、女217名で約74.8%が男子生徒であり、赤坂町だけでなく、赤坂郡全体の傾向であったといえる。

表11-1-4 寺小屋師匠の身分

身分	士	商	平 民	医	農	神 官	修験	浪 人	僧 尼	不詳	計
岡山県	132 (12.8)	35	243 (23.6)	87	281 (27.3)	145 (14.0)	9	21	69	9	1,031
赤坂郡	2 (1.8)	—	8 (47.0)	—	5 (29.4)	2 (11.8)	—	—	—	—	17
赤坂町			3		1						

() 内数字は、全体の中での占める割合を示す。単位 %

次に、寺小屋師匠の身分についてみてゆくと表11-1-4より、岡山県では農民が一番多く27.3%を占め、次に平民の23.6%、神官、武士の順となっているが、赤坂郡については、平民が約50%

を占め、農民、神官とつづき、赤坂町においても同様である。つまり平民プラス農民層で80%近く占められており、商・医層が全くいないのが特色である。

(b) 手 習 所

近世において寺小屋とならび一般庶民の教育を支えたものに手習所がある。

岡山藩主池田光政は、岡山に藩学校を建て武士の子弟の教育に力を注いだけでなく、寛文8年(1668)一般庶民の子弟も読・書・算盤の学問をすべき事を命じ、手習所を設置した。寛文11年にいたっては領内123カ所にも達した。

手習所における教育の一斑は、次の寛文8年3月23日、学校奉行津田重二郎の和気郡奉行渡辺助左衛門への書状によってわかる。

一在々手習所ノ教先手習算用此ニ色ニ仕度存候事

一文字読ハ望申者ニ教候様ニ存候事

一右之手習算用ノ師匠ハ前庄屋ヲ仕、年罷寄只今隙ニテ居申者カ、又ハ庄屋年寄ノ子弟カ、無左共子供ヲ引廻可用ト思召候ノ常差テ自家業ヲ不動者ヲ御見立、半年替り手習所ヘモ詰サセ候様ニ仕度存候事

一手習所ヘ出候子供ハ、肝煎庄屋ノ子供並村々庄屋年寄又百姓ニテモ手前宜、下人モ召使世粹一人手習所ヘ為通候分ハ跡差テ事欠キ不申者ノ子供ヲ月15日手習所ヘ為詰申度候。右之者共ハ年長シ候得バ皆公用ヲ勤ル者共ニテ(以下略)

この書状から、明らかに手習所が年長じて村役人となる子どもを対象としており、また教育内容についても実用的な手習・算

表1-1-5 赤坂郡内の手習所

術を中心として村のリーダーとしての不可欠なセンスを身につけさせることを目的としていたと思われる。

しかし、これらの手習所も7年後の延宝2年には14カ所に、更に翌3年には14カ所の手習所を廃して閑谷学校に併合することになったのである。

赤坂郡には、表1-1-5の示す通り8カ所の手習所が設置され、7~19才迄の小子

設置村名	師 匠	小子数	年 令	定額米
和田村	安 兵 衛	31人	7~15才	60石
大松山村	中 畑 村 治 助	19	9~16才	
西中村	屋 葦 才 兵 衛	22(36)	9~14才	
黒本村	福田村 平七郎	25	9~19才	
齊富村	庄屋子 惣四郎	15	10~17才	
伝田村	油津里村 六郎兵衛	36	9~17才	
仁堀中村	仁堀東村六郎左衛門	9	10~16才	
小原村	九 郎 右 衛 門	21	11~18才	
計	8 人	192人	7~19才	60石

史料 池田家文庫 寛文11年郡々手習所并小子

() 内数字は、「備陽郡中手習所并小子之記」により補記したもの。

192 名が学んでいた。そして延宝 2 年には、赤坂郡内の手習所は上仁保村に一校設置されることとなった。

表1-1-6 西中村の手習所通学者名

村 名	職 名	父 兄 氏 名	続柄	小 子 名	年令
町刈田村	代 官	長谷川吉左衛門	子	勘 七	13
西 中 村	代 官	岡 本 庄兵衛	子	平 次 郎	11
吉 田 村	神 職	又 右 衛 門	子	五郎次郎	16
牟 佐 村	庄 屋	三 郎 兵 衛	子	伊 之 助	15
東軽部村	庄 屋	仁 右 衛 門	子	又 四 郎	14
東 中 村	-	源 左 衛 門	弟	介 次 郎	14
河 本 村	-	源 左 衛 門	子	介 四 郎	14
神 田 村	庄 屋	重 左 衛 門	子	市 之 丞	14
惣 分 村	神 職	但 馬	子	七郎兵衛	14
善納寺村	郡 医	屋 葺 玄 伯	甥	又 三 郎	13
二 井 村	-	五 郎 兵 衛	子	梶 之 助	13
斉 富 村	-	源 衛 門	子	才 助	12
南 方 村	-	助 一 郎	子	六 之 助	13
西 中 村	庄 屋	源 左 衛 門	子	小 市 郎	12
西 中 村	-	多 左 衛 門	子	善 太 郎	12
津 崎 村	庄 屋	太 郎 右 衛 門	子	清 五 郎	12
上仁伊村	庄 屋	九 衛 門	子	市 太 郎	11
河 本 村	-	源 左 衛 門	子	市 三 郎	11
町刈田村	十村肝煎	多 兵 衛	子	又 市	12
天満新田	-	長 兵 衛	子	七 兵 衛	11
東窪田村	庄 屋	八 衛 門	子	五 之 助	13
西津田村	年 寄	喜 兵 衛	子	久 太 郎	11
河 本 村	-	孫 右 衛 門	子	孫 太 郎	10
西窪田村	庄 屋	市 衛 門	子	三 太 郎	9
尾 谷 村	庄 屋	源 右 衛 門	子	清 兵 衛	10
門 出 村	庄 屋	八 兵 衛	子	七 郎	11
西軽部村	-	吉 左 衛 門	子	仁 太 夫	17
同 村	-	市 郎 左 衛 門	子	八 太 夫	13
山 口 村	-	喜 左 衛 門	子	仁 三 郎	17
同 村	-	加 兵 衛	子	長 三 郎	12
同 村	-	角 左 衛 門	子	市 三 郎	11
同 村	-	六 兵 衛	子	松 太 郎	11
同 村	-	同 人	子	清 七	11
同 村	-	左 吉	子	市 三 郎	10
牟 佐	-	又 一 郎	子	平 八	14
同 村	-	六 左 衛 門	子	公右衛門	12

師 屋葺才兵衛 計 36 人 (池田家文庫 寛文11年 郡々手習所并小子之事より)

表1-1-6

は、西中村の手習所で学んだ36人の子どもたちである。町刈田村・西中村の代官の子弟2人をはじめ西窪田・東窪田・東軽部村などの庄屋、年寄、神職などの子弟が多く学んでいる。またこの手習所は近隣の多くの村から小子がやって来て学んでいることが特色である。その他現赤坂町からは寛文11年「郡々手習所并小子之事」によると、伊田村の手習所では由津里村、山口村から小子数36人のうち24人迄が学んでおり、

また小原村の手習所では小原村，多賀村，西軽部村，今井村，南佐古田村，北佐古田村，大屋村，坂辺村，出屋村などの村々から小子21人が学んでいた。現赤坂町には，この小原村に手習所があっただけであった。

表11-1-7 小原村の手習所へ通学者名

村 名	職 名	父 兄 氏 名	続柄	小 子 名	年令
小 原 村	—	市 衛 門	子	平 八	12
同 村	—	八 兵 衛	子	六左衛門	17
同 村	—	七 右 衛 門	子	長 太 郎	15
多 賀 村	神 職	久 右 衛 門	子	長 吉	12
同 村	—	太 郎 右 衛 門	子	土 用	12
同 村	—	加 兵 衛	子	兵 吉	12
西 軽 部 村	—	市 郎 右 衛 門	子	五郎兵衛	16
同 村	—	二 郎 太 夫	子	助 九 郎	12
同 村	—	八 郎 右 衛 門	子	七右衛門	14
今 井 村	庄 屋	加 兵 衛	子	三 四 郎	16
同 村	—	七 郎 右 衛 門	子	石 松	14
同 村	—	四 郎 右 衛 門	子	土 用	15
南佐古田村	庄 屋	喜 右 衛 門	子	七左衛門	18
北佐古田村	—	与 三 兵 衛	子	三 十 郎	16
同 村	神 職	二 郎 兵 衛	子	岩 助	13
同 村	—	与 左 衛 門	子	清 四 郎	14
大 屋 村	—	作 兵 衛	子	六 兵 衛	14
坂 辺 村	—	吉 兵 衛	子	吉 太 夫	11
小 原 村	庄 屋	三 右 衛 門	子	才 助	13
同 村	—	六 右 衛 門	子	二 郎	12
出 屋 村	庄 屋	清 左 衛 門	子	作 兵 衛	15

師 小原村九郎右衛門 小子数21人

森沢徳太郎に宛てた記録により，明治5年10月に，郷学として開設されたものだろうと思われる。

写真11-1-1の史料からも学問所が存在したこと，そして寺小屋の師匠であった大久保泰吉が学問所の習字の教師に任命されたという事実

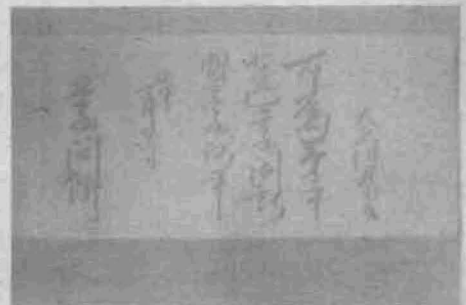
(四) 学 問 所

明治5年(1872)

の「東窪田村諸御用留帳」によると，

過日御示談申置候郷学，明廿三日より開館致候間，望の者入学致様御申伝可被下候，素御話申置候通謝義等は唯一銭も納不申，唯々御百姓共学科勉強致度候はば，幸甚に奉存候。何卒御入学御歛可被下奉頼候。」

という大窪田の



を知る事ができる。

(四) 近代の学校教育

学校教育の成立と発展

明治5年8月「学制」が發布され、ここに初めて近代的学校が誕生した。全国を8大学区に分け1大学区を32中学区に、1中学区を210の小学校に区割し、各区ごとに人口約600人に1校の割合で小学校設置の方針を示した。岡山県は第4大学区に属していたが、明治6年第3大学区に、明治9年再び第4大学区に改められた。赤坂郡は第4大学区第2中学区に属し、現に赤坂町には表11-1-8のとおり210番から223番までの小学があった。

表11-1-8 学制頒布後現赤坂町に設立された小学

小 学	校 名	所 在	生 徒		計	備 考
			男	女		
210 番	石 桐	東窪田 大久保泰吉納屋	21	2	23	
211 番		大苅田 藤沢耕二居宅	16	4	20	
212 番		由津里 浅井政名居宅	39	6	45	明治8年1月214番へ合併
213 番		同 村 川淵行太宅	—	—		明治8年1月再興
214 番	石 相	町苅田村 近藤類次居宅	32	3	35	明治7年11月210番へ合併
215 番	観 海	東軽部 新築	39	11	50	
216 番	真 徳	今井村 額田吉平居宅	38	7	45	
217 番	孤 松	西軽部村 松本興三郎居宅	32	8	40	明治7年11月215番へ合併
218 番	多 賀	多賀村 若林類二居宅	23	2	25	
219 番	琢 哉	惣分村 森立節居宅	18	2	20	
220 番		同村, 下分 原田種四郎納屋	19	2	21	
221 番		山手村 新築	25	4	29	
222 番		大屋村 森岡弥十八居宅	13	—		
223 番	琢 哉	坂辺村 内山武平次納屋	38	7	45	

(岡山県, 郡治誌下巻 P 570 より)

しかし、その後、各学校の統合が進み明治7年7月、坂辺、小原、惣分の3カ村組合をもって校舎を設立し琢成小学と称す。また、大屋、山手は2カ村組合の湯嶺小学を創立。同年10月、今井・南佐古田・北佐古田の3カ村をもって大字今井字越浦に真徳小学を、東軽部地藏ヶ鼻に孤松小学、多賀村に多賀小学など相ついで開設された。また明治8年1月には石相山の麓に校舎が新築され、

東窪田・西窪田・大刈田・由津里・町刈田を通学区として石相小学が創立された。このようにしてだいに乱立していた番小学が整備されていき、学制発布当初14校あった小学校は明治8年迄に

は6校になり、また明治17年の「小

学校等科規程」により小学校廃合及

維持方法に関し書式が定められ、各

郡毎に等科並位置が定まり、現赤坂

町では表11-1-9のように4校に

整備された。その後明治18年5月改

正され、表11-1-10となり、等科、

学区の整備がなされ、現在

の小学校の前身がほとんど

できあがったといえる。

現在存在する3小学校

(石相小学校、軽部小学校、

笹岡小学校)の沿革を簡単

にたどってみよう。

表11-1-9 明治17年の現赤坂町内の
小学校の等科並位置

等 科	学 区	位 置	校 名
中初等科	第8番学区	町刈田村	石相小学校
"	第10番学区	今井村	
"	第12番学区	坂辺村	琢成小学校
初等科	第7番学区	山口村	幡山小学校

(赤磐郡誌より転載)

表11-1-10 明治18年改正の赤坂町内の小学校の等科並位置

等 科	学 区	位 置	校 名	備 考
高中初等	第2番学区	町刈田村	石相小学校	
中 初 等	"	今井村	真徳小学校	
初 等	"	山口村	幡山小学校	中等科は石相小学校と併合授業
中 初 等	第3番学区	坂辺村	琢成小学校	

(赤磐郡誌より転載)

(a) 石 相 小 学 校

明治8年1月、東窪田、西窪田、大刈田、由津里、町刈田を通学区として、石相小学と称す。明治19年学校令により石相尋常小学校と改称、同年赤坂高等小学校を併置す。明治23年分教場を大字山口旧尋常幡山小学校内に設置し、山口区学令児童を就学せしむ。明治27年3月分教場を廃す。明治41年4月、小学校令改正により尋常科6学年となる。大正2年4月高等科を設置し、石相尋常高等小学と称す。翌年4月分教場を幡山尋常小学校に設け、第4学年まで置く。昭和6年国民学校制の実施により石相国民学校と改称す。昭和22年学制改革に伴い石相小学校と改称。昭和29年幡山分校は廃校となる。

(b) 軽 部 小 学 校

明治7年10月今井、南佐古田、北佐古田の3カ村をもって真徳小学を創立。孤松・多賀2校を合併し、分教場とする。明治21年大字今井字九文土井100番地の現在地に新校舎を建築し尋常真徳小学と称す。明治26年真徳小学校と改称。明治36年輕部尋常小学校と改称。大正2年輕部尋常小学校、昭和6年輕部国民学校、昭和22年輕部小学校と改称する。

(c) 笹 岡 小 学 校

明治7年坂辺、小原、惣分3カ村組合をもって校舎を建設、琢成小学と称す。明治20年小学校令

の改正により初等中学の級を廃し、琢成尋常小学校と改称す。大屋・山手2カ村組合の湯嶺小学を
支校とする本校と合併。明治34年校舎を改築、同35年新校舎へ移転し笹岡尋常高等小学校と改称す。
昭和16年笹岡国民学校と改称、昭和22年笹岡小学校と改称す。

以上のように整備拡充されてきた学校も、当初においては表11-1-8をみてもわかる様に、校
舎は納屋又は民家等が用いられた。次に示す史料は東窪田村「諸願留帳」にみられ、石相小学校の
校舎である。

一石合学校新建築 明治7年10月落成

梁 行 三 間

棟 行 九間半

棟雨垂れ共藁葺

建 継 堅参間半

横参間

雪 隠 芗ヶ所

建 坪 三拾三坪半

一障 子 拾貳枚

一唐 紙 六枚

一 戸 五枚

一 畳 拾八枚

(東窪田村諸願留帳)

次に教育内容については、上等小学と下等小学では教科目は異なっていたが、内容としては読書
習字・算術を中心にしており、教育方法は寺小屋教育とほとんど変わりのない暗誦式だったよう
である。次に掲げる史料は明治初年の下等第六級生の試験問題である。

一小学読本卷之二 講義

(1) 魚ヲ釣ルニハ如何ナル天気ヲ宜シトスルヤ

答 少シク雨降リテ風ナク暖ナル日ヲ宜シトス

(2) 狐ハ何ニ似タル獸ナリヤ

答 犬ニ似タル獸ナリヤ

(3) 木ニ二ツ別アリ何々ナルヤ

答 灌木ト喬木トナリ

(4) 灌木ト喬木ト草ト合セテ何ト称スルヤ

答 植物ト云ウ

(5) 鹿ハ何所ニ住スルヤ

答 山林ニ住スル獸ナリ

地理初歩

(6) 地球ノ形ハ如何ナルヤ

答 円キ者ナリ

(7) 地球ニ四個ノ方位アリ何々ナリヤ

答 東西南北ナリ

(8) 地球上ニ五大洋アリト云フ其ノ名ヲ問フ

答 太平洋, 大西洋, 印度洋, 南氷洋, 北氷洋

(9) 地球ノ表面ニ南北ニ引キタル線ヲ何ト云フヤ

答 経線ト云フ

10 陸地ノ間ヲ流ル水ヲ何ト云フヤ

答 川ト云フ

一 算 術 心 算

(1) $25 - 18 + 17 = ?$ $= 24$

(2) $13 + 17 - 25 = ?$ $= 5$

(3) 爰ニ童子35名アリ内20名落第シ3名ハ退校セリト云フ

(a) 就 学 状 況

明治7年東窪田村諸御用留帳によると、就学27人(男14,女13),不学4人(男1,女3),ただし13才以下就学。

表1-1-11 明治13年赤坂町内7校の就学状況

東窪田村のみの場合は就学率が約87.1%で学制発布当初から就学率が非常に高かったといえる。しかしこれはただ1カ村についてのみ言えることであって、赤坂町他村ではどうであったの

校 名	学 令 員		学 令 就 学		不 就 学		生徒総数
	男	女	男	女	男	女	
石 相	132	127	74	58	58	69	259
幡 山	106	70	63	22	43	48	176
孤 松	74	56	39	17	35	39	130
真 徳	59	47	50	44	9	3	106
多 賀	42	34	36	22	6	12	76
琢 成	117	63	90	30	27	33	180
湯 嶺	31	18	26	10	5	8	49
合 計	561	415	378	203	183	212	976

(明治13年 岡山県学事年報より作成)

うか。表11-1-11は、明治13年の赤坂町内7校の就学状況を示したものである。また表11-1-12は、就学状況を就学率で表わしたものである。

表11-1-12 明治13年赤坂町内7校の就学率

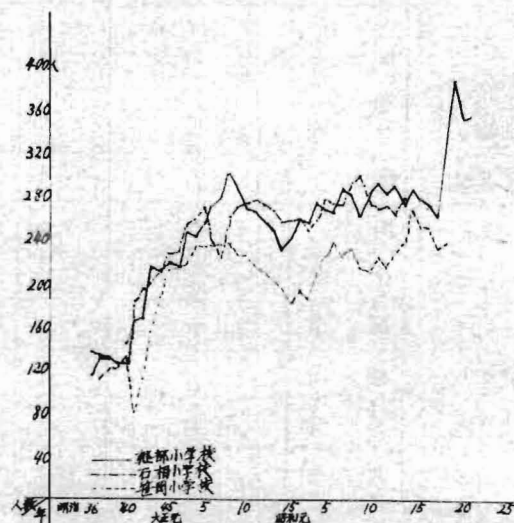
(単位 %)

	石 相	幡 山	孤 松	真 徳	多 賀	琢 成	湯 嶺	赤坂町	赤坂郡	備 前 国
男	56.06	59.43	52.70	84.74	85.71	76.92	83.87	67.37	74.75	77.08
女	45.66	31.42	30.35	93.61	64.70	47.61	55.55	48.91	44.62	50.14
	50.96	48.29	43.07	88.67	76.31	66.66	73.46	59.52	61.17	65.01

(明治13年 岡山県学事年報より作成)

これらの表からみてゆくと、男女とも赤坂郡備前国の就学率を大巾に上回っているのが真徳、多賀、湯嶺小学で、真徳小学においては、男女ともほとんど100%に近い。しかも女兒が男児を上回る就学率を示しているのは大きな特徴である。それに対し多賀・琢成・湯嶺においては男女の差が大きく、女兒に対する教育の必要がまだそれ程感じられていない。又、石相・幡山・孤松は赤坂町のうちでも多くの生徒数を抱える学校であるが、男女とも就学率が非常に悪く、石相小学においてわずかに女兒の就学率が赤坂郡を上回っている程度である。岡山県全体の中で赤坂町の位置はどうだろうか。岡山県統計100年史によると明治13年の岡山県全体における就学率は50.7%である。それと比べると赤坂町の明治13年における就学率は、わずかではあるがよかったといえる。

次に児童数の変遷をみてゆこう。学制発布当初の赤坂町における児童総数は、表11-1-8により計算すると398名、表11-1-11より明治13年の児童総数をみると976名で、学制頒布当初の2.45倍にもなっている。



b) 教育財政

「学制頒布被仰出書」によると「人能く其才のあるところに応じ勉勵して之に従事し、しかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べし。されば学問は身を立つの財本というべきものにして云々。」の通り学問は立身出世の手段であることを強調し、「学問は士人以上の事とし国家の為にすと唱ふるを以て、学費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し、これを紛するに非ざれば学ばざる事と思ひ、一生を自棄するもの少からず、是皆感へるの甚しきもの也。」のように、自分の立身の為におこなう学問だから、学費等の学問を収めるために必要な費用を負担するのは同然の理であると学費の住民負担を正当化している。また「学制」には、「教育ノ設ハ人々自ラ其身ヲ立ルノ基タルヲ以テ、其費用ノ如キ悉ク政府ノ正租ニ仰グベカラザル論ヲ待タズ、且広ク天下ノ人々ヲシテ必ズ学ニ就カシメンコトヲ期スレバ、政府正租ノ悉ク給スル所ニアラズ、然レドモ方今ニアッテ人民ノ智ヲ開クコト極メテ急務ナレバ、一切ノ学事ヲ以テ悉ク民費ニ委スルハ時勢未ダ然ル可カラザルモノアリ云々。」とある。以上の基本方針に基づいて小学校経費は、その大部分を民費でまかなわれ、一部を国から小学扶助委託金として給せられた。しかし小学扶助委託金も明治13年改正教育令において翌14年廃止することを規定した。また、備前国においては授業料は徴収されていない。表11-1-13は明治13年赤坂町内各学校における文部省配付金の具体例である。

表11-1-13 歳入に占める文部省配付金の割合

校 名	歳 入 金 ^a	文部省配付金 ^b	地方税及び 県庁配付金	授業料月額	$\frac{b}{a} \times 100$
石 相 小 学	180,350	2,200	21,800	—	1.2
孤 松 小 学	92,690	1,320	13,100	—	1.42
真 徳 小 学	78,743	1,010	10,000	33	1.28
多 賀 小 学	61,644	700	6,900	—	1.13
琢 成 小 学	172,125	1,400	13,900	—	0.81
幡 山 小 学	110,570	1,800	17,800	—	1.62
湯 嶺 小 学	54,500	370	3,700	—	0.67

明治13年岡山県学事年報より転載

教育費支出がしだいに大きくなるにつれて、町村財政をしだいに圧迫するようになり、その一助として明治18年より改正教育令に基づき授業料の徴収義務制となるのである。

表11-1-14は、明治20年代における笹岡村歳入出決算表である。

表11-1-14 笹岡村歳入決算表

年号	雑収入 (授業料)	繰越金	交付金(国 税 地方税)	村税	合計	歳入中の授 業料の占め る割合
明治22年	円 127,671 (121,042)	円 271,435	円 3,078	円 205,807	円 607,991	19.90%
" 23年						
" 24年	137,691 (135,147)	45,451	10,354(4,489 5,505)	793,334	886,830	15.23%
" 25年	135,381 (119,821)	79,865	9,700	568,250	1,214,144	9.86%
" 26年	121,137 (117,937)	50,6128	10,883(4,428 6,455)	519,469	3,984,905	2.95%
" 27年	130,561 (112,275)	20,164	11,064(4,140 6,924)	693,003	899,097	12.48%
" 28年	116,361 (110,860)	26,168	12,973(5,678 7,295)	629,561	785,063	10.01%
" 29年	113,885 (102,260)	17,233	11,468(3,043 8,425)	879,827	1,021,413	

(笹岡村歳入出決算表より作成)

表11-1-15 笹岡村歳出決算表

費目 年号	役場費	教育費	会議費	諸税及負担	衛生費	土木費	合計
明治22年	円 274,506	円 216,200 (36.91%)	円 22,205				円 585,653
" 23年							
" 24年	433,097	256,044 (31.72%)	11,500	71,744	34,550		806,965
" 25年	364,244	261,232 (36.89%)	24,940	57,600			708,016
" 26年	372,580	259,611 (36.23%)	19,613	405,508		2,907, 429	3,964,741
" 27年	377,676	277,748 (31.81%)	17,715	54,348	60,137		872,929
" 28年	398,916	286,825 (37.35%)	21,425	60,664			767,830
" 29年	525,997	299,680 (30.29%)	29,628	53,409	26,147		989,254

() 内数字は、歳出合計に対する教育費の割合を示す。(単位 %)

(笹岡村歳入出決算表より作成)

明治18年より授業料が義務徴収制になったことは前述したが、表11-2-14によると授業料は歳入の中で明治2年199%, 24年1523%と重要な歳入品目の位置をしめているが、しだいにその割合は低くなってきている。次に歳出の面からみてゆくと教育費は歳出合計の35%前後を占め、歳出品目の第2番目である。このことは町村財政の中で教育費がいかに大きな位置をしめたかということまた、いかに大きな負担であったかを如実に示すものであろう。そこで教育費国庫補助の要求が高まってくるのである。

図11-1-2は軽部尋常高等小学校を村内にもつ軽部村における教育費の町村費に占める割合を図示したものである。大正2年約24%であったものが、大正7年には約56%と5年間に30%余りも増加している。この急激なる増加を誘発した原因は何だったのだろうか。その一因として、明治41年義務教育年限が6カ年に延長されたこと、それに伴う児童数・教員数の増加、また物価騰貴もあいまってこのような急激な増加がおこったのであろう。教育費の町村財政圧迫に対して教育費の国庫補助の要求が高まってきたことは前述したが、ようやく大正7年(1918)3月「市町村教育費国庫負担法」が公布され、大正8年には11%の教育費の減少がみられる。しかし、大正8年の急激な

図11-1-2 教育費の町村費に占める割合

児童数の増加
(図11-1-1)
により大正9
年には再び教
育費は増加の
傾向をみせて
いる。その後
大正12年をピ
ークとして減
少をたどって
いる。
(軽部尋常高等
小学校沿革史
より作成)



(c) 教 員

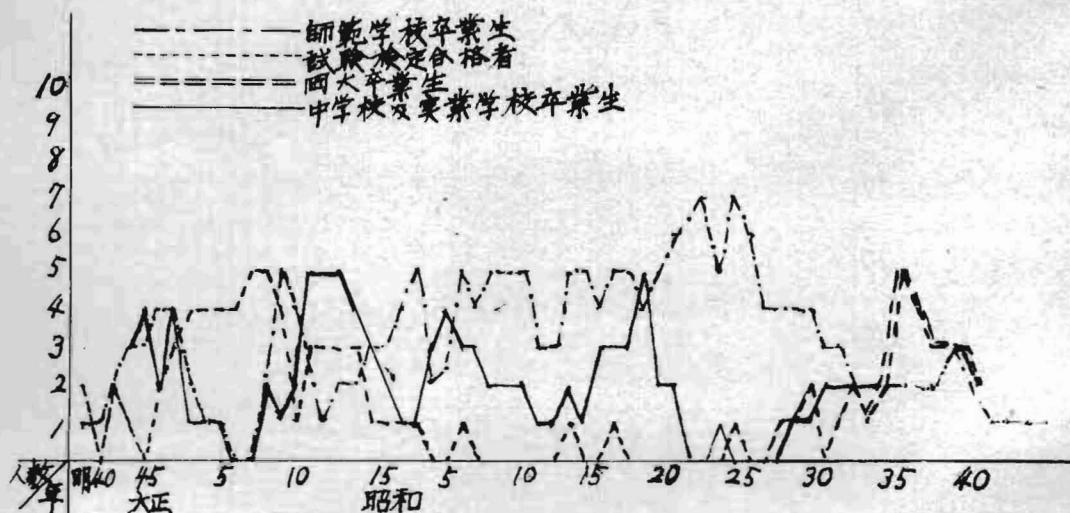
教育制度の整備とともに、新しい教授法・教育内容などを各小学校で取り入れてゆくためには、早急な教員養成機関を設置し、需要を充たすだけの教員の養成が必要となってくるわけであるが、学制頒布当初ではとても不可能なことであった。そのため寺小屋の師匠とか、村内の学術素養のあるものなどがそのまま小学校の教員になることが多かった。(表11-1-3, 表11-1-8を参照)

教員養成の急務にこたえて、明治7年(1974)6月小学教科講習所(学校名は温知学校、明治9年3月岡山師範学校と改称。)を岡山城内に設け、教員の養成をはかった。また、明治9年3月には福山師範学校を併せ、4月には変則中学科並に小学科を附設、8月には岡山師範学校津山支校を、又本校の附属として岡山女子師範学校、その津山支校を設置し、需要に対処していった。

しかし、師範卒だけでは全国的にもその絶対数は不足しており、現場では小学校教員のきわめて多数が師範学校卒業生以外のもので占められていた。図11-1-3は笹岡小学校における教員の免許取得方法を師範学校卒業生・試験検定合格者・中学校及び実業学校卒業生および岡山大卒業生の4種に分けて図示したものである。

笹岡小学校に勤務した教員のうち、師範学校卒業生の占める割合は、大正のはじめとおわりを除いては一貫して安定的であり、昭和20年から25年にかけてはすべて師範卒業生で占められていたといえる。このことは師範学校で教員の養成をおこなうことを基本方針とする国の政策がかなり地に根をはってきたことを示している。しかし図11-1-3をみてもわかる通り、大正初期の試験検定合格者数や、大正後期から昭和20年頃までの中学校及び実業学校卒業生の数が師範学校卒業生をぬいて多くの数を占めている。これらの師範学校卒業生以外で教員になった者は、明治33年教員免許令により確立した検定試験制度によって教員資格を得た人たちであった。

図11-1-3 教員の免許取得方法



この検定試験制度は教員の不足を補うことを主目的として、しかも教員の専門職化をめざす為に制度上の整備をおこなったものである。この制度によって多くの教員が世に生みだされ教育に貢献した。この制度は昭和24年の教員免許法による改革まで続いた。

師範学校卒業生を中心にしながらも、多くの試験検定合格者、中学校及実業学校卒業生を含みながら、進歩しえなかった教員養成制度は、教員の不足、教員の待遇の劣悪さなどの社会問題を含みながら、終戦後新しく設置された新制大学卒業生によって代わられていった。

(井上 八重子)

(イ) 中等教育

赤坂町における中等教育機関としては、明治14年赤坂中学、同20年高等赤坂小学校、同35年赤坂高等小学校、石相、軽部は大正2年、笹岡は明治43年各尋常小学校に併置された高等科、そして昭和22年現在の赤坂中学校が設置されている。以下、これらについて述べていきたい。

明治5年の「学制」頒布に伴う学区制と赤坂郡の学区所管は前述の通りである(初等教育参照)。岡山県における中等教育は明治7年6月、岡山城西の丸温知学校内に附設の中学養成所を設けて教育したのが最初であった。しかし、これは極めて少人数の限られた者が学べるだけであった。

そこで岡山県は、明治13年初めて公立中学校補助金支給制、翌14年、町村立中学校概則を定め中等教育の普及に努めた。

これにより、「学制」の学区制を超過した15の町村立中学が設けられ、赤坂町にも最初の中等教育機関、赤坂中学校が設立されている。

◎ 赤坂中学校

明治14年12月(一説に6月)赤坂郡高屋大字三股(高陽村)に設立、男子教育機関、後に軽部村浄土寺に移るが、国富勝三郎氏の校舎寄附により移転する。

表11-1-16 赤坂中学校調

当時の教員、生徒数、支出は表11-1

	教 員	生 徒	支 出
明治14	3人	43人	835円247
" 15	3人	42人	1,130円908
" 16	4人	66人	1,200円932

1-16の通りである。

赤坂中学校は、県下で明治14年度に設立された10校の郡立中学のうちの1校である。だが、郡立といっても郡下の各町村が経費を負担し、事実上は町村立中学校

(注) 岡山県教育史中巻より作成

といえる。岡山県教育史中巻によると「試ニ今日ノ郡立中学校ノ景況ヲ視察セヨ、果シテ完全備具スル所ノモノアルカ……其教科ノ不十分ナル其性質ヨリ之ヲ言フモ高等小学校ノ類ニシテ、其名ノミ中学校タルニ過ギズ……」とあるように、郡立中学と県立中学校では設備、教科内容、さらに学力まで差が大きい。

ところが、明治17年1月、文部省の「中学校通則」には、次のような厳格な資格を中学校に要求している。

(1) 教員構成……最低 3 人の中学師範科卒業者か大学卒業者で構成。

(2) 教 材……「教科上必須ノ図書及博物，物理，化学，器械標本類」を確実にそろえる。

(3) 設 備……「物理化学，試験室，体操場及生徒ノ控所，職員ノ詰所」を設ける。

しかも，第 7 条「中学校ノ経費トシテ供給スベキ金額ハ，前条ノ準備ヲ弁ズルニ足ルベキモノトス」というように，各府県にその実行を命じていた。

この「通則」のため県下の郡立中学校は経営難を生み，次々と廃止になる。その具体的な理由として「明治前期学校成立史」では次のように述べている。

『「通則」の中学校規定をみたすには，町村程度の経済能力の耐えうるところではないこと，この 17 年は 14 年来の松方蔵相の行なったデフレ政策により全国的に各地方が不況にあえいでいたこと，それ以上に直接的な原因となったのは府県が，町村立中学校の補助を中止もしくは減額し，それを府県立中学校に回して「通則」に適合させようとしたためである。』

赤坂中学校も，上記のような理由のため，わずか 3 年間で明治 16 年に閉鎖されることになった。

◎ 高等赤坂小学校

明治 20 年 4 月創設 (15 カ村組合) 郡内で唯一の高等小学，石相尋常小学校の一部を借用。明治 22 年 5 月 1 日，校舍新築，鳥取上村大字町刈田字貢光寺に移転。

明治 33 年 4 月，従来の組合の分離，鳥取上，軽部，西山鳥取中 (一部)，西山の 4 カ村組合となる。はっきりした記載はないが，この時，赤坂高等小学校と改称されたい。

明治 35 年 3 月，鳥取上，軽部，西山の 3 カ村組合となる。明治 41 年，小学校令の改正結果，修業年限 2 年となる。(以上「調査表綴」赤坂高等小学校に依る。)

軽部尋常高等小学校沿革史によると「大正 2 年 4 月 1 日，赤坂高等小学校分離，本校＝高等科ヲ設置ス」とあることから，赤坂高等小学校は大正 2 年まで続いたことがわかる。

また，石相・笹岡の各尋常高等小学校へ高等科が設置されたのは，それぞれの沿革史によると笹岡が明治 43 年，石相が大正 2 年であった。だから中等教育は，その後，各尋常高等小学校の高等科表 11-1-17 赤坂高等小学校教師，生徒数

年	教 師 数	生 徒 数
明治 42 年	4 (人)	144 (人)
〃 43 〃	4	134
〃 44 〃	4	134
〃 45 〃	4	122

(注) 赤坂高等小学校「調査表綴」より作成

において行なわれることになる。

赤坂高等小学校の生徒数，教師数は，資料の関係上年代的に追っていけないが，表 11-1-17 の通りである。

また，軽部尋常高等小学校を取り上げた場合生徒数，教師数は図 11-1-4 である。これは高等科の生徒数のみを示している。

生徒数は，大正時代にやや増加傾向を示すが昭和 2 年に減少，それ以後再び少しずつ増加している。

しかし、昭和16年に再び減少している。

科生に於ける変化

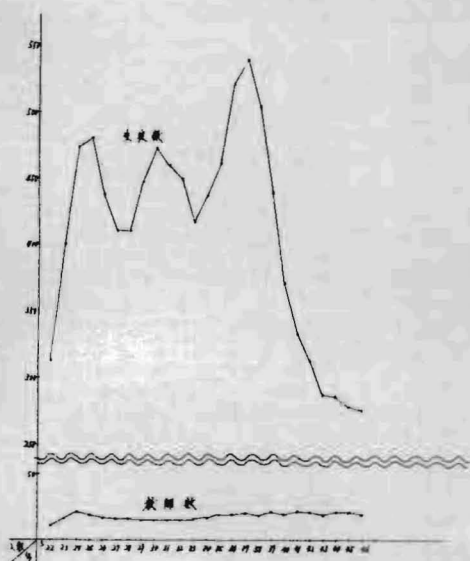


図11—1—4 軽部尋常高等小学校、国民学校の教師数、高等科生徒数の変化

(注) 「軽部尋常高等小学校沿革史」より作成

卒業後の進路状況については、表11—1—18である。岡山県全体の進学率と比較した場合、大正の7年頃から12年までは県下の進学率をはるかに上回っているが、それ以後はかなり低いことがわかる。

学校別にみると、中学校、高等女学校への進学者は全般的に少なく、実業学校進学者の方が多い。しかも実業学校進学者は、大正年間、特に7～12年頃が最も多い。

また、進学率の()内は実業学校進学者を除いた率を示したもので、大正年間に高い進学率を示すのは実業学校進学者が多かったためであると考えられる。

このことを裏づけるものとして大正2年、軽部尋常高等小学校に家政女学校附設、同8年に実業補習学校附設、同10年には家政女学校が廃止せられるが、実業補習学校に男子部、女子部が設けられている。よって、村落内にあるため、経済的、距離的にも進学しやすい状況であったのであろう。

表11-1-18 赤坂高等小学校，輕部尋常高等小学校，輕部国民学校の卒業者数と進学状況

前年度卒業者の本年度の状況								
年	総数	中学校、	高等 女学校	実業学校		合 計	進 学 率	
				男	女		輕 部	岡山県
明42	62	4	2	1	0	7	11.1 ⁹ (9.7)	—
43	76	3	0	1	0	4	5.3(3.9)	—
44	56	3	1	1	0	5	8.9(7.1)	—
45	58	9	2	0	0	11	19.0(18.7)	—
大2	36	—	—	—	—	—	—	—
3	15	0	0	2	0	2	13.3(0)	—
4	20	0	0	1	8	9	45.0(0)	—
5	9	0	0	0	2	2	22.0(0)	—
6	—	—	—	—	—	—	—	—
7	15	0	0	0	8	8	53.5(0)	37.3
8	18	1	1	9	6	17	94.4(11.1)	30.7
9	29	0	0	11	13	24	82.7(0)	37.4
10	30	0	0	1	12	13	65.0(0)	40.4
11	37	1	1	17	12	31	83.8(5.4)	47.9
12	22	(4※)	(1※※)	8	4	17	77.3(22.7)	46.0
13	36	5(4※)	2	2	0	9	25.0(19.4)	41.5
14	31	0	0	1	0	1	3.2(0)	40.8
15	29	1	0	2	2	5	17.2(3.4)	40.0
昭2	43	0	0	3	0	3	6.9(0)	41.4
3	27	0	0	3	0	3	11.1(0)	41.4
4	24	0	1	3	0	4	16.7(4.2)	39.5
5	34	0	1	2	0	3	8.8(2.9)	37.3
6	24	1	3	3	0	7	29.2(16.7)	34.5
7	28	0	3	3	0	6	21.4(10.7)	33.2
8	35	0	3	3	0	6	17.1(8.6)	38.1

(注)・明42～45年，赤坂高等小学校「調査表綴」，大2～昭8年「輕部尋常高等小学校沿革史」，「輕部国民学校沿革史」より作成

(※) 高三へ進学

(※※) 女子師範へ進学

() 実業学校進学者を除く進学率

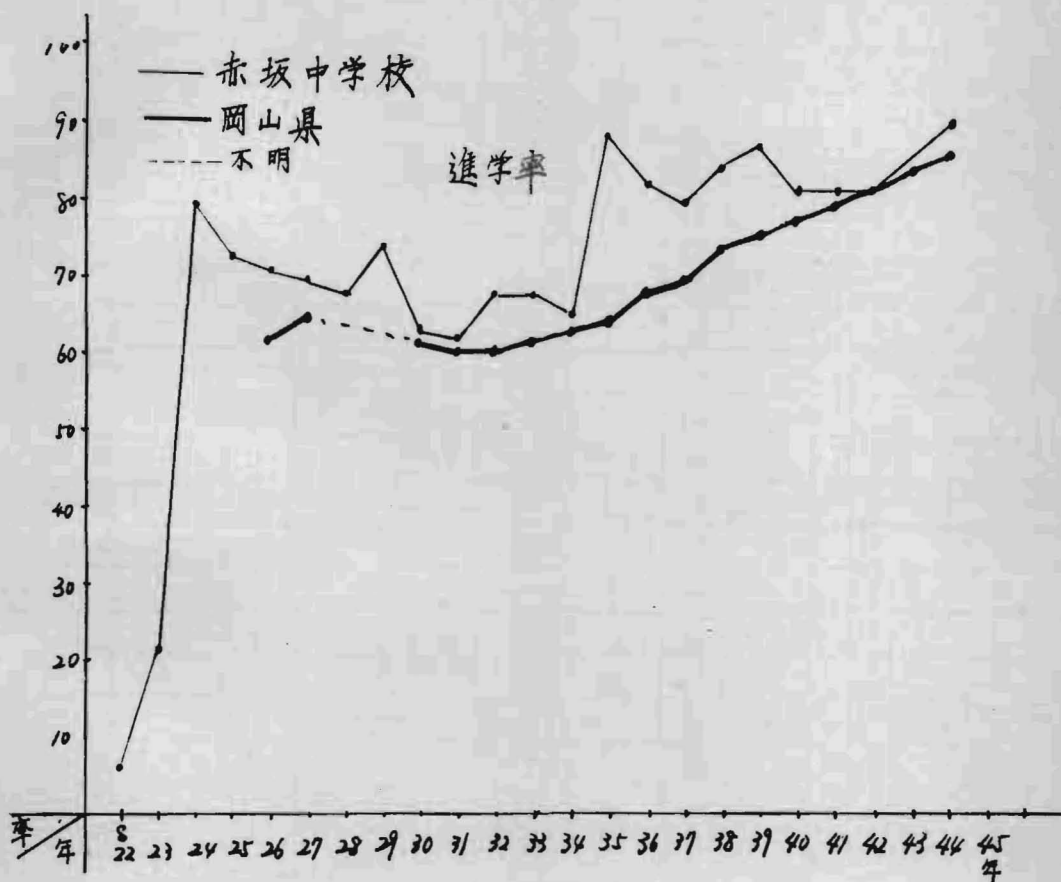
・岡山県統計100年史より作成

◎ 赤坂中学校

昭和22年4月、鳥取上、軽部、笹岡村学校組合立赤坂中学校設立、昭和28年の合併とともに、現在の赤坂中学校となる。

設立以後の進学率は、図11-1-5、卒業者数と卒業者の進路については、表11-1-19である。進学率は、岡山県の平均と比較した場合、県平均が年を追って上昇しているのに対し、増加・減少を繰り返しながら一般的には上昇傾向を示している。

図11-1-5 赤坂中学校進学率



44年度は約90%の進学率となっている。表11-1-19による就職者と家事従事者については、昭和32年を境に、就職者が多くなり、家事従事者は年々減少して41年には1人もいない。

また男女別にみると、進学者、就職者ではどちらもだいたい女子が多く、反対に家事従事者では男子の方が多かったようである。

図11-1-6の生徒数の変化では、昭和37年が最も多い。これは戦後のベビーブームの影響のため

めであると思われる。

表11-1-19 赤坂中学校卒業生数とその進路

	進 学			就 職			家 事 従 事			合 計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
昭22		5	5	15	7	22	23	23	46	73
23	5	8	13	18	10	28	8	12	20	61
24	57	60	117	5	5	10	13	7	20	147
25	56	67	123	5	17	22	15	10	25	170
26	63	57	120	10	7	17	9	3	12	149
27	48	74	122	8	7	15	12	4	16	153
28	51	53	104	10	7	17	8	5	13	134
29	44	53	97	8	0	8	4	7	11	116
30	41	52	93	19	14	33	15	8	23	149
31	44	52	96	22	9	29	12	19	31	156
32	52	52	104	15	10	24	13	13	26	154
33	46	48	94	14	13	24	10	12	22	140
34	47	62	109	16	6	29	4	4	8	146
35	57	44	101	11	14	17	4	3	7	125
36	64	68	132	11	14	25	2	3	5	162
37	58	74	132	16	16	32	2	0	2	166
38	71	76	149	17	10	27	1	0	1	177
39	77	73	150	14	8	22	0	1	1	173
40	55	59	114	15	11	26	2	0	2	142
41	51	44	95	12	11	23	0	0	0	118
42	39	53	92	14	8	22	0	0	0	114
43	42	40	82	9	5	14	0	0	0	96
44	81	73	88	15	16	10	0	0	0	98

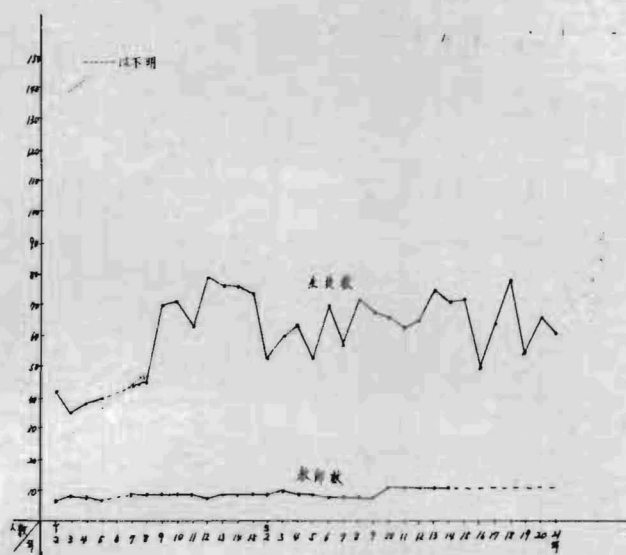
(注) 「赤坂中学校沿革史」より作成

その後、43年まで生徒数は著しい減少をみせている。この原因として、ベビーブームが過ぎたこと、また、三村合併後10年の間に人口約1,500人の減少という過疎化傾向のあらわれでもあると思う。

教師数については、同様に図11-1-6にみられるように生徒数の増減にかかわらず、あまり変動はみられない。

(荻野登美子)

図11-1-6 赤坂中学校の教師数、生徒数の変化



(注) 「赤坂中学校沿革史」より作成

(二) 学校教育の現況

赤坂町には、4つの学校がある。石相小学校、軽部小学校、笹岡小学校、そして赤坂中学校である。教育費が赤坂町予算で占める割合は、昭和47年度歳入歳出総額281,298,000円のうち50,971,000円で、約18%である。

(1) 学校の規模、概観

(a) 石相小学校

全 体 面 積	12,187 m^2
建 物 敷 地	5,559 m^2
(体 育 館	308 m^2)
運 動 場	6,231 m^2
実 習 地	397 m^2

表11-1-20 学 年 別 児 童 数

性別	學 年 組 普 特	1		2		3		4		5		6		6		計
												1		2		
		普	特	普	特	普	特	普	特	普	特	普	特	普	特	
男		19		16		23	1	17		21		19		20	1	137
女		23		26		18		18		20		8		7	1	121
計		42		42		42		35		41		27		29		258

表11-1-21 保 護 者 産 業 別 児 童 数

産業分類	農	林	建設	製造	卸小売	金融	サービス	公務	通運	その他	計
児童数	42名	4	20	30	22	4	47	36	31	22	258
百分率	16%	1	8	12	9	1	18	14	12	9	100

教職員 校長, 教頭 教諭7名, 助教諭1名, 用務員1名

石相小学校の学区は, 町 刈田, 大刈田, 東窪田, 西窪田, 由津里, 山口 (天心寮) である。そして, 町 刈田部落は半商半農, 他の5部落は農業を主体としているが, 最近は現金収入を目ざした出かせぎが多くなっている。

(b) 軽部小学校

全 体 面 積	9,780 m^2
建 物 敷 地	4,397 m^2
交 通 教 室	1,050 m^2
運 動 場	3,253 m^2
プ ー ル	1,080 m^2

表11-1-22 学 年 別 児 童 数

学 年	1	2	3	4	5	6	計
男	10	9	9	14	14	11	67
女	10	6	8	13	11	18	65
計	20	15	17	27	25	29	132

表11-1-23 保 護 者 産 業 別 児 童 数

産業別	農	林	漁	建設	製造	卸小売	通運	サービス	公務	鉱	その他	計
児童数	50			16	19	8	15	6	19		1	124
百分率												

教職員 校長，教頭，教諭 6 名，用務員 1 名

軽部小学校の学区は，西軽部，東軽部，今井，南佐古田，北佐古田，多賀，出屋である。

(c) 笹岡小学校

全 体 面 積 5.246 m^2

運 動 場 2.664 m^2

建 物 敷 地 2.582 m^2

表11-1-24 学 年 別 児 童 数

学 年	1	2	3	4	5	6	計
男	7	5	4	10	13	6	45
女	3	6	7	10	10	9	45
計	10	11	11	20	23	15	90

表11-1-25 保 護 者 産 業 別 児 童 数

産業別	農	鉱	建	製造	商業	金融	運輸	電気	サービス	公務	その他	計
児童数	27	1	5	17	3	2	10	1	6	1	1	
百分率												

教職員 校長，教頭，教諭 6 名，用務員 1 名

(d) 赤坂中学校

全 体 面 積 16,698.9 m^2

運 動 場 8,332.4 m^2

敷 地 8,049.7 m^2

実 習 地 2,079 m^2

表11-1-26 学 年 別 生 徒 数 (将来も含めて)

学校種別	中 学 校				小 学 校					
学 年	3	2	1	養	6	5	4	3	2	1
生徒児童数	91	91	98	6	102	89	84	70	69	72
学 級 数	3	3	3	1	4	3	3	3	3	3

教職員 校長，教頭，教諭 16 名，養護教諭 1 名，講師 1 名，事務職 1 名，用務員 1 名

(2) 研 究 活 動

赤坂中学校が，文部省の道徳教育研究の指定校になっているので，小学校においても，町単位で

道徳教育の研究にとりくんでいるなど、赤坂町は教育熱心を町と考えられる。ここで石相、軽部、笹岡の各小学校と赤坂中学校における研究活動を明らかにしたい。

(a) 石 相 小 学 校

赤坂中学校での文部省指定による道徳教育研究をうけて、石相小学校においても道徳教育の研究に力を入れている。年間指導計画の改善、実践に結びつく道徳指導のあり方を主な内容としていて9月19日、校内道徳研究会、10月中旬、町内研究会がもたれる。

又、学校全体でとりくんでいるものとして算数教育の研究がある。これは、筋道をたてて考える算数指導、集合の考えをとり入れた算数指導を主題としていて、職員晩会で随時研究をし、各学年の研究授業と批評会が予定されている。

(b) 軽 部 小 学 校

昭和46年度から、47年度にわたり、健康教育の研究がなされている。健康教育の内容は、①保健教育 ②健康的な生活をおくるための良習慣の育成、体力づくり、③学級指導における保健指導である。このテーマで、月1回の校内研究会がもたれている。又、11月の町内研究会に向けての道徳教育の研究、校内での算数教育の研究も続けられている。

この軽部小学校は、健康教育の岡山県第1の優良校として、昭和42、43、45年に表彰されておりこの健康教育は徹底している。歯みがきの指導による虫歯の激減、乾布まさつの励行でインフルエンザが予防できたこと、11月～2月の早朝マラソンなどとりくみ内容も多い。保健教育は学校経営全体にかかわる問題であり、学校、地域、社会の三者がいかに協力してゆくかが重要だという説明があった。又、学校経営、特に健康教育をおしすすめていく時、特別の経費を使わずに現有の施設をいかに利用するかという問題点をあげられていた。

(c) 笹 岡 小 学 校

笹岡小学校においては、民主教育、道徳教育、理科教育の研究がなされており、月2回の研究授業が設けられている。民主教育は1週間に1回である。この学校では、特に特別活動(学校行事、学級指導、児童活動)の内の学級指導に焦点をあてて、特別活動の計画づくり、研究をすすめている。

(d) 赤 坂 中 学 校

文部省指定の道徳教育研究校であり、昭和46年に中間発表をし、47年10月に本発表をひかえており、毎週月曜日の授業後に研究活動をすすめている。計画立案をする道徳推進委員会、全職員で道徳教育全体を討議する道徳全体会、授業研究部、資料研究部、実践研究部からなる道徳研究部会、道徳学年会を設け、総合的に研究をすすめている。追求する内容は、1年生では凝集性、2年生では集団性、3年生では社会性であり、これらの主題を中心とした授業をすすめている。

全体をとおして考えられることは、教育の実践者として研究は欠かせないものであり、どの学校においても研究活動ととりくんでいる。しかし、放課後、夏休みのスケジュールもほとんどつまっており、研究を保障する十分な時間がないという点で、教師はきびしい時間帯におかれて苦勞している。一つ一つの授業を大切に、学級指導も十分にするためには、一人一人の教師の姿勢も大切だが、教師自身が研究し力をつけていくことができる時間的保障が欠かせないのではないかと思う。

(3) 児童、生徒の学習生活実態

学校教育の現在の状態を把握するためには、学校で何が行なわれているかという観点だけでなく教育の対象である児童、生徒がどのような生活をしているかという広い視野で見なければ、児童・生徒の実態がつかみえないと考える。そこで、勉学条件、勉学状態、マスコミの影響、遊び、家庭でたずさわる仕事(手伝い)を調べ、児童・生徒がおかれている生活実態を明らかにしようとした。

そのために、赤坂町の石相小学校、笹岡小学校、軽部小学校、赤坂中学校の児童生徒に対してアンケート調査を行なった。これは、各学校の先生方の協力を得て配布、回収したものである。アンケート調査の概要は、右表のとおりである。

これによると、児童・生徒の生活実態は次のとおりである。

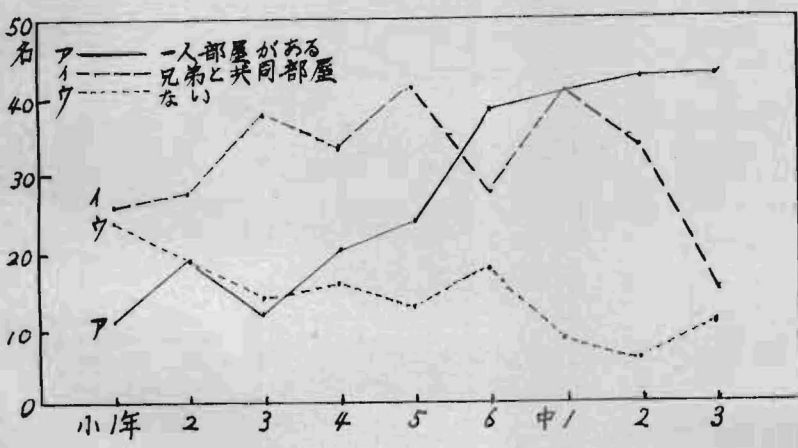
(a) 学習条件

(i) 勉強部屋

表11-1-27 アンケート調査概要

調査年月日	昭和47年7月18日	
対象児童生徒数	石相小学校	258名(全員)
	軽部小学校	132名(＃)
	笹岡小学校	90名(＃)
	赤坂中学校	280名(＃)
回収率	石相小学校	87.9%
	軽部小学校	98.5%
	笹岡小学校	94.4%
	赤坂中学校	87.5%
対象父兄数	児童1名につき、父兄1名としてアンケート調査をしたので、のべ父兄数と回収率は児童・生徒におけるものと同じである。	

図11-1-7 勉強部屋の有無



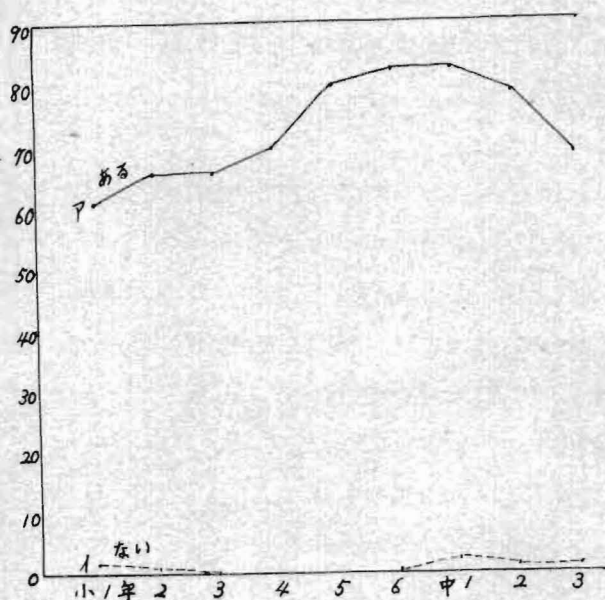
兄弟と共同使用している者も含めて、勉強部屋があるということは、学習を中断されない、気が散らないなど学習する上での大きな保障となるが、勉強部屋のない者は、全体で130名、約17%になる。

小学校低学年のみでなく、中学校3年までにわたる。住宅事情など困難な問題があるのかもしれない。

(a) 机

図11-1-8 机の有無

大多数が所有しているが、全体で7名
小学校3・4・5・
6年を除き、各学年
で1名から2名が、
机がないという条件
におかれている。



(b) 蛍光灯スタンド

これについても、
大多数は所有してい
るが、全体で92名が
スタンドなしという
悪条件におかれてい
る。

図11-1-9 蛍光灯スタンドの有無

(b) 学習状況

(i) 1日の平均 学習時間

各学年ごとに、表
11-1-28に示すと
おりである。

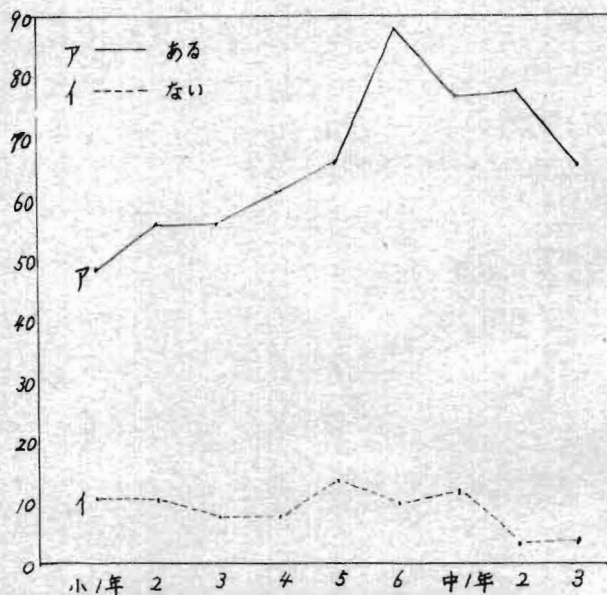


表11-1-28 一日の平均学習時間

時間 学年	～0.5	～1	～1.5	～2	～2.5	～3	～3.5	～4	～4.5	～5	5～	計
小 1	39人 (61.9)%	19人 (30.2)%	2人 (3.2)%	3人 (4.7)%								63人
2	31 (46.3)	31 (46.3)	5 (7.4)									67
3	32 (47.7)	26 (38.8)	4 (6.0)	2 (3.0)	1人 (1.5)%			1人 (1.5)%	1人 (1.5)%			67
4	20 (28.6)	29 (41.4)	13 (18.6)	3 (4.3)	3 (4.3)	1人 (1.4)%	1人 (1.4)%					70
5	23 (29.1)	30 (38.0)	14 (7.7)	6 (7.6)	3 (3.8)	3 (3.8)						79
6	8 (8.9)	28 (3.1)	22 (24.4)	17 (18.9)	5 (5.6)	7 (7.8)	1 (1.1)			1人 (1.1)%	1人 (1.1)%	90
中 1	4 (4.5)	10 (11.2)	10 (11.2)	24 (27.0)	15 (16.9)	20 (22.5)	3 (3.4)	2 (2.2)	1 (1.1)			89
2	4 (4.8)	11 (13.3)	15 (18.1)	29 (34.9)	10 (12.0)	12 (14.5)	2 (2.4)					83
3	6 (8.7)	10 (14.5)	11 (15.9)	21 (30.4)	11 (15.9)	10 (14.5)						69

小学校1・2・3年までは、0.5～1時間が圧倒的に多いが、3年生で4～4.5時間という児童がみられる。内容について調査していないので検討できないが、この学年でこれほどまでにする必要があるのか疑問である。4・5年では0.5～1.5時間が多く、6年では1～2時間が多くなる。しかし、5時間以上というのもみられる。中学生では、1～3時間前後が多い層である。ただし、高校受験を控えている3年生は回答率が69/98である。

(ロ) 学習塾

図11-1-10 学習塾利用者数

グラフに示すとおりである。小3年から中1年までには、塾を利用しているものが過半数をはるかに越えている。

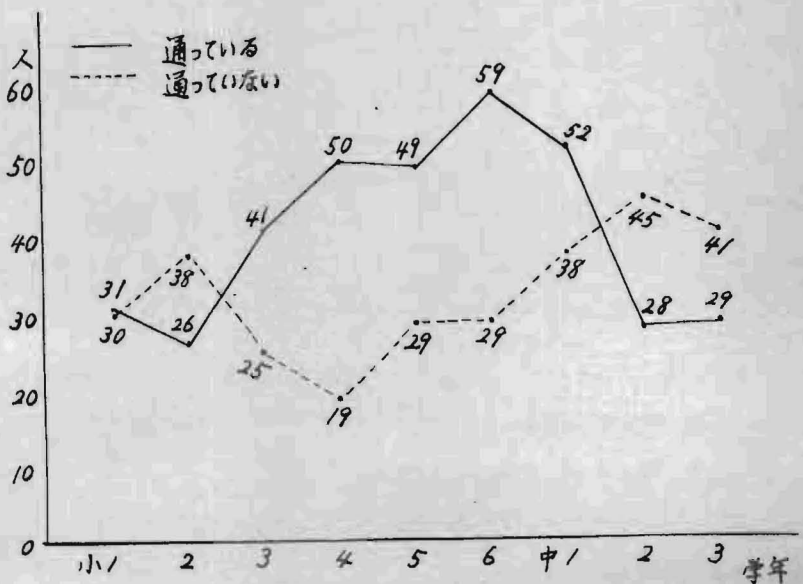


表11-1-29 1週間における塾利用時間

時間 学年	～0.5	～1	～2	～3	～4	～5	～6	6～	塾利用 者総数	利用し ていな い者数	全体 総数
小 1	7人 (11.5)%	18人 (29.5)%	3人 (4.9)%	1人 (1.6)%	2人 (3.3)%				31人 (50.8)%	30人 (49.2)%	61人
2	6 (9.4)	15 (23.4)	3 (4.7)	1 (1.6)	1 (1.6)				26 (40.6)	38 (59.4)	64
3	2 (3.0)	16 (24.3)	15 (22.7)	2 (3.0)	5 (7.6)	1人 (1.5)%			41 (62.1)	25 (37.9)	66
4	3 (4.4)	12 (17.4)	19 (27.5)	8 (11.6)	4 (5.8)	1 (1.5)	2人 (2.9)%	1人 (1.4)%	50 (72.5)	19 (27.5)	69
5	2 (2.6)	14 (17.9)	15 (19.2)	13 (16.7)	3 (3.8)	2 (2.6)			49 (62.8)	29 (37.2)	78
6		24 (27.3)	18 (20.5)	9 (10.2)	6 (6.8)	1 (1.1)	1 (1.1)		59 (67.0)	29 (33.0)	88
中 1	3 (3.3)	9 (10.0)	24 (26.7)	9 (10.0)	7 (7.8)				52 (57.8)	38 (42.2)	90
2	1 (1.4)	5 (6.8)	18 (24.7)	3 (4.1)	1 (1.4)				28 (38.4)	45 (61.6)	73
3	2 (2.9)	6 (8.5)	18 (25.7)		2 (2.9)		1 (1.4)		29 (41.4)	41 (58.6)	70

表11-1-30 塾内容別利用者数（のべ数）

	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	中1年	中2年	中3年	計
英 語		3			1	7	30	25	25	91
算 数	1		1	2	1	10	25	27	25	92
国 語			1	2	1	1	1	1	1	8
ピアノ (オル ガン)	20	18	10	17	12	8	9	5	3	102
習 字	12	14	22	22	27	26	7	2		132
そ ろ ん	1		18	31	27	28	16			121
その他	2	1	1	1	3	2			1	11

塾は、英語、算数（数学）、国語のいわゆる高校入試に必要な3教科と、ピアノ（オルガン）、書道、珠算、その他（剣道、琴）の習いごととしての多様な内容にわたる。

特に英語、数学は小学6年から増え始め中学1年、2年、3年と約1/3近くの者が利用している。利用しなければいけない者、あるいはさらによい成績を得ようとする者、実情はわかりにく

いが、1/3の者が学校の授業だけでは充分でないことを示していると考えられる。このことは、授業内容についての問題提起でもあろう。

ピアノ、書道、オルガンについては、小学生のころが多く、中学生になると減っている。これらの教育は、子どもの能力の発達をすすめるために学ばせたいという親の要求から、なされていることが多いと考えられるが、子ども自身にとって主体的にかかわってゆけるような内容でなければ、能力を伸ばすどころか、逆に「～せねばならない」課題として背負うことになるし、塾も又、比較競争の場になってしまうのではないかという危惧を感じさせられる。中学にはいって、これらの塾利用者が激減していることは、「成績に直接関係する教科の学習が絶対である」という、子供の主体の問題から発したものでなく、現在の教育の学力観、進学体制といった社会情勢からの要因が大きいものと考えられる。

(c) 読 書 (マンガを除く)

表11-1-31 1日平均読書時間

	し ない	～0.5	～ 1	～1.5	～ 2	～2.5	～ 3	3 ～	計(回答者)
小1	18人 (31.0)%	32人 (55.2)%	8人 (13.8)%						58人
2	18 (28.1)	35 (54.7)	9 (14.1)		2人 (3.1)%				64
3	15 (23.8)	39 (61.9)	8 (12.7)		1 (1.6)				63
4	16 (23.2)	41 (59.4)	8 (11.6)	1人 (1.5)%	3 (4.3)				69
5	16 (20.2)	43 (54.4)	12 (15.2)	4 (5.1)	1 (1.3)		1人 (1.3)%	2人 (2.5)%	79
6	13 (14.8)	47 (53.4)	23 (26.1)	3 (3.4)	1 (1.1)	1人 (1.1)%			88
中1	15 (17.2)	46 (52.9)	19 (21.8)	2 (2.3)	3 (3.4)		1 (1.2)	1 (1.2)	87
2	26 (29.6)	42 (47.7)	9 (10.2)	5 (5.7)	3 (3.4)			3 (3.4)	88
3	20 (51.3)	8 (20.5)	6 (15.4)	3 (7.7)	2 (5.1)				39

1日平均の読書時間は表に示すとおりであるが、驚くべきことには、全然読書をしない児童・生徒が、小1～中3まで各学年20名前後あり、小学生で96/446名(22%)、中学生で61/233名(26%)である。参考に「全国学校図書館協議会」による全

国の無読書児童の推移の調査を示すと上の表のとおりである。

表11-1-32 無読書児童の推移

(全国学校図書館協議会)

	S38年	S40年	S45年
小学生	0.5%	10.0%	11.5%
中学生	11.5	27.0	36.0

これと比較してみると、赤坂町の調査は昭和47年に行なったものであるが、小学生の方はかなり高い率を示している。

このような状況が起こっている原因を考えるといくつかあるだろうが、テレビの視聴時間が長いことや(後でテレビの視聴についてはふれる)、まんが、子供用週刊誌の普及などが大きな影響を与えているのではないと思う。チャンネルをまわせば話題や夢中になれるものが提供される環境の中で幼児のころから本を読んでもらったり、自分で読むことの楽しさに触れたことがないということもあるだろう。

前の表で示したように、この傾向が年々強まるなかで、子どもは直接的な視覚、感覚などに訴える映像文化の中におかれ、文字を媒介とする物事の理解や、じっくりと考える習慣などがそこなわれてきている。

今日、家庭と学校で、子どもの読書について真剣に考えなければならない状況ではないだろうか。読書内容は以下のとおりである。

表11-1-33 学 年 別 読 書 内 容

内容 学年	童 話	少年少 女物語	伝 記	歴 史	自 然	政治	文 学	推 理 小 説	戦争 物語	その 他	合計
小 1	42人 (79.2)%	7人 (13.2)%				1人 (1.9)%				3人 (5.7)%	53人 (100)%
2	51 (62.2)	12 (14.6)	5人 (6.1)%		9人 (11.0)%					5 (6.1)	82
3	47 (61.9)	8 (10.5)	5 (6.6)	2人 (2.6)%	7 (9.2)			1人 (1.3)%	2人 (2.6)%	4 (5.3)	76
4	42 (43.3)	13 (13.4)	17 (17.5)	2 (2.1)	6 (6.2)		1人 (1.0)%	8 (8.2)	2 (2.1)	6 (6.2)	97
5	44 (35.5)	14 (11.3)	26 (21.0)	5 (4.0)	5 (4.0)	1 (0.8)	7 (5.7)	17 (13.7)	1 (0.8)	4 (3.2)	124
6	36 (26.3)	13 (9.5)	17 (12.4)	17 (12.4)	4 (2.9)	1 (0.7)	15 (10.9)	21 (15.3)	11 (8.0)	2 (1.5)	137
中 1	24 (16.5)	21 (14.5)	22 (15.2)	12 (8.3)	6 (4.1)	2 (1.4)	13 (9.0)	33 (22.8)	7 (4.8)	5 (3.4)	145
2	11 (7.7)	16 (11.3)	22 (15.5)	11 (7.8)	6 (4.2)		19 (13.4)	40 (28.2)	7 (4.9)	10 (7.0)	142
3	2 (2.1)	19 (20.2)	9 (9.6)	4 (4.5)	2 (2.1)		9 (9.6)	36 (38.3)	9 (9.6)	4 (4.3)	94

(d) テレビ・ラジオ

テレビを1日の生活帯の中でどのくらい見ているかを、(e)の読書との関連で考えたら、児童・生徒のおかれている文化状況がよくわかる。赤坂町における児童・生徒の1日のテレビ平均視聴時間

は以下の表のとおりである。

表1-1-34 1日平均テレビ視聴率

学年 時間	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	小1～ 中3 全 体
みない	% 0	% 0	% 4.4	% 1.4	% 2.5	% 1.1	% 2.3	% 3.6	% 4.0	% 2.2
～ 1	33.3	30.2	16.2	10.2	9.9	15.5	17.2	23.7	22.3	19.4
～ 2	46.7	49.2	52.9	43.5	33.3	36.7	55.2	45.5	47.5	45.3
～ 3	16.7	19.0	16.2	37.7	32.1	27.8	20.7	22.5	17.5	23.6
～ 4	3.3	1.6	10.3	5.8	11.1	11.1	3.4	3.4	7.5	6.6
4時間 以上	0	0	0	1.4	11.1	7.8	1.2	1.3	1.2	2.9
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

特に問題と考えられるのは、1日平均4～5時間もテレビをみている児童・生徒がいることである。睡眠、学校に行っている時間をのぞけばほとんどテレビ相手という生活である。無自覚でみている子ばかりではないだろうが、(アンケートが不十分であり、テレビをみる理由が把握できていない)、テレビの報道内容、情報文化がもたらす子どもの認識能力の低下が問われている今日だけに、家庭と学校でテレビをみる時間についての生活指導や、見た内容について話し合うこと、テレビの報道内容が向上することが重要であると考えられる。

表1-1-35 テレビの視聴内容

	ニュース	世界の国 国の様子	マンガ	スポーツ	歌	子供映画	映 画	ホーム・ ドラマ
小 1	2名 (3.3)%	1名 (1.7)%	53名 (88.3)%	2名 (3.3)%	12名 (20.0)%	29名 (48.3)%	1名 (1.7)%	7名 (11.7)%
2	6 (9.0)	6 (9.0)	63 (94.2)	8 (11.9)	13 (19.4)	28 (41.8)	3 (4.5)	11 (16.4)
3	4 (5.8)	7 (10.9)	56 (87.5)	11 (17.2)	13 (20.3)	26 (31.6)	3 (4.7)	13 (20.3)
4	14 (20.3)	6 (8.7)	58 (84.1)	17 (25.5)	10 (14.5)	22 (31.9)	4 (5.8)	13 (18.8)
5	17 (21.3)	9 (11.3)	59 (73.8)	26 (32.5)	28 (35.0)	28 (35.0)	8 (10.0)	13 (16.3)
6	19 (19.4)	12 (12.2)	55 (56.1)	26 (26.5)	30 (30.6)	15 (15.3)	9 (9.2)	23 (24.5)
中 1	13 (14.6)	23 (25.8)	37 (41.6)	29 (32.6)	36 (40.4)	18 (20.2)	7 (7.9)	25 (28.1)
2	11 (13.4)	12 (14.6)	23 (28.3)	40 (31.7)	40 (48.8)	9 (11.0)	3 (3.7)	22 (26.8)
3	10 (10.4)	6 (8.6)	13 (18.6)	47 (34.3)	47 (67.1)	2 (2.9)	5 (7.1)	27 (38.6)

割合の出し方は、各学年ごとに、回答した人数に対するその内容ごとの人数の割合を出していったものである。

前頁の表から考えると特徴的なことは、マンガが高学年になるにつれて急激に減る。これは当然のことであろうが、そのかわり歌謡番組、つづいてホームドラマ、スポーツと定着化している。ニュースは10%~20%である。これらのことは、児童・生徒がどのような刺激の中におかれているかを示しているだろう。

ラジオについてもテレビと同様に調べたが、小学校低学年はほとんど聞いていず、高学年になるにつれて少しずつ増加している。勉強しながら聞いている者は、児童・生徒全体から考えると、小4年(4.3%)、5年(2.5%)、6年(9.2%)、中1(7.9%)、中2(19.5%)、中3(25.7%)である。高学年になるにつれて、その率が高くなっている。ラジオを聞く時間の調査結果とつき合わせて考えると、2時間ぐらいまでが一番多いが、3時間以上という者も数名いる。

現在、中学生・高校生などを対象としたリクエスト番組がふえており、全国的にもいわゆる“ながら族”はふえつつある。九州朝日放送労働組合の調査によると、深夜放送を毎日聞いている中学生は10.8%、時々29.3%、たまに21.7%、計61.8%である。そして「勉強と両立するとは思わないし、自分にとっても必ずしも有益でないと思うが、さびしさをまぎらしてくれる。音楽は楽しい」などと答えている。

この赤坂町での調査は、質問が不十分で深夜放送について明らかにすることはできなかった。しかし、中学生では、ラジオを聞きながら勉強する者がふえていることは、児童・生徒のおかれている状況への問題提起ではなかろうか。

(4) 父兄の教育意識

現在おこなわれている学校教育について、父兄はどう捉え、何を要望しているのかを明らかにすることによって、父兄一般に反映された学校教育の現状、あるいは問題点、期待を把握したいと考えた。そのために、児童・生徒と同様にアンケート調査の方法をとった。1人の児童・生徒につき1人の父兄としてアンケートをした。それを前提として、父兄の回答率は84.4%である。

(a) 学校教育の現状認識

「現在の小・中学校の教育で力を入れていることは何か」という問いに対して、回答として、(1)学力をつけること、(2)正義感・協力心など性格を伸ばすこと、(3)学力と性格の両方を伸ばすこと、を用意した。アンケートの結果は、以下のとおりであった。

表11-1-36 学校教育の現状認識

	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	計
ア	9人 (15.8)%	9人 (16.1)%	15人 (24.6)%	15人 (22.7)%	13人 (18.6)%	15人 (16.7)%	15人 (16.7)%	19人 (24.7)%	15人 (21.7)%	125人 (20.0)%
イ	11 (19.3)	7 (12.5)	11 (18.0)	9 (13.6)	11 (15.7)	10 (12.2)	5 (5.6)	6 (7.8)	8 (11.6)	78 (12.4)
ウ	37 (64.9)	40 (71.4)	35 (57.4)	42 (63.7)	46 (65.7)	57 (69.5)	70 (77.7)	52 (67.5)	46 (66.7)	425 (67.6)
計	57	56	61	66	70	82	90	77	69	628

このように学校教育の現状についての認識が分化していることは注目される。学力と性格の両方を伸ばすことが重要とされていると思っている人は67.6%と過半数であり、学力をつけることは20%、性格を伸ばすことは12.4%と分化していることはどういうことなのであろうか。概括的なアンケートなので詳しくはわからないが、人格訓育と学力育成が、本来なら両方なされるべきであるのに、それが充分にやられていないことから、問題点として、学力をつけることのみ、人格を訓育することのみに重点がおかれていると認識しているのか興味をもつところである。また、このアンケートで、「はっきりわからない」という項を設けなかったので、学校教育で追求されていることが理解されているのか否かということがつかめなかったことは、学校教育の現状認識をとらえる上で不十分さを残した。

(b) 学校教育への要望

「小・中学校教育に望むことは何か」という問いに対して、回答として、(ア)学力をつけること、(イ)性格を伸ばすこと、(ウ)学力と性格を伸ばすこと、を用意し、次の結果がでた。

表11-1-37 学校教育への要望

	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	中1年	中2年	中3年	計
ア	4人 (7.0)%	3人 (5.4)%	5人 (8.2)%	3人 (4.7)%	6人 (7.9)%	7人 (8.5)%	5人 (5.5)%	11人 (13.3)%	9人 (13.4)%	53人 (8.3)%
イ	8 (14.0)	3 (5.4)	6 (9.8)	4 (6.3)	4 (5.3)	5 (6.1)	6 (6.6)	6 (7.2)	3 (4.5)	45 (7.1)
ウ	45 (79.0)	50 (89.2)	50 (82.0)	57 (89.0)	66 (86.8)	70 (85.4)	80 (87.9)	66 (79.5)	55 (82.1)	539 (84.6)
計	57	56	61	64	76	82	91	83	67	637

この調査では、父兄の小・中学校教育に対する要望が示されている。学力と性格の両方を伸ばすことを約85%の父兄が要求していることは、次のことを意味すると考えられる。

① (1)で学校教育の現状について、学力のみを重視していると答えた20%の父兄の多くも、それを克服してほしい意味で、学力と性格の両方を高めたいと回答している。

(2) (1)で学校教育の現状認識が不明確であっても、大多数の父兄が本来的に学校教育において学力と性格を高めたいと回答している。

以上のような意味をもつものと考えられる。この85%の数字は、1回の調査ではあるが、以上のことから、大きな意味をもつのではないだろうか。

(e) 昭和46年2月、全国教育研究所連盟が、全国727地の小・中学校教員、指導主事、教育研究所員を調査したところ、「教えている生徒の1/2もしくは1/3しか内容を理解していない」という回答が、1/2以上の人から出ているが、この事実を父兄が知っているか、否かについて調べたところ、以下のとおりであった。

表11-1-38 教育内容理解者がクラスの $\frac{1}{2} \sim \frac{1}{3}$ という実態についての認識

	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	中1年	中2年	中3年	計
知っている	24人 (42.9)%	24人 (40.7)%	24人 (41.4)%	24人 (37.5)%	32人 (42.1)%	36人 (42.9)%	34人 (37.8)%	33人 (39.8)%	26人 (35.6)%	257人 (40.0)%
知らない	32 (57.1)	35 (59.3)	34 (58.6)	40 (62.5)	44 (57.9)	48 (57.1)	56 (62.2)	50 (60.2)	47 (64.4)	386 (60.0)
計	56 (100)	59 (100)	58 (100)	64 (100)	76 (100)	84 (100)	90 (100)	83 (100)	73 (100)	643 (100)

知っている人40%、知らない人60%という結果である。何による情報で知っているのか調べていないので、マスコミか学校からかわからないが、60%もの父兄がこのような事実、実態を知らされていないことは、学校教育をよりよく発展させてゆく上で、大きなマイナスとなるのではないか。このような実態をなくしてゆくのは多くの父兄にとって望ましいと考えられる((d)の調査結果より)しかし、教育従事者のみで解決するには、様々な要因をもちすぎる問題であるから、教育者集団が解決のため努力すると共に、このような事実は広く知らされねばならないのではないだろうか。

(d) (e)の事態が起る原因と解決策について以下の項目で回答を求めた。

(ア) 子どもに能力差があるのだからしかたがない。

(イ) 能力差があるのは当然だが、工夫すれば大部分は解決できる。

(ウ) 現在の社会では、教える内容がむづかしくなっているから、わからない部分があるのはやむを得ない。

(エ) 教える内容はむづかしくなっているが、工夫すれば大部分は解決できる。

(オ) よくわからない。

(カ) その他

この項目設定について述べると、様々な要因の中でも、能力のとらえ方と、教育内容について取りあげたので、不十分なから上のようにまとめたものである。この調査の結果は、以下のとおりで

ある。

表11-1-39 (c) の原因と解決策

	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	中1年	中2年	中3年	小1～中3 総計
ア		1人 (1.6)%	3人 (5.3)%	4人 (5.9)%	1人 (1.4)%	5人 (6.6)%	7人 (7.4)%	6人 (7.7)%	7人 (10.4)%	34人 (5.5)%
イ	17人 (33.4)%	26 (42.6)	25 (43.9)	21 (30.9)	29 (41.4)	24 (31.6)	31 (53.0)	32 (41.0)	20 (29.9)	225 (36.2)
ウ	10 (19.6)	8 (13.1)	5 (8.8)	10 (14.7)	6 (8.6)	7 (9.2)	13 (13.8)	5 (6.4)	8 (11.9)	72 (11.6)
エ	12 (23.5)	22 (36.1)	17 (29.8)	23 (33.8)	22 (31.4)	32 (42.1)	39 (415)	24 (30.8)	20 (29.9)	211 (33.9)
オ	12 (23.5)	4 (6.6)	7 (12.2)	10 (14.7)	12 (17.2)	8 (10.5)	4 (4.3)	11 (14.1)	12 (17.9)	80 (12.8)
計	51 (100)	61 (100)	57 (100)	68 (100)	70 (100)	76 (100)	94 (100)	78 (100)	57 (100)	622 (100)

(注) 選択は1つに限らない。

各学年ごとののべ総数を100%とした。

(ウ)の子どもの能力に差があるからしかたがないとしている父兄が、総計では5.5%、(ウ)の教育内容がむづかしくなっているのだから、わからない部分があるのはしかたがないとしている父兄が、11.6%でこの(ウ)と(イ)を合わせて約18%である。

そして積極的意味をもつ(イ)の、能力差はあっても工夫すると大部分は解決するというのが36.2% (イ)の教育内容がむづかしくても工夫すれば大部分は解決できるとするのが33.9%であり、この(イ)と(ウ)の合計が約70%となっている。

この工夫の内容である設備、教師の質、生徒の人数、カリキュラムなどが、具体的に明らかにされ、実践的解決の方向が示されねばならない。この事態をしょうがないと放置するのではなくて、解決できると思う父兄が圧倒的に多いことは、解決のための様々な実践が受け入れられる素地があると考えられるのではなからうか。

次に、その他の項に書かれていた意見をまとめると主に次のような内容であった。

- 工夫することによって解決できると思うが、解決策がわからない。
- 時間におわれないで考えながら学べる学校になってほしい。今のままでは基礎学力がつかないと心配である。
- 子どもの発達段階に応じた適切な教育内容がおこなわれていない。
- 学級の生徒数を当然もう少し減らすべきだ。教育内容もむづかしくなっているのはたしかだが、一人の先生の受け持つ生徒数が多くなりすぎていて、一人一人に手が届かないのが現状ではないか。
- 社会の進歩と共に教える内容もむづかしくなり、また能力差もまったくないとは言えない。個人

個人にあった教育をすれば能力差はより小さくなるだろうが、今の制度では到底不可能だと思う。
生徒対先生の比がもっと小さくなる必要がある。

0.2/3以上の生徒が内容を理解するように教えるのが、小・中学校の教育だと考えている。

多くの問題が複雑に関係しているのが教育の現状といえよう。この調査をして、さらに教育のむつかしさを感じ、また教師と父兄の果たす役割の大きいことを考えさせられた。

(4) 青年学校

青年学校を中心とする、第二次世界大戦中の青年教育を、青年学校の前身である実業補習学校から、終戦直後の6・3・3・4制以前までみてゆきたい。

(1) 青年教育の確立

明治23年、政府は天皇の名で、天皇制の精神的支柱である「教育勅語」を發布した。これにより、学校教育はすべて、教育勅語をもとにして行なうこととされた。このような動きの中で、明治23年改正の「小学校令」に、実業補習学校に関する規定があり、明治26年に「実業補習学校規定」の公布があった。それによると、「実業補習学校とは、実業の知識を授けると同時に、小学校の教育を補習する学校をいふなり。故に実業補習学校は、義務教育を終えたる児童の為に、其の既に受けたる教科を補習継続し、又実業の知識を授ける2個の目的をもって設けるものである」としている。その後、明治27年6月「実業教育国庫補助法」、明治32年2月「実業学校令改正」、大正9年11月「実業補習学校教員養成令」、大正9年12月「実業補習課程」、大正13年10月「実業補習学校公民科教授要綱並其教授要旨」、大正14年2月「実業補習教育費補助要項」、などの公布に次いで、大正15年4月に「青年訓練所令」が出された。

実業補習学校は、大正13年上記「要旨」においては、青年男女に対し、職業教育と公民教育を施すことを目的とし、青年訓練所は青年の軍事訓練を目的とするものであった。

そして、両者で、青年教育の充実と振興を促していた。ところが、昭和10年4月になると、従来の実業補習学校と青年訓練所を統合したものである青年学校を設置する「青年学校令」が公布された。

この時、岡山県においては、岡山県青年教育振興期成会が結成され、青年教育をおしすすめることを次のように宣言している。

「国家ノ前途ハ青年大衆教育ノ振興ニ俟ツヤ大ナリ、今ヤ神洲日本ノ国威、燦然トシテ宇内輝キ、産業日本ノ雄姿ハ屹然トシテ世界ヲ風靡シ、国運ノ隆昌前古ニ比ナシ。是レ一ニ尊崇高ナル我ガ皇室ノ御稜威ニ因ルト共ニ、聖旨ヲ奉体シ之ヲ闡明セン国民大衆教育ノ効果、亦与ツテカブリシコト論ヲ待タズ。然リト雖モ尚内ニ思想経済ノ混乱アリ、外ニ国際外交ノ危機ヲ孕ム、帝国ノ前途ヲ憂ウル者焉ソゾ憂如タルヲ得ベケンヤ。此秋ニ当リ我国従来ノ青年教育制度ヲ改正

シ、青年学校令ノ公布セラレタルモノ、寔ニ宜ナリト謂フベク、邦家ノ為祝措ク能ハザル所ナリ
吾人熟々我國現下ノ情勢ニ鑑ミ、新令制定ノ精神ニ則リ爰ニ本会ヲ結成シテ、協心戮力大施ヲ掲
ゲテ一層青年教育重視ノ輿論ヲ作興シ、為政者ノ拳国斯教育完成ニ邁進スルヲ重要国策トシテ万
全ノ方途ヲ講ズベク、教育当事者ハ益々奮勵努力ス教育ノ普及徹底ヲ期シ、新令ノ本旨ヲ体シテ
向上躍進ヲ図リ、相携ヘテ興国日本ノ前途ニ備ヘ、以テ奉公ノ誠ヲ致サンコトヲ誓ヒ、茲ニ宣言
ス。」
(岡山 教育史下巻)

そして、昭和13年に至り、1月5日、岡山県青年教育振興協議会は、青年学校の義務制実施に
関し、首相、陸軍、海軍、文部、内務、大蔵各大臣、貴族院、衆議院議長に、青年教育の義務制確
立の要望をしている。岡山県青年教育振興協議会は、市町村長会、市郡教育会、青年学校校長会で
構成されており、県ぐるみで、「国家の要請」に答えんが為に邁進している。そのことは、この会
が提出した「進言書」によって明らかである。

「今次事変勃発以来僅ニ半歳ヲ出デザルニ、皇軍ノ擧フ処敵ナク首都南京ハ既ニ陥リ、近クハ
済南ノ攻略ナリテ北支、中支ノ明朗化ハ着々実現セラレツ、アリト雖モ、此ノ偉大迅速ナル戦果
ヲ以テ直ニ国民政府ノ豪語スル長期抵抗ヲ断念シ、……………」

之ガ為ニハ国民特ニ全国青年ノ健全ナルヲ、絶体ノ要件トスルヤ論ナシ、茲ニ於テ吾人ハ現代
青年ノ自覚、奮起ヲ要望スルト共ニ、之ガ資質ノ徹底的向上ト教育普遍性ノ拡充ヲ図リ、真ニ光
輝アル国家ヲ継承シテ起チ得ベキ青年ヲ養成スルヲ必要トス。

而シテ之ガ為緊要ナル急務ハ、速ニ現在ノ学制ヲ改革シ青年学校ヲ義務制制度トスルニ在リ。
蓋シ現時ノ状勢ニ鑑ミ、国家的見地ヨリ其ノ実現ハ、決シテ至難ニ非ルベク、一日ノ躊躇ヲ許サ
ザル処、我等ハ茲ニ断然颯起シテ、左記決意ヲ議決セリ。……………」 (岡山県教育史下巻)

全国的にもこの動きはあり、また、政府も当然の如く、実行に移った。

そして、昭和13年1月、閣議において、青年学校の義務制実施を決定した。翌昭和14年4月
に、「青年学校改正令」が公布され男子青年学校の義務制が実施されることとなった。

また、岡山県における青年教育を概括的に示すと次のとおりである。

表11-1-40 岡山県下の青年教育

昭和2年 4月30日	実業補習学校	学 校 数		412校	生 徒 数		26,215人
昭和8年 5月1日	実業補習学校	11校		396校	2校		409校
		市 立	町村立		私 立	計	
		1,416人	25,672人		237人		27,325人
昭和10年 10月1日	青年学校	14校		393校	9校		416校
		市 立	町村立		私 立	計	
		4,512人	40,532人		1,613人		46,657人

(岡山県教育史 下巻)

(2) 赤坂町における青年教育

赤磐郡においては、明治37年、千種実業補習学校女子部が設置され、ついで佐伯本佐伯上組合立、石生、高陽、周匝、山方の各村に青年教育の機関として実業補習学校が設置された。また、これ以後、小学校付設の実業補習学校も設置され、青年教育の振興につとめている。大正15年の「青年訓練所令」公布後は、組合立学校を設けている。瀬戸町外8カ村組合立瀬戸実業学校の設置などがある。

赤坂町においては、鳥取上村青年学校と軽部村青年学校、笹岡村青年学校が設置されている。まづ、それぞれの青年学校の沿革を明らかにすると次のとおりである。

(a) 鳥取上村青年学校（鳥取上村青年学校一覧表による）

位 置 鳥取上村大字町刈田字石合27番地

併 設 校 石相尋常高等小学校

沿 革

大正元年11月21日 石相尋常小学校に自修実業補習学校を付設する。

大正2年4月 石相尋常小学校に鳥取上女学校を設置する。

大正11年4月 付設自修実業補習学校を鳥取上実業補習学校と改称し、石相尋常高等小学校に併設する。

大正13年4月 鳥取上実業補習学校を鳥取上実践国民学校と改称し、付設鳥取上女学校を廃して、同校女子部として併置する。

大正15年4月（昭和1年） 男子部は廃して、瀬戸実業補習学校組合加入し、女子のみとする。

昭和10年7月2日 鳥取上村女子青年学校と改称する。

（普通科2年，本科3年，研究科4年）

昭和11年 修身及公民科，普通学科，職業科，家事及裁縫科，体操科を教科とする。

昭和12年4月 鳥取上青年学校と改称し，男子部付設

昭和17年3月31日 鳥取上村青年学校，軽部村青年学校を廃止し，組合立赤坂青年学校を設立

昭和17年12月30日 男子部修練場2棟，職員室及武器庫1棟を建築する。

昭和19年6月10日 女子部1棟を建築

学校，実習設備（昭和12年） 田23反，畑12反，山杯10反，農具舎1，牛舎1，鶏舎1，家事室1，普通蹴44，備中蹴20

(b) 軽部村青年学校（軽部村青年学校一覧表による）

位 置 軽部村大字今井96番地

併 設 校 軽部尋常高等小学校

沿 革

- 明治45年4月5日 尋常女子補習科設置認可せらる。
補習科教室を長崎氏宅に借り受け仮借用の件認可せらる。
- 大正2年3月 女子補習科廃止する。
- 大正2年4月1日 軽部家政女学校付設の件認可せらる。
付設する。
赤坂高等小学校分離，本校に高等科を設置する。軽部尋常高等小学校と改称する。新校舎落成。
- 大正8年3月21日 付設軽部農業補習学校認可する（男子）。
- 大正8年4月1日 4月14日付をもって，軽部実業補習学校学則改正の件が認可される。
（農業補習→実業補習）
規則改正の結果，軽部農業補習学校は軽部実業補習学校となり独立する。
- 大正10年4月 家政女子校を廃し，実業補習学校とし，男子部，女子部に分かつ。
- 昭和6年4月 実業補習学校を廃し，青年訓練所に充当し，軽部国民学校と改称する。
- 昭和10年7月 軽部国民学校を軽部村青年学校と改める。
- 昭和17年 鳥取上村青年学校と軽部村青年学校を廃し，組合立赤坂青年学校を設立する。

学校実習設備（昭和10年） 田3反4畝，畑1反2畝，山林2反，農舎1，兎舎1，発動機1，
温床框1，畜力除草機1，炭窯1，その他113

(c) 笹岡村青年学校（笹岡村青年学校一覧表による）

位 置 笹岡村大字惣分字馬場7番地

併 設 校 笹岡尋常高等小学校

沿 革

- 明治43年5月 笹岡尋常高等小学校に高等小学校補習科（男 修業年限1年，女 2年）を設置。
- 大正8年3月31日 付設補習科を廃止する。
- 大正9年3月27日 岡山県知事より，補習学校奨励のため金壹百円授与される。
- 大正12年4月 補習学校の学則を変更する。前期2年，後期2年とし，尋常科卒業生は前期1年に，高等科卒業生は後期1年に入学させる。女子のためには専攻科を置く。修業年限1年。
- 大正13年8月1日 実業補習学校専任教諭2人をおく。

大正14年4月 実業補習学校に専任教諭をおく。

大正15年7月 青年訓練所を本校内におく。

昭和6年4月 補習学校男子部を通年制と季節制に分ける。

昭和10年4月 付設の実業補習学校並に青年訓練所の統合がなされ、笹岡村青年学校と改称する。

昭和17年7月 笹岡村外2ヶ村立龍南青年学校が創立され、青年学校男子部分離して之に併合する。

昭和22年4月 学制改革、国民学校令廃し、小学校令により、笹岡小学校高等科の制度を廃し、中学校を新制度とする。

鳥取上、軽部、笹岡村青年学校を廃止し、鳥取上、軽部、笹岡村の3ヶ村組合立赤坂中学校を鳥取上村大字町刈田に設立する。

学校実習設備（昭和10年） 田5反1畝26歩、畑2反3畝、堆肥舎1棟、農具舎1棟、鍬類45、家事実習器具270。

(3) 鳥取上村青年学校における就学率、生徒数、出席率（大正13年～昭和14年）（鳥取上村青年学校一覧表による）

表11-1-41 鳥取上村青年学校における就学率・生徒数・出席率

年	代	大正13年4月30日	大正14年4月13日	大正15年4月30日
校	名	鳥取上実践国民学校	"	" (男子は瀬戸実業補習学校へ)
就学率 (学齢適齢者に対する)		男 81.39% 女	男 55.88% 女 96.49%	男 (90.34)% 女 96.25%
生徒数		35人	20人 69人	70人
日々出席率		64.87%		

昭和2年5月1日		昭和3年5月1日		昭和4年5月1日		昭和5年5月1日	
"		"		"		"	
男	女	男	女	男	女	男	女
	98.47%		98.67%	(44.11)%	93.88%	(49.41)%	91.38%
	70人		65人		66人		61人
	58.41%		57.91%		65.68%		64.24%

昭和6年5月1日		昭和7年5月1日		昭和8年5月1日		昭和9年5月1日	
鳥取上実践国民学校		"		"		"	
男 (41.69%)	女 80.00%	男	女	男	女	男	女 81.25%
	60人		45人		32人		36人
	71.45%		80.36%		58.44%		77.60%

昭和10年7月1日		昭和11年4月30日		昭和12年4月30日		昭和13年4月30日	
鳥取上女子青年学校		"		鳥取上青年学校 (男子併設)		"	
男	女 81.25%	男 (40.00%)	女 78.95%	男 100%	女 84.44%	男 92.26%	女 87.27%
	45人		45人	45人	38人	41人	48人
	76.31%		82.85%		71.14%	75.72%	83.39%

(日々出席率から時間毎の出席率に変更)
昭和10年から

昭和14年4月30日		昭和15年4月30日		昭和16年		昭和17年	
"		"		"		赤坂青年学校	
男 23.91%	女 22.86%	男 92.32%	女 100%	男 90.25%	女 100%	男 95.65%	女 100%
38人	40人	37人	36人	37人	36人	66人	76人
61.78%	94.83%	67.25%	86.67%	67.25%	86.67%		

昭和18年		昭和19年	
"		"	
男 100%	女 98.91%	男 100%	女 100%
65人	68人	42人	65人
79.21%	91.65%	91.53%	91.23%

(a) 就 学 率

上の表のとおりである。鳥取上村における昭和2年の場合を、岡山県全体の就学率63.99%と比較すると、98.47%と大変高い率を示す。同年の赤磐郡全体の就学率は、81.43%であり、県内で第4位であることから考えると、赤坂町はとりわけ就学状況がよかったと考えられる。(岡山県、

赤磐郡の資料は岡山県教育史下巻参考)

(b) 「義務制」実施の意義

青年学校の義務制が実施されたのは昭和14年4月である。この鳥取上村青年学校においては、昭和15年になり、就学率に変化がみられる。ただ14年に就学率が激減して、男子23.91%、女子22.86%となっている。なぜこのように大きな変化があったのかつかめないが、しかし昭和14年までの就学率に比較しても、昭和15年からは、男子は90%以上、女子は100%となり、昭和19年には男女とも100%に到達している。また、出席率も昭和10年、女子76.31%、昭和14年男子61.78%、女子94.83%、昭和19年男子91.53%、女子91.23%と高くなってきている。このことは、義務制実施により、全ての青年が入学するということが、鳥取上村において徹底されてきたことを示している。義務制となった青年学校における教育内容については、他の項で明らかにする。

(4) 教授及び訓練の時期

(昭和11年～19年、赤磐郡鳥取上村女子青年学校一覧表による)

表1-1-42 教授および訓練の時期

校名	年・月・日	要 項	男	女
鳥取上村女子青年学校	昭和11年	季 節		4・5・6・7・9・10・11・12・1・2・3月
		普 通 科		1年 2年
		本 科		1年 2年 } 月火水木金土
		研 究 科		1年 2年 }
		専 修 科		
鳥取上青年学校	昭和12年	季 節	4・5・7・ 9・10・12・1・2・3月	4・5・7・9・ 12・1・2・3月
		普 通 科		
		本 科	1年 } 月水金 3年 } 金 2年 } 4年 } 5年 }	1年 } 月火水木金土 2年 }
		研 究 科	1年 } 金	1年 } 月火水木金土 2年 }
		専 修 科		

校名	年・月・日	要 項	男	女
鳥 取 上 青 年 学 校	昭和13年	季 節	4・5・7・9・10・12・1・2・3月	4・5・7・9・10・12・1・2・3月
		普通科		
		本 科	1年 } 月水金 3年 } 金 2年 } 4年 } 5年 }	1年 } 月火水木金土 2年 }
		研究科	1年 } 金	1年 } 月火水木金土 2年 }
		専 修 科		
"	昭和14年	季 節	4・5・7・9・10・12・1・2・3月	4・5・7・9・10・12・1・2・3月
		普通科		
		本 科	1年 } 月水金	1年 } 月火水木金土 2年 }
		研究科	1年 } 金	1年 } 月火水木金土 2年 }
		専 修 科		
"	昭和15年	季 節	4・5・7・9・10・12・1・2・3月	4・5・7・9・10・12・1・2・3月
		普通科	1年 } 月水金 2年 }	1年 } 2年 }
		本 科	1年 } 月水金 3年 } 金 2年 } 4年 } 5年 }	1年 } 月火水木金土 2年 }
		研究科	1年 } 金	1年 } 2年 }
		専 修 科		
"	昭和16年	季 節	4・5・7・9・10・12・1・2・3月	4・5・7・9・10・12・1・2・3月
		普通科	1年 } 月水金 2年 }	1年 } 2年 }
		本 科	1年 } 月水金 3年 } 金 2年 } 4年 } 5年 }	1年 } 月火水木金土 2年 }
		研究科	1年 } 金	1年 } 2年 }
		専 修 科		

校名	年・月・日	要 項	男	女
赤坂青年学校	昭和17年	季 節	4・5・7・9・10・12・1・2・3月	4・5・7・9・10・12・1・2・3月
		普通科	1年 } 月金 2年 }	1年 } 2年 }
		本 科	1年 } 月金 3年 } 金 2年 } 4年 } 5年 }	1年 } 2年 } 月火水木金土 3年 }
		研究科	1年 } 金	1年 } 2年 }
		専修科		
"	昭和18年	季 節	4・5・7・9・10・12・1・2・3月	4・5・7・9・10・12・1・2・3月
		普通科	1年 } 月金 2年 }	1年 } 2年 }
		本 科	1年 } 月金 3年 } 金 2年 } 4年 } 5年 }	1年 } 2年 } 月火水木金土 3年 }
		研究科	1年 } 金	1年 } 2年 }
		専修科		
"	昭和19年	季 節	4・5・7・9・10・12・1・2・3月	4・5・7・9・10・12・1・2・3月
		普通科	1年 } 月金 2年 }	1年 } 月水 2年 }
		本 科	1年 } 月金 3年 } 金 2年 } 4年 } 5年 }	1年 } 月金 3年 } 水土 2年 }
		研究科	1年 } 金	1年 } 水
		専修科		

※昭和17年 男子本科月水金→月金, 昭和19年 女子も曜日数が減る

この表を見てわかるように、教授及び訓練の時期は、4・5・7・9・10・12・1・2・3月となっており、農繁期である6月・11月、そして夏季の8月が休業となっている。これは、実質的には家庭実習といえるだろう。壮年男子が徴兵されているために、農業、林業などに青年の労働が必要とされ、この林業は絶対に必要であつたと考えられる。

特に出校日を見ると、女子は毎日とされているが、男子は表の如くであり、特に昭和17年から週に2日あるいは1日となっており非常に少ない。昭和19年には女子も週2日と激減している。

昭和16年に、太平洋戦争が開始され、17年ミッドウェー海戦と戦況が激しくなるなかで、18年には「学徒動労動員体制」がしかれ、「国民教育戦時非常措置」が発表された。この赤坂町の青年学校においても戦時体制がとられていったのは当然であり、昭和17年、18年、19年の出校日の減少としてあらわれている。

(5) 学 校 行 事

昭和17、18、20年度の、赤坂青年学校の学校日誌から、学校行事、教育内容をまとめてみる。この学校日誌に明記されているものだけでも以下のとおりである。

表11-1-43 学 校 行 事 内 容 別 件 数

行 事 内 容	昭和17年度	昭和18年度	昭和20年度
天皇・人物に関する訓育的行事	23件	16件	7件
戦死兵士慰霊式、公葬参列	13	12	13
入営兵士歓送会、壮行式	14	5	6
軍事教育的訓練（早朝訓練、合同訓練）	75	84	3
勤 労 奉 仕	14	53	7

昭和19年度については、資料が残っていないが、学校一覧表の備考欄によれば、宿泊訓練が男子は1ヶ月に1回以上、女子は1週間に1回実施されている。また、女子教練なども実施されている。

(a) 天皇・人物に関する訓育的行事

昭和17年度の毎月8日の大詔奉戴日には、詔書奉読式や合同訓練が実施されている。11月3日の明治節拝賀式、2月11日の紀元節拝賀式などもある。和気公精神昂揚日には、県教育委員会主催の自転車行軍に参加し、全校顕彰式においては訓話と県知事のラジオ放送を聞いている。

(b) 戦死兵士慰霊式、公葬参列

赤坂町出身者の公葬には、校長、教諭、生徒代表が参列している。故海軍兵曹長片山氏や、故陸軍少尉道満氏など多数にのぼる。赤坂青年学校の卒業生あるいは中退者であつたらしい戦死者の村葬も行なわれており、職員、生徒全員が参列している。また、階位の低い兵士については、出身村ごとに公葬を行なっている。これにも職員、生徒代表が毎回参列している。

(c) 入営兵士、奉仕隊歓送会、壮行式

昭和17年度には、満蒙開拓青少年義勇軍渡満途次岡山壮行式に校長、男子職員及び本科1・2年男子全員が出席している。越宗校医の入営の歓送式が11月に行なわれている。また赤坂青年学校からも2名の入営兵士の歓送をおこなっている。18年度には、奉仕隊や本科、研究科からの女

子勤労挺身隊義勇軍の壮行式があいついで行なわれている。

(d) 軍事教育的訓練

男子……早朝訓練、合同訓練、飯盒炊さん、宿営、行軍、剣道、作業

青年特別訓練という名で宿泊や野外演習、赤坂町以外の青年学校と連合演習など。

女子……なぎ刀訓練

鳥取上女子青年団の防空防災訓練、合同訓練という名で射撃場の射玉づくり。

耐寒伝令訓練など。

校長が海兵団や陸軍に体験入隊したり、教諭が防空訓練講習会、海軍志願者募集打合会に出席している。また、校長が郡翼賛会協議会に出席し、鳥取上、石相、軽部村村長が思想動向調査打合会を開いている。

(e) 勤 勞 奉 仕

徴兵によって労働力が少なくなった農村では、青年学校の生徒による勤労奉仕が大きな役割を果たしていたと考えられる。昭和17年度には18件であったのが、18年度には53件に増加している。17年度には、6月の田植と11月の収穫期に集中している。この期は家庭実習で学校は休業になっているが、勤労奉仕として佐古田、多賀、山口、東窪田、西窪田、大刈田、町刈田が割り当てられている。

18年度には、麦刈、溝掘り、開墾、田植、稲刈、芝刈、炭材切り、鳥取上村製炭供出作業などを勤労奉仕として行なっている。また、家庭実習期の休業中に当番制を設け、学校の実習地の農作物、飼育している牛、鶏などの世話、校庭整備、武器庫の整理、聖域作業、堆肥作製、果樹園開墾作業などを行なっている。

17年度でも、休業日以外にも勤労奉仕に出かけているが、18年度になると、その数が非常に増えており、青年学校の生徒が参加した。木炭製造、甘しょ栽培、焼土の講習会を基礎として、青年が農作業全般にわたる仕事を引き受けていたと考えられる。

これまで述べたことと、軍事訓練が昭和17年度75件、18年度84件もなされていることを考えあわせると、公民科教育はほとんどなされない状況であったと考えられる。

この頃青年学校に通っていた方が当時を回想されて、「太平洋戦争が始まって2年ぐらい(18、19年)からは、授業もできなくて、勤労奉仕や行軍や、槍で敵を形どった人形を突く練習などに明け暮れていた」と話された。また、「終戦の20年の夏以後は学校の授業がされるようになったけれども、本・ノート類にはまったく事欠いた」という状態であったそうである。

その他学校日誌によって次のことが明らかである。

昭和17年度には、校長、教諭が思想対策講習会に出席しており、教練振興隊が結成され、生徒

から海兵団入団志願者を募集している。

昭和18年度には、校長が海兵団に体験入団、陸軍に体験入隊しており、青年学校では義勇軍育成の訓練が行なわれている。また、鳥取上村から女子勤労挺身隊を送り出している。

昭和20年度には、戦局講演会に教諭が出席している。また、青年学校の教練の指導員である軍人および教員までもが次々と応召されている。この年に初めて、赤坂町における空襲警戒警報がたびたび発令されている。

注意をひくものとしては、18年度4月に男子部生徒欠席者に対して督促状の発送、家庭個別訪問がなされている。このような事態が起きた理由については何も記されていないが、週に2日あるいは1日という出校日でさえ、登校することがむづかしい状況であったと考えられる。以上、17、18、20年の学校日誌のみではあるが、当時の青年学校の実態と、時代の状況をうかがうことができる。

(6) 青年学校 中途退学者の理由

(赤坂青年学校男子部の除籍簿)

昭和17年度から20年度にわたる男子生徒の中途退学の理由を、赤坂青年学校男子部の除籍簿によって明らかにしたい。(女子は資料が残ってなく、男子も17年度から20年度まで)

男子部の生徒数は、学校一覧表によると、昭和17年度66人、18年度65人、19年度42人である。そして、中途退学した者は、17年度6名、18年度31名、19年度13名、20年度13名であり、合計63名にもなっている。中途退学の理由を内容別年度別に分類すると以下のとおりである。

表11-1-44 中途退学者理由別人数

		昭和7年度	昭和8年度	昭和9年度	昭和20年度	小 計	計
	呉海兵団	1人	2人	2人	人	5人	29人
	入 営	1	12		5	18	
	海 軍		1	1	2	3	
	満州勤労奉仕			1		1	
	食糧増産報告隊員			1		1	
	陸軍航空学校	1				1	
就 職	満鉄就職	1		3		1	29
	国鉄就職		5	3	2	10	
	鉄 工 所		1	1		1	
	航空機製作所		1	1	1	3	
	片上工業		1	5	2	3	
	そ の 他 (不明)		5	5	1	11	

		昭和17年度	昭和18年度	昭和19年度	昭和20年度	小 計	計
転学	倉 工	人	1人	人	人	1人	3人
	岡山経理学校		1			1	
	自動車学校		1			1	
	呉 工 廠	2				2	2
	合 計	6	31	13	13	63	63

昭和17年度には、生徒数の約10%、18年度には約50%、19年度には約30%の生徒が青年学校を中退している。そして、表で示したように、その理由としては、転学者は非常に少なく軍関係、あるいは戦争に関係する職場への就職が大部分を占めている。特に、青年学校に在学中の20才未満の生徒18名が徴用で入隊していることが記されていた。当時、青年学校に在学したことがあるという方が、「勤労奉仕・訓練で明け暮れる学校にいても、どうにもならないと思って海兵団に入団した」と話されたことは、当時青年がおかれていた環境が、どれだけ青年自らの要求を解決し、自らの目的な生き方をすることを破壊したかということを考えさせられずにはおられなかった

(福 原 和 恵)

2 社会教育

(4) 公民館活動と社会教育諸団体

最近、生涯教育の観点から社会教育充実の必要性が高まっている。そこで社会教育とは何かということからみていきたいと思う。社会教育法第2条によると、『この法律で「社会教育」とは、学校教育法に基き、学校の教育課程として行なわれる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行なわれる組織的な教育活動（体育及びレクレーションの活動を含む）を言う。』とある。

つまり幼児から老人までを対象とした学校教育以外の組織的な教育活動をいうのである。では、赤坂町の社会教育について、公民館活動、婦人会活動、青少年団体活動を中心にみていきたいと思う。この際、それぞれの沿革については資料がないため聞いた話をまとめている。また、公民館、諸団体活動についても資料と聞き取りから現状を記すことにする。聞き取りに当っては、教育長時本信夫氏、社会教育主事内藤良昭氏、婦人会長竹久節子氏、東軽部子ども会リーダー加賀美裕夫氏、ボーイスカウト隊長幡山寛哉氏、青年団長栗正猛氏、その他多数の人々の御協力をあおぐことができた。

(1) 公民館活動

㊤ 沿革

ここでは公民館活動に視点を置きながら、赤坂町における社会教育の沿革を大まかに述べてみたい。（表11-2-1参照）戦後赤坂町で行なわれた社会教育は生活改善、台所改善運動であろう。これは、岡山県下の中でもはやく、昭和22、23年頃から始まり、25、26年頃に最盛期をむかえている。この頃の社会教育とは、一般に現在のような社会教育施設、社会教育費と専門職員の3つを基盤とした活動ではなかった。公民館等の施設よりも活動そのものに重点が置かれていたのである。しかし、婦人会、青年団を中心に改善運動が進展するにつれて部落館が次々と建てられていったようである。すなわち、25、26年頃用最盛期には29年現在赤坂町内にある22の部落館のうち、山口、由津里、西窪田、東軽部、西軽部等2/3以上が建てられたり改築されている。そして、28年の三村合併後は、青年団、婦人会、子ども会等の社会教育団体が従来の分館単位でそれぞれ活動を行っていた。赤坂町としての中央公民館はなく、全町単位の子どもの会も誕生しておらず、町青年団協議会、町婦人協議会があっただけである。

ところが、29年に赤坂町公民館設置条例の施行により、中央公民館と鳥取上、軽部、笹岡の3分館、そして22の部落館が設置された。しかし、中央公民館は教育委員会事務局に置かれ施設、設備はなし、軽部分館も施設、設備はなく学校利用、鳥取上、笹岡各分館は施設（建物）だけを有する有名無実の状態であったように思われる。さらに同条例により運営審議委員会が設けられたが、

これも機能的役割を果たすには至らなかったようである。

表 1 1 - 2 - 1 赤坂町社会教育の沿革

年 代	事 項
昭和 2 2	・ P T A が設置され, P T A 研修会が発足する。 ・ 婦人団体研修会 (後の子いも学級) 始まる。 ・ 単位子ども会が数カ所に誕生。
2 6	・ 多賀で剣道教室が開始される。
2 8	・ 三村合併後, 赤坂町となり, 赤坂町青年団協議会, 婦人会 協議会が設置される。
2 9	・ 赤坂町公民館設置条例が施行される。 ・ D U 友の輪 発足。
3 3	・ 栄養教室開始。
3 5	・ 子ども会育成連絡協議会研修会・少年団体育成会・団委員会連絡 会議がそれぞれ 発足。
3 7	・ 赤坂町青年団協議会解散。
3 8	・ 専任の社会教育委員設置される。 ・ 町文化祭始まる。 ・ 交通安全講習会・明るく正しい選挙啓蒙講習会が発足。 ・ 青年団が「赤坂青年友の会」として再発足をする。
3 9	・ スポーツ少年団 (石相地区にて)・F O S 少年団が結成される。 ・ 婦人協議会が「赤坂町婦人会」と改名し, 家庭教育学級の開始をみる一方, 幼児教育学級中断する。 ・ 青少年問題協議会発足。
4 0	・ 高令者学級 (多賀にて) 親いも学級 (ときわ会) が開始, 子いも学級が本格的な活動をはじめる。 ・ 「赤坂町青年友の会」が「赤坂町青年団」に改名される。
4 2	・ 貯蓄推進講習会・貯蓄推進委員会の発足。
4 3	・ 怪部地区にて吟詩の会が始まる。 ・ ボーイスカウト結成, 団委員連絡協議会がこれに含まれる。
4 4	・ 親子体操始まる。 ・ シニアスカウト結成, また高校生女子の集いが発足する。
4 5	・ 老人クラブ研修会・民主教育推進委員会・民主教育町民大会・民主教育町内指導者研修会の発足。 ・ カブスカウト結成。 ・ 文化財保護委員会発足。

年 代	事 項
昭和 4 6	・赤坂町中央公民館の完成。 ・中央婦人学級が始まり、親子体操を取り入れた幼児教育学級が再開する。 ・囲碁・川柳・詩吟・農業・時事の各講座が始まる。 ・老人・姑各学級が始まる。 ・スポーツ少年団全地区で結成。 ・教育映画を見る会・青少年補導センター委員会・町誌編集委員会発足。
4 7	・論語・郷土の歴史研究講座開始。 ・ペン習字の会始まる。

一方、職員組織では、専任の社会教育職員は未設置で、中央公民館長＝教育長、公民館主事＝学校教育主事と兼務であった。分館の場合も非常勤の館長、主事が配置されていた。この職員組織は現在もあまり変わっていない。

このような言わば中央公民館は青空公民館の下で青年団、婦人会等の団体が提携して公民館活動を開始したのである。その内容は、以前の改善運動の延長であったが、昭和32、33年頃には、本格的・実質的な生活改善が台所、衛生面でなされた。そして、さらに冠婚葬祭にまで広がり、部落館で結婚式をあげることもあったようである。また、この頃はテレビが農村地域に普及しておらず、部落毎の映画会が盛んに催された時期でもあった。社会教育団体では表1の通り、婦人会により栄養教室が開始されている。この時期での活動は、主に住民側の意志と創意と財力によるものであって、町の行政面での社会教育に対する理解は薄かったのが実状であったらしい。これは、37年に青年団が解散するという事態が起こったことにも関連があるのではないだろうか。

そして、38年に初めて専任の社会教育職員が教育委員会に置かれ、中央公民館主事を兼務することになった。こうして表11-2-1からもわかるように38年を境として赤坂町の社会教育の第一歩が始まった。具体的な社会教育振興は表11-2-1の通り行なわれていった。

青年団・PTA・婦人会・老人クラブ等諸団体の活動は、中学校の体育館・図書室・料理実習室等を利用して行なわれていたが、それら団体の活動を通じ、社会教育が地域住民の間に浸透し自主的な活動がみられるようになると施設、設備不足のための欠点が目立ってきた。そのため、中央公民館建設の強い要望が住民の間で高まり、46年3月に住民のバックアップで赤坂町社会教育の拠点として中央公民館が新築されたのである。また、それに伴い46年5月に赤坂町中央公民館条例が新しく施行されている。

④ 組 織

赤坂町における社会教育組織は図11-2-1の通りである。公民館経営のポイントとも言える公民館運営審議委員会は38年から実質的な役割を果たしはじめた。そして、年3、4回婦人

会，青年団等住民の代表が集まり，事業，設備面において，住民の意見を公民館活動に反映させている。そのための公民館運営審議委員会兼社会教育委員会委員の構成は表 11-2-2 のようになっている。

図 11-2-1 社会教育組織

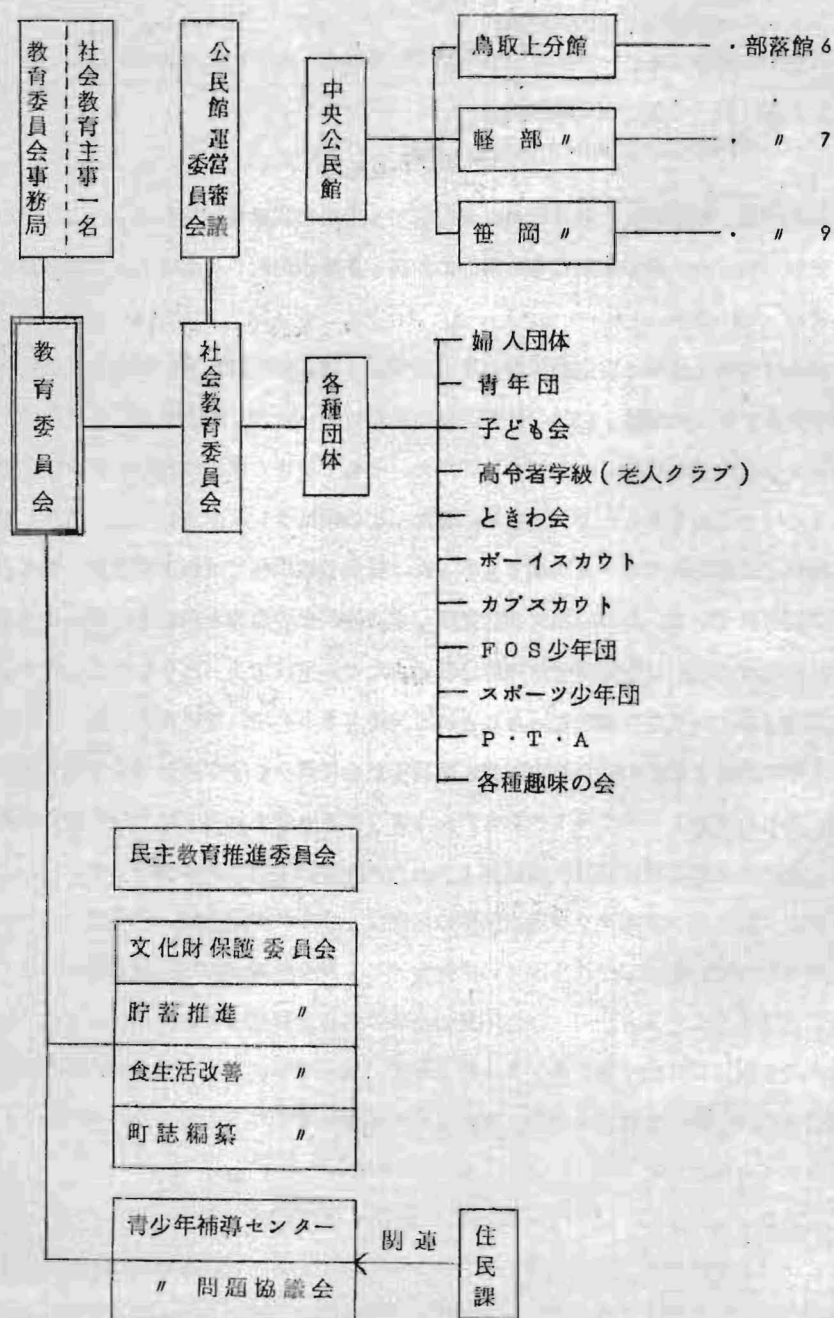


表 11-2-2 公民館運営審議委員会の構成（S47年）

婦人会代表	2
学校代表	2
議会議員	1
P・T・A代表	2
学識経験者	3
青年団代表	1
公民館分館長	3
区長代表	1
農協代表	1
計	16名

赤坂町中央公民館は、赤坂町町田にある。

各分館については、表 11-2-3 の通りである。しかし、前述のように 29 年にあった鳥取上分館の施設は 40 年頃に売却され現在では、笹岡だけが独立専用施設を有している。

これは分館単位の活動が弱く施設の必要性が低いためではなかろうか。この公民館活動における問題点は後述に回わしたいと思う。

中央公民館の職員構成は表 11-2-4 のようになっている。分館は 29 年度と同様である。

では、中央公民館の概要について詳しく述べて

表 11-2-3 3 分館の状況（S47年）

分館名	対象区域	中央公民館よりの距離
鳥取上分館	石相小学校通学区域	1.6 km
軽部 "	軽部 "	2.3 km
笹岡 "	笹岡 "	5.1 km

みよう。

昭和 45 年 10 月 31 日から 5 か月間に約 3,700 万円の費用をかけて 46 年 3 月 31 日に完成した中央公民館は、鉄筋コンクリート 2 階建の近代的な建物である。

その建物延面積は 697.546 m² である。施設、設備としては、一階に図書室、調理室、会議室（和室）浴室、事務室、ロビー等がある。

表 11-2-4 中央公民館の職員構成（昭和 47 年度）

	館長	館長補佐	主事	その他職員	計
専任			1	1	2
兼任	1	1	1		3

図書室には、現在約 50 冊の本が置かれているが、購入費が弱体なため種類、冊数に限度があり、利用者は限られている。一般町民の利用度は低いといえるだろう。調理室は、40 名収容で延面積の $\frac{1}{10}$ という広いスペースを占めている。ここは町内婦人会が食生活改善、栄養教室等の実習学習がしやすいように設計され調理実習台什器一式、冷蔵庫一台がある。これはかなり利用度が高いようである。事務室には、赤坂町教育委員会があり、中央公民館の事務運営がなされている。玄関ロビーは町民が憩い楽しく語り合い仲間づくりをする場である。

カラーテレビがありサロンの雰囲気でも誰れでも気軽に利用できるように配慮されている。二階には大会議室、講座室、ホールと会議室等がある。大会議室は、200 名収容で延面積の $\frac{1}{4}$ の

スペースを占め、大講演、映画会、研修大会等、講習会に適している。

一・二階の会議室は、高令者、婦人会、会合、生花教室、茶道等各種グループに多く利用されている。この中で講座室と大会議室が一番利用度が高いようである。その他の設備としては16mm映写機、ステレオがそれぞれ一台ずつある。



写真11-2-1 赤坂町中央公民館

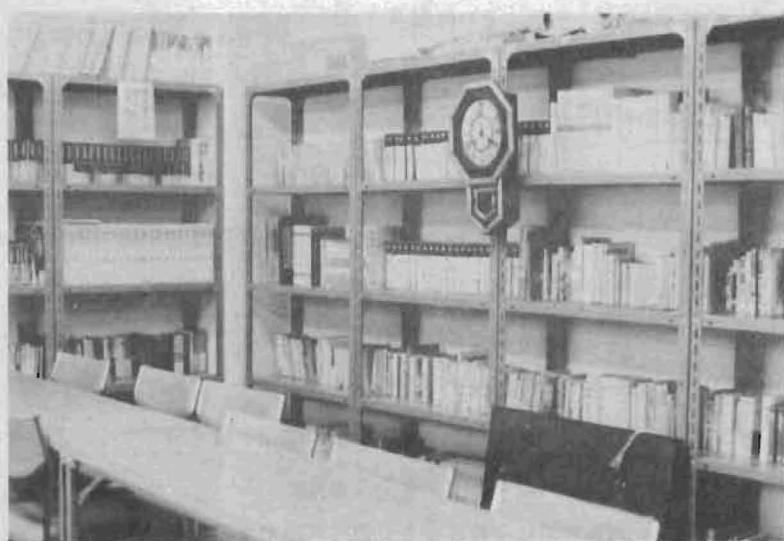


写真11-2-2 図書室内部



写真11-2-3 調理実習室内部



写真11-2-4 玄関ロビー

◎ 財 政

次に社会教育費の面から、合併後の変遷をみることにしよう。表11-2-5によると、社会教育費は、合併当時から多少の波はあるが徐々に増加して38年に至っている。

そして、39年には38年の1.65倍となり、その後も著じるしく増加の傾向にある。

表11-2-5 社会教育予算の変遷

	教 育 費 (a) 円	社会教育費 (b) 円	$\frac{(b)}{(a)} \times 100$ (%)	住 民 1 人 当 り (円)
S 28	13,275,754	484,694	3.7	
29	15,458,116	467,712	3.0	
30	13,678,567	524,152	3.8	
31	9,628,963	432,474	4.5	
32	7,015,754	464,886	6.6	
33	6,650,867	534,863	8.0	
34	9,392,108	483,339	5.1	
35	10,730,682	636,428	5.9	
36	8,034,445	679,663	8.5	
37	21,532,283	548,326	2.5	
38	15,240,952	588,261	3.9	92.1
39	11,155,945	970,743	8.7	152.1
40	13,723,748	1,095,019	8.0	174.4
41	15,227,846	1,313,757	8.6	212.0
42	26,782,008	1,473,773	5.5	241.2
43	22,896,708	1,834,889	8.0	304.8
44	28,169,269	4,366,206	15.5	731.4
45	66,667,485	42,692,131	64.0	7151.1
		(39,824,358)	(93.3)	

(注) 住民人口は各年度の4月現在によった。

{ } 内は $\frac{\text{公民館建築費}}{(b)} \times 100$ (%)

() 内は公民館建築費

次に社会教育費が教育費に占める割合も39年以後はだいたい8%以上で38年以前の約2倍を保っている。たとえば、39年度は38年度の約2.2倍となっている。さらに、住民一人当りの社会教育費も同様に39年度は38年度の1.65倍となっている。

これは38年度に専任の社会教育職員が設置され、社会教育振興策がとられたためであると思われる。また、44年度の増加が大きいのは中央公民館建設のため準備事業費、つまり、敷地購入、敷地整備に当てられたためである。そして、45年度は中央公民館建設費に多額を要し、社会教育費は44年度の9.78倍で教育費全体の64%を占めている。この時の社会教育費のうち93.3%が建築費で、住民1人当りの社会教育費は7千円を越えている。

このように表11-2-1、表11-2-5からわかるように赤坂町の社会教育は主に行政側からみる場合、39年を境として大きく変遷していることに気づくであろう。

④ 活動状態

では、次に中央公民館主催の事業は、どのようなものがあるかみていく。

まず、47年度の赤坂町公民館活動基本方針は次の通りである。「変貌する社会にあって、生涯教育の重要性を広く町民に認識させるとともに、住民がもつ生活上の願いや要求を学習課題にとりあげ公民館が地域住民の生活学習、問題解決の拠点としてより計画的な運営がはかられるように努める。」

この基本方針に基づき次のような事業がなされている。この表11-2-6による事業のうち、表11-2-1を参照するとわかるように約半分が中央公民館完成以後に開始されたものである。

これは、各種団体・各種講座活動がやりやすくなったためで、公民館施設、設備の重要性を知ることができるだろう。しかし、反面、これらの事業は中央公民館で企画、実施される事業であり、分館事業はない。ここにも公民館活動における問題があるように思われる。

それは分館単位の事業、活動があるかないかを言うのではない。つまり、それらのもつ意義、性質内容が単に与えられたものか住民が意図的、意識的に努力してやっていく自主的なものを言っているのである。

また、前述の分館施設が売却されたことも分館事業が行なわれていないことと関連するものであろう。赤坂町社会教育主事内藤氏は次のように述べられていた。「かつて、分館活動、事業は、館長、主事が非常勤にもかかわらず比較的活発であった。それは、館長、主事が農村では名誉職であり、それを勤める人々が自分たちの仕事以外に社会教育に力を入れる時間的余裕を持っていたためであった。

また中央公民館はなく、専任の社会教育職員は不在で分館で行なわなければならないためでもあった。ところが、35年、36年頃になると都市化の波が赤坂町にも押し寄せ、しだいに都市化現

象が顕著になるに及んで分館活動も縮小せざるを得なくなった。」

表 11-2-6

中央公民館
主催事業
(S 47年)

成人教育	論 語 講 座
	時 事 "
	歴 史 "
	農 業 "
	老 人 学 級
	家庭教育 "
	P T A 研 修 会

同和教育	民主教育 P T A 研修会
	民主教育町民大会
	指導者養成講習会

文化芸術	町民文化祭
	川柳講座
	詩吟教室
	生花 "

婦人教育	姑 学 級
	婦 幼 児 教 育 "
	人 婦 人 "
	教 着 物 着 付 教 室
	育 栄 養 改 善 講 座
	婦 人 団 体 研 修 会

各行政委員会連絡	民主教育推進委員会
	文化財保護 "
	町誌編纂 "
	青少年補導センター "
	青少年問題協議会

青少年教育	ボーイスカウト月例会
	カブスカウト "
	F O S 少年団 "
	スポーツ少年団研修会
	少年団体育成会団委員 連絡会議
	青年団の集い

各行政事業 共業	貯蓄推進講習会
	交通安全 "
	明るく正しい選挙啓蒙 "

公視聴 報覚	教育映画を見る会
	広報赤坂

施設・ 設備供	ロビースポーツ用具
	施設提供
	図書室活動

(注) 社会教育主事：内藤良昭氏作成

このように人口流出、出稼ぎ、兼業農家の増大という社会問題が生まれ、地域社会と密接に結びついていた社会教育のリーダーや地域住民は自分たちの日々の生活に追われるようになり分館事業活動は衰退していったのである。こうした都市化現象により、分館事業活動は弱まり段々と中央公民館主体となっていったのである。

確かに現在は中央公民館も新築され、次々に事業も興っているので公民館活動も盛んなように思える。しかし、それらは行政側の社会教育プランナーが企画し作り出したものであって、分館活動が活発であった以前ほど住民の自主性はないように思える。

どのようにして中央公民館事業を分館事業にまで広めるかという問題とともに、どのようにして自主的な、意識的な地域社会の問題に対処した分館活動を展開していくかがこれからの公民館活動の課題であるといえるだろう。

それでは、公民館主催事業の中で比較的活発な例を3つ取り上げ簡単にみていこう。

＜幼児教育学級＞

始まりははっきりしないが39年に中断し、46年に再開されている。対象者は、保育園程度の子とその親や、その他の希望者で50～60名が集まる。内容は、親子体操、子どもの性格形成、しつけ等についての学習で年7回開かれ講師に岡山市ひかり幼稚園の三村勉氏を招いている。

＜栄養教室＞

本格的な生活改善がなされはじめた33年にはじまり各種学級の中で古いものである。

表 11-2-7 栄養教室卒業生数

	笹岡	軽部	石相	合計
33	4	4	4	12
34	13	4	8	25
35	不		明	
36	8	8	6	22
37	9	8	6	23
38	6	10	3	19
39	5	12	12	29
40	8	10	11	29
41	7	8	11	27
42	7	8	9	30
43	11	11	11	33
44	5	13	10	28
45	2	9	11	22
46	3	12	11	26

食生活改善を目的とした学級で月1回開講され、各分館より交代で数人の婦人が出席して、それぞれ学習したことを伝達講習している。

卒業生で8回以上の出席者には修了証書が渡されているが、人数は表11-2-7の通りである。

この表によると毎年20～30名の卒業生を出しているが笹岡地区の減少が目につく。

社会教育主事内藤氏の話によると、この地区が他の2地区に比べ5.1kmと距離的に一番離れていることが大きな原因だという。そして、それに伴い社会教育に対する認識が薄いこと、三地区のうちで最も都市化に対応できず過疎化が進んでいること等を指摘された。

＜高令者学級＞

40年頃に多賀部落で始まりその後町全体へ広がっていった。60才以上の老人を対象に年7回開かれ、比較的活発な活動が行なわれている。内容は講演、視察、ヘルスセンター慰安、そして、ほうきや雑巾を作って学校へ配るといふ奉仕的なもの等である。

中央研修には140～150名が集まるが、部落単位にみると非常に活発な地区と不活発な地区の差が大きいそうである。

次に中央公民館の利用状況を人数と件数とからみてみよう。

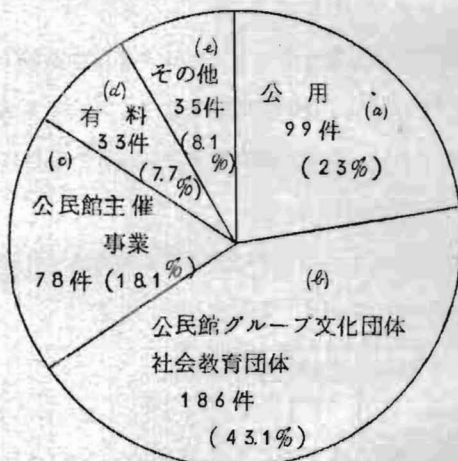
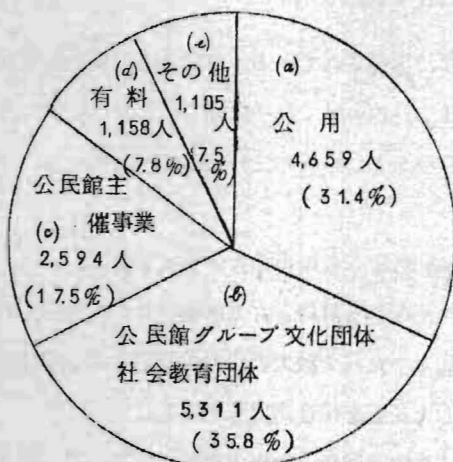
表11-2-8によると1日平均1件、41人の割合で使用されている。

人数、件数をみた場合。

表11-2-8 中央公民館利用状況（S46年度）

（人数） 14,827人

（件数） 431件



（注）内藤良昭氏作成 (a) 役場関係の事業

(b) 婦人団体、青年団子ども会、PTA、文化団体

(c) 表11-2-5の事業

(d) 結婚式、企業等の試用会

人数、件数をみた場合、(b)が1番多いことは46年度においては、婦人団体、青年団、子ども会、PTA会合、文化芸術団体等がかなり自発的に利用しているといえるだろう。また(a)の役場関係の事業とは、乳児、老人、成人検診、税務相談等である。以上から、中央公民館は社会教育、その他の場として、また、行政と地域住民を結ぶ場としての機能を有していることがわかるであろう。

(2) 婦人団体活動

② 沿革

赤坂町婦人会の戦後の状況に触れてみよう。昭和22、23年頃の旧村時代には、学校教育

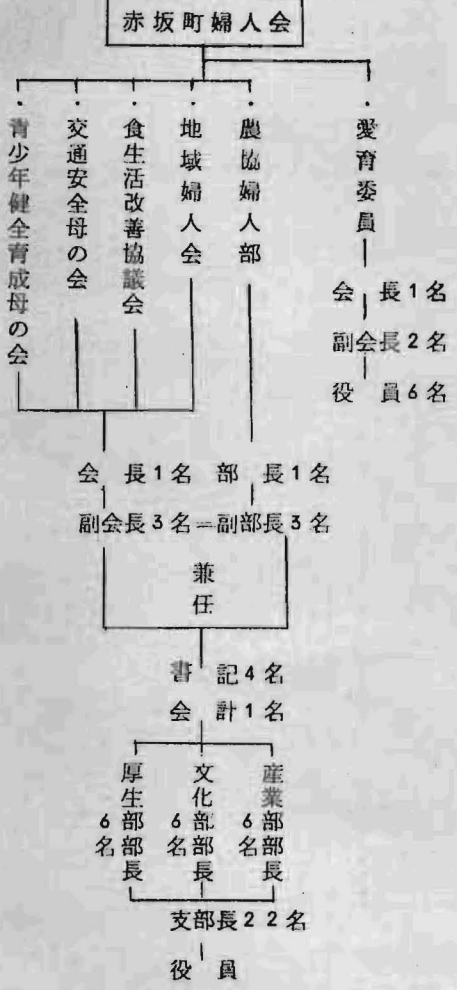
との関連が深かった。それは、主に使用場所の問題のためであった。そして、活動内容は、家庭生活の合理化を目ざす生活改善であり、県下で1, 2 番目に開始され、25, 26 年頃がもっとも高まっていたらしい。

合併後もそれまでの各分館を拠点に部落活動がなされるということとは変わらず、従来の生活改善とともに婦人自身が教養を身につけるべく講演等が数多くもたれていた。

その後、保健所の指導のもとに現在の栄養改善講座の前身となる食生活改善運動が進展してゆくのである。だが、町としては赤坂町婦人協議会があるのみで、軽部、鳥取上、笹岡各婦人会は、それぞれ独立した組織であった。本格的な中央組織化は、39 年3 月になされ、協議会が赤坂町婦人会に改名された。

④ 組織

図11-2-2 婦人会組織



赤坂町婦人会は、図11-2-2 のようになっている。婦人会のうちで中心は地域婦人会であり、この副会長と農協婦人部の副部長は兼任となっている。

愛育委員は報酬もあり社会福祉部門へ入るもので、無報酬の婦人会とは性質を異にするが、会議、研修会の時だけ声をかけてもらい参加していることは赤坂町婦人会の特質であるといえるだろう。

愛育委員の会計、書記等は役場の担当である。

図11-2-2の書記4名のうち2名はそれぞれ食生活改善協議会、農協婦人部に1名づつ置かれている。支部長は22 部落に1名づつ、役員は字ごとに2, 3名〜15, 16 名となっている。

婦人会員数は表11-2-9によると昭和39 年から47 年までだいたい1,130 名前後でほとんど変化はない。婦人会は既婚者を対象とし年齢制限はない。50 才以上は、ときわ会(親いも学級)にも参加するようになっている。

表 11-2-9 婦人会員数表

年 度	員 数
S 3 9	1, 1 3 5 人
4 0	1, 1 1 2
4 1	1, 1 2 5
4 2	1, 1 1 6
4 3	1, 1 3 7
4 4	1, 1 2 3
4 5	1, 1 3 0
4 6	1, 1 3 7
4 7	1, 1 4 6

(注) 婦人会会計簿より作成

(c) 活動状態

婦人会活動は公民館側主宰の行事に参加する活動と婦人会独自の事業と2つに区分できる。しかし、公民館主宰の行事は希望者を婦人会組織を通じて募集するだけで後の世話はすべて公民館が行なっている。

これは前の公民館活動で述べているので、ここでは、婦人会独自の事業をみてゆきたい。婦人会は、39年に赤坂町婦人会と改名された時、産業部、厚生部、文化部の各部をつくりそれぞれ毎年の事業計画をたてている。39年の記録簿によると、各部の目的は次のようなものである。

- ・文化部――婦人の知識向上、レクリエーション。
- ・厚生部――健康問題。
- ・産業部――産業、経済問題。

上記の目的に基づいて、47年度の目標、事業計画が表11-2-10のようにたてられている。

表 11-2-10 47年度、事業計画

	事 業 内 容
5 月	婦人会議報告、及び新役員会、交通安全母の会
6	副知事、町長をむかえ県政及び町政について
7	青少年健全育成大会（補導センター北谷先生）
8	大衆薬品の知識及び乱用について 手づくりのおやつ研究、民主教育に対する研修会
9	敬老会
10	研修旅行
11	――
12	おいしいつけ物のつけ方の勉強
1	役員会（反省）
2	――
3	総 会

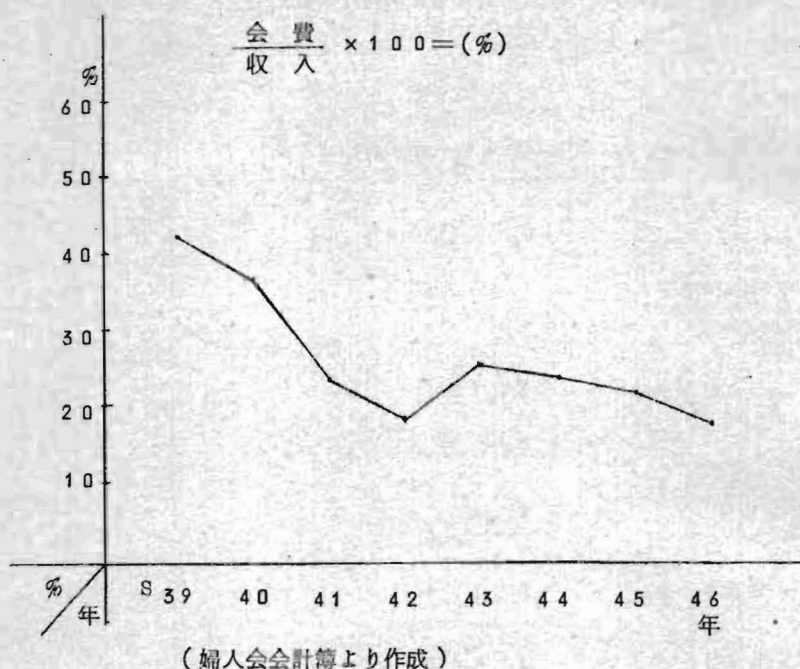
(目 標) 婦人会意識の高揚, 家族の健康を守りましょう。町を明るくきれいにしましょう。

この表の事業 より別に支部ごと, 部落ごとに旅行, レクリエーション活動を行なっている地域, また多賀, 出屋, 由津里, 東窪田等公民館事業以外に詩吟, お花の会を開いている地域もある。それでは, 婦人会活動と関係の深い財政をみてみよう。(表 11-2-11 参照)(図 11-2-3, 11-2-4 参照)

表 11-2-11 婦人会収入, 支出状況(婦人会会計簿より作成)

年 度	収 入	支 出	会 費	会 費 取 入 × 1 0 0
2 9	1 1, 0 3 5	7, 6 9 3		
3 0				
3 1	3 4, 8 8 8	3 2, 1 5 3		
3 2				
3 3	1 1, 5 1 6	9, 5 4 6		
3 4				
3 5	8 3, 0 4 0	7 9, 1 9 4		
3 6				
3 7	5 1, 4 7 6	4 9, 5 2 0		
3 8	1 1 3, 7 4 5	1 0 5, 8 3 9		
3 9	2 1 5, 3 9 2	1 4 5, 6 3 6	9 0, 8 0 0	4 2. 2
4 0	2 4 0, 6 8 8	2 1 4, 1 7 2	8 8, 9 6 0	3 7. 0
4 1	3 7 1, 2 0 7	2 6 1, 5 8 7	9 0, 0 0 0	2 4. 2
4 2	4 7 0, 1 5 2	3 8 6, 0 4 4	8 9, 2 8 0	1 9. 0
4 3	4 4 4, 6 0 4	3 4 8, 8 4 8	1 1 3, 7 0 0	2 5. 6
4 4	4 6 1, 1 3 0	4 4 4, 4 9 9	1 1 2, 3 0 0	2 4. 4
4 5	5 0 5, 1 6 4	3 5 4, 0 7 3	1 1 3, 0 0 0	2 2. 4
4 6	6 2 8, 1 5 6	3 8 7, 9 2 6	1 1 3, 7 0 0	1 8. 1

図 11-2-3 ; 収入に占める会費の割合



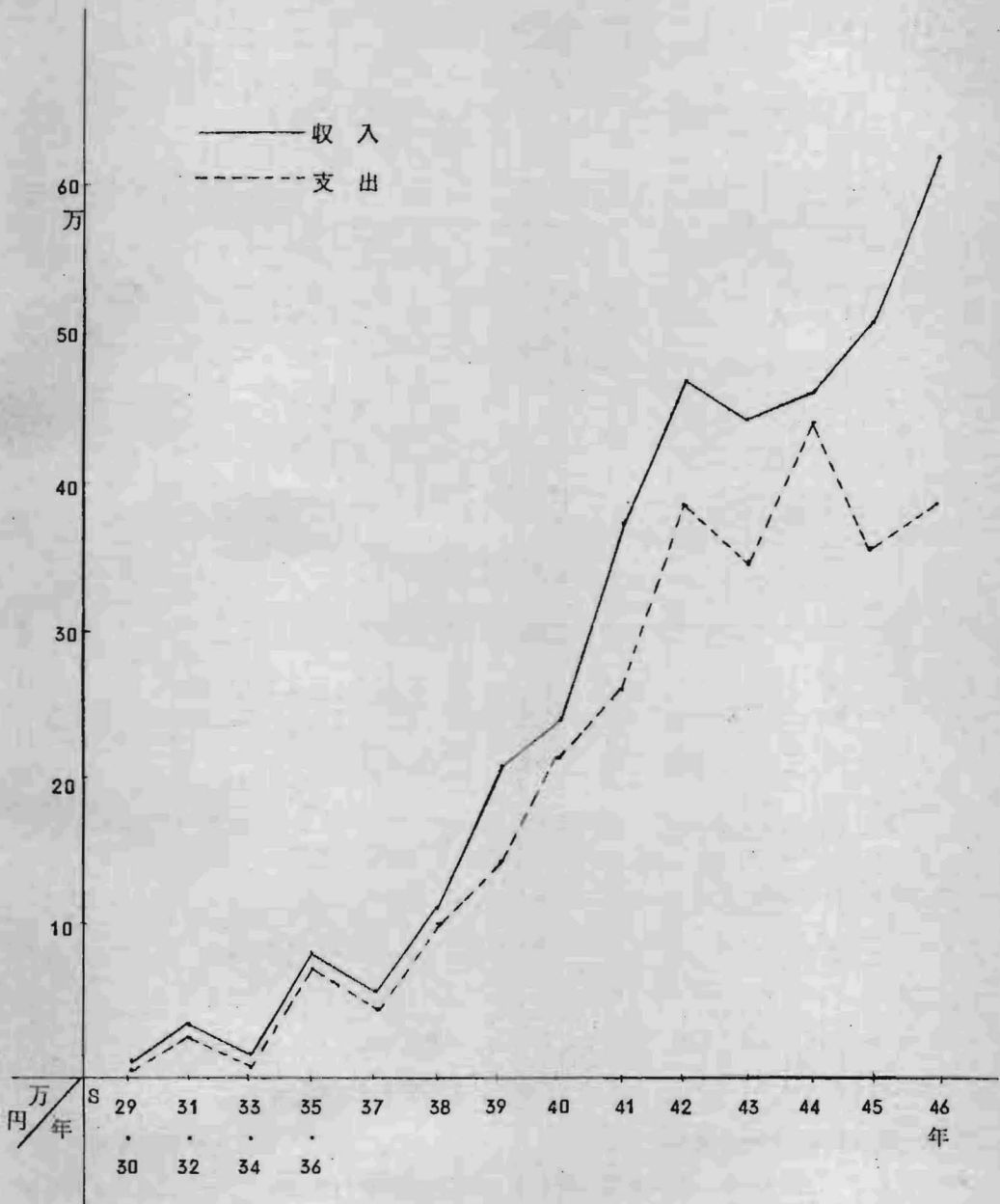
婦人会会費は、昭和42年度まで1人当り80円で43年以降は100円となっている。

合併後昭和29年から46年までの婦人会収入、支出状況は表11-2-11、図11-2-4である。これらから、昭和38年頃から婦人会の収入は今までの2倍に増加し、さらに46年度は38年度の5.5倍となっていることに気づくであろう。また、表11-2-12、図11-2-3、図11-2-5から収入に対する会費の割合も減少し、46年度は39年度の $\frac{1}{2}$ 以下になっていることもわかる。婦人会財政は、かつて、会員の会費負担により賄われていたが現在では、教育委員会、町農協等の助成金によっている。これは、内藤氏の話によると、兼業、共稼ぎで生じる婦人会無用論を避けるため町が活動をやりやすくする意図で助成金の額を増加しているそうである。

そして、収入、支出とも繰越金の増加していることから財政面での障害はないといえるだろう。

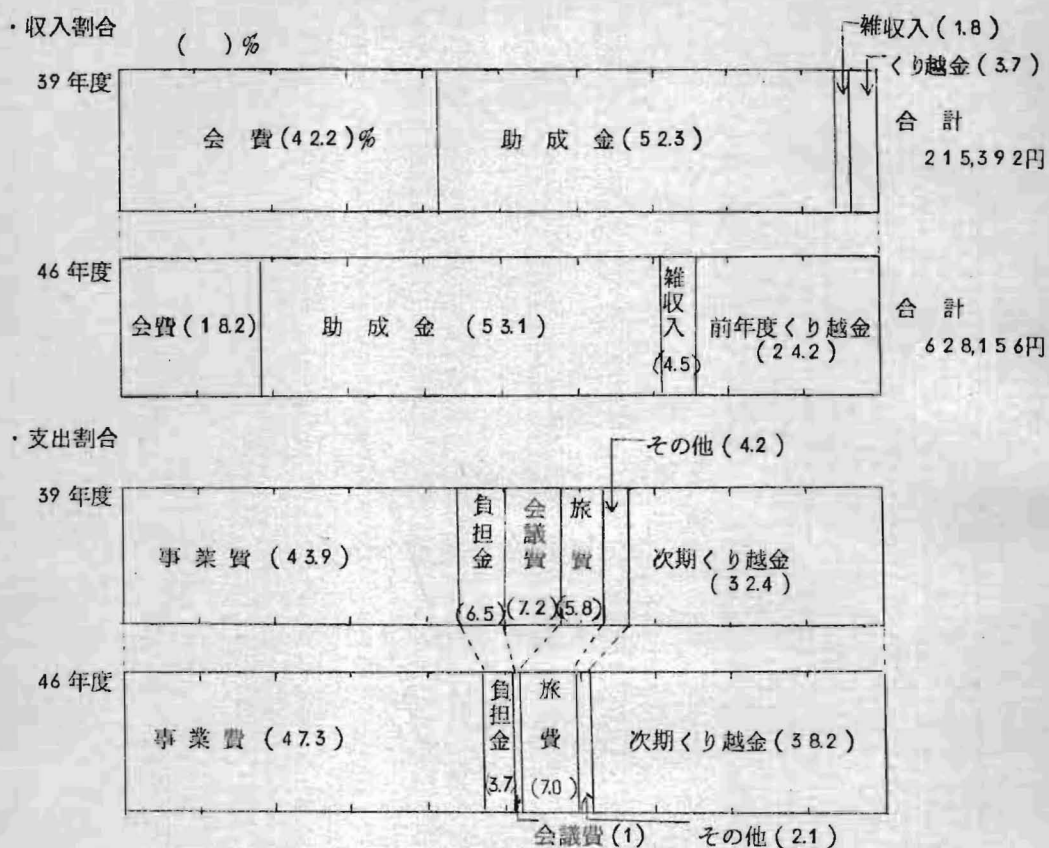
婦人会長竹久氏は、婦人会活動の問題点を次のように指摘された。

図 11-2-4 婦人会収支状況グラフ



(婦人会会計簿より作成)

図 1 1 - 2 - 5 婦人会収支状況の割合



註 婦人会会計簿より作成

「兼業農家、共稼ぎ等の影響で働きに出る婦人が多く、参加者が役員だけという傾向が強くなっている。たとえば、時間の関係でPTA研修会に参加すると、婦人会の方は遠慮させてほしいという具合である。」だから、問題点は、会合や研修会に人が集まらないということであろう。この影響について内藤氏は婦人会の部落活動が5, 6年前より停滞きみであると言われていた。

また東郷部子ども会リーダー加賀美氏は、両親とも不在で子どもが放任されていること、都市並の鍵っ子が多くなっていると言われていた。

このことから、共稼ぎ家庭、兼業農家の増加は、婦人会活動に問題を投げかけるだけでなく子どもの教育に対してもその影響を与えていると言えるであろう。

表 11-2-12 婦人会収入状況の比較

(収入)

	39年	46年
会費	90,860	113,700
助成金	112,740	336,500
雑収入	3,886	26,875
繰越金	7,906	151,081
合計	215,392円	628,156円

(支出)

	39年	46年
事業費	94,521	296,666
負担金	14,050	23,300
会議費	15,535	6,220
旅費	12,580	44,240
その他	8,950	17,500
次期繰越金	69,756	240,230
合計	215,392円	628,156円

(注) 婦人会会計簿より作成

(3) 青少年団体活動

赤坂町における青少年団体は、次に述べるものがある。ボーイスカウト(日本ボーイスカウト連盟赤磐第2団)、青年団・FOS少年団、カブスカウト、女子高校生(星座グループ)、スポーツ少年団、地域子ども会等である。この内でFOS少年団については岡山文庫『岡山の教育』で次のように述べている。「第十七回岡山国体の時、明るい県民性を培う柱として提唱された友情(Friendship)、秩序(Order)、奉仕(Service)の精神をかん養すると共に、実行力のある良い社会人となることを目標として、昭和39年度に初めて誕生した岡山県独自の地域少年団体である。FOSというのは友情、秩序、奉仕の英語の頭文字をそれぞれとったものである。」

ここ赤坂町においても39年度に町荊田子ども会で始まった。その後石和小学校6年生全員加入、そして、軽部、笹岡両小学校へと広まっていったが47年度は事実上停止している。

また、カブスカウトとは社会教育辞典によると「カブスカウト(Cub Scout)8才～11才の少年のために基礎的な訓練と生活とを施すもので婦人労働者をも交え、家庭もその教育環境にとり入れて実施している。」とある。

ここでは、青年団と地域子ども会について述べてみたい。

(子ども会活動)

子ども会活動の歩みを、内藤氏の『子ども会活動、赤坂町の実例』をまとめ、簡単に述べてみる。「赤坂町子ども会は、戦後、昭和22年頃から、笹岡学区、軽部の一部等町内所々においてあらわれはじめたようである。その後青少年健全育成母の会を結成しPTAとの協力のもとに地道に単位子ども会結成活動を盛上げていった。その結果、33年頃に全町の単位子ども会が誕生したが、まだ活動内容も乏しく全町的な横の連絡がなくバラバラであったため、昭和35年に子ども会育成

連絡会が発足した。また、この頃までは、若い男女が直接子ども会のリーダーとして技術面の指導を行ない、39年にはジュニアリーダーの養成が計画されている。

子ども会育成連絡協議会は、PTA、婦人会の代わりに赤坂町子ども会活動推進の原動力となり町全体の連絡調整、リーダーの養成、経済面の援助、指導者の研修等を行なっている。」

現在の子ども会は482名で小学校加入率100%となっている。しかし、実際には子ども会活動が行なわれているのは、坂本、東軽部、町町田、山口で残りの18部落は低調で全くなされていない部落もある。

これは、人数不足のためで、はっきりとわからないが合併後約10年間人口流出が多く、1500人の減少をみるという過疎化傾向から生まれたものではないだろうか。

前述した4部落の中で月に1回集まる月例会子ども会は東軽部、山口子ども会だけである。東軽部子ども会は、昭和38年加賀美裕夫氏が指導者となり、奉仕活動に力を入れ、子どもの自主性を育てることを目的に指導がなされている。この子ども会は、42年に瀬戸警察署より表彰を受け、46年には岡山県子ども連合会で表彰旗、表彰状を受けている。

また、47年度には第1回岡山県子ども大会に参加している。東軽部子ども会の欠点について、加賀美氏は「リーダーがいないこと、しかも、それは大人でなく子どもとの年令差がないジュニアリーダーのことである。」と述べられた。

この東軽部子ども会の欠点を補った子ども会が山口子ども会と言っていだろう。山口子ども会は橋山寛哉氏の指導のもとにジュニアリーダーの養成がもっとも進んでいる子ども会である。

(青年団活動)

④ 沿革

婦人団体活動と同様に、公民館活動の中でも触れているが、昭和28年の合併後、赤坂町青年団は30年までが最盛期であった。この頃は、分館ごとの単位団で町自体としては協議会的なものしかなかった。

しかし、その活動内容は、部落の諸問題や運営、産業振興、生産活動、町議の選出という政治的な問題にも参加するという意欲的でかなり、建設的なものであったようである。また娯楽的な面では、一時演劇が盛んで設備も作り部落ごとに上演したり、盆踊りも盛大に催されていたらしい。ところが、全国的な青年団活動の衰退という現象に伴ない、32、33年頃より各单位団で段々解散をはじめ、37年には最後まで残っていた多賀支部が解散している。赤坂町における青年団活動はこれで完全に停止してしまった。

その後、公民館活動で述べたように町の社会教育振興策により、39年に「赤坂町青年友の会」として再発足したが、わずか一年後に石相、笹岡、軽部の3区のうち石相、笹岡が姿を消していっ

た。しかし、残った軽部地区を中心に名称を「赤坂町青年団」と改称して町全体の青年団とするための仲間づくり組織づくりという組織活動がなされながら現在に至っている。

㊦ 組 織

赤坂町青年団は、一般農村にみられる部落ごとの支部組織はなく、町一本という形態をとって文化部、体育部、女子部、情宣部の各専門部が置かれている。

表 11-2-13 青年団員構成表（847年度）

	石相地区	軽部地区	笹岡地区	学 生	高卒以上	計
男	2	12	0	2	12	14 (2)
女	2	3	1	1	5	6 (1)
計	4	15	1	3	17	20

㊦ 青年団名簿より作成 ()内は学生

そして、47年度は、常任委員として団長、副団長、事務局長、会計、監査委員、顧問1名となっている。青年団員の構成は表11-2-13の通りである。これによると登録されている団員数は、20名で町全体の対象年齢の16～25才の総数から考えるときわめて少ない。地区毎にみると軽部地区が全体の $\frac{3}{4}$ を占めていることがわかる。これは栄養教室の表11-2-7でも述べたように距離的な問題もあるが、地区毎に社会教育の活発な地区とそうでない地区との差の現われでもあるだろうと思う。職業をみると、農村地帯であるが、公務員、サラリーマンがほとんどで専業農家の青年は1人もいない。また、4、5年前は学生数が多かったそうであるが現在では3名である。そのため、夜が最も集まりやすい時間となるが、夜勤、残業等があるため活動に時間的障害がかなりあるらしい。それは女子の数が $\frac{1}{3}$ ということにも当然関係してくるのではないだろうか。また、このことは、47年度のスローガン〈学習活動にとりくむ。時間厳守〉にも伺えると思う。

㊦ 活 動

次に青年団の活動であるが、全国的な動向に漏れず低調といわねばならないだろう。だが全く活動を停止している市町村がある現在、低調といえながら活動が行なわれていることは、それだけで意義のあることであろう。事実、隣の山陽町、瀬戸町では停止している。赤坂町青年団は「本団は諸団体と密接な連交換を図り、団員相互の親睦と教養とを高め、理想郷土建設と民主社会推進及び青年の地位の向上を図る。」という目的で活動を行なっている。まず、青年団の年間事業であるが、軽部地区対象であった活動を43年の盆踊りを契機として44年には成人式、45年には敬老会を町全体の青年団事業として範囲を広げていっている。それでは、前述した最も青年団活動が盛んだった昭和29年と46年の年間事業の主なるものを比較してみよう。(表11-2-14参照)

29年は計画であるが、この表から次のことが言えるであろう。

表11-2-14 青年団事業表

29年度（計画）	46年度（事業報告）	
○農業先進地視察	○町長と懇談	○備前地区研修会
○農業講習会	○キャンプ	○第7回青年問題研修会
○産業発表大会	○町盆踊り大会	○女子問題研究集会
○料理コンクール	○敬老会	○1日会
○会員講習会	○球技大会	○稲刈りバイト
○弁論大会	○研修旅行	
○青年と婦人の集い	○フォークダンスの指導	
○卓球大会	○クリスマスの集い	
○球技町大会	○新年宴会	
○陸上町大会	○成人式	
○血液検査、検便	○建部町赤坂町青年交歓会	
○レクレーション、講習会	○卒業生の集い	

29年頃においては、地域の現実問題、すなわち農業、産業を盛んにしようとする学習活動や青年自身の教養知識を高めることになりに重点がおかれていたようである。

一方、46年は、レクレーションや奉仕が中心となっているのではなかろうか。だが、町長との懇談、研修会、毎月一回の1日会等もなされ学習活動にとりくもうというスローガンも起っているので意欲的な姿勢も見逃せないだろう。人手不足、老人の家庭優先で、奉仕を含めて行なわれる稲刈りバイトは47年度には計画されていない。これは財政と関連するので青年団の財政についてみてみよう。（表11-2-15参照）

表11-2-15 青年団収入表

	団員会費	受取補助	寄付金	事業収入	その他	総計
S 42	6,600	40,000	2,000	40,220	152	88,972
46	13,000	95,000	14,000	63,440	14,703	200,143

（注）赤坂町青年団会計報告書より作成

収入総計は2.2倍に増え、1人当りの会費は42年で200円、46年は1,000円と5倍になっている。これは、前述の婦人会費と比べて相当高い。さらに収入の内分けを比較してみよう。

図11-2-6によると、団員会費、町、軽部支館よりの補助金の占める割合は、ほとんど変化なく寄付金が増加し、事業収入金が減少している。大きな変化としての1人当りの会費の増加は、団員数の減少によるものと思われる。以上のことから、青年団活動は、補助金と事業収入金により

その運営がなされていることがわかるであろう。

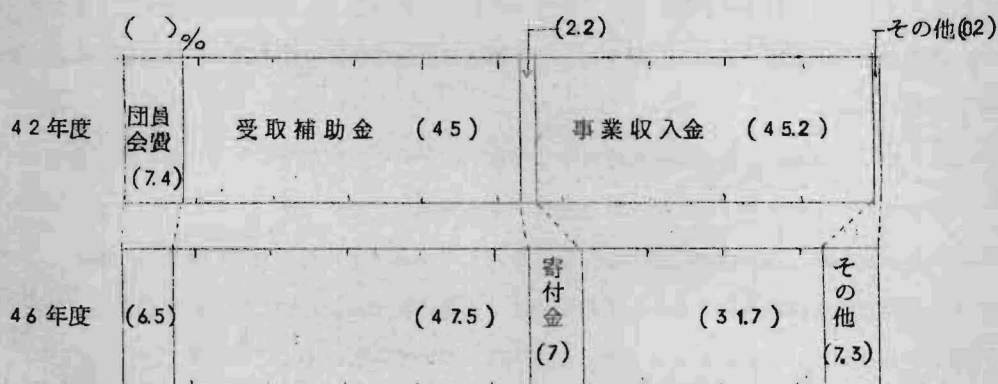


図 11-2-6 青年団収入内分け図

これらの青年団活動は、情宣部により町内二カ所に設けられた掲示板（坂辺、町刈田の両バス停）さらに、年2回発行される赤坂町青年団機関紙で広く町民に知らされている。

最後に青年団活動における現在の問題点は、会員数が少ないということであろう。47年度に行なわれたアンケートの調査結果をみても、青年団の必要性を83%の者が感じ、町内男女の話し合い交換は89%の者が必要と答えながらも、青年団へ入団したいかという質問には14%しか入団希望者はいない。これは、43年まで軽部地区中心の活動で町全体の活動でなかったことも関係するであろうし、婦人会活動の「人が集まらない。」という問題点と共通のものであろう。

内藤氏の話によると「盆踊り、クリスマスの集い等のレクレーション関係を除いて町民の賛同を得られず、青年団活動に対しての理解不足がみられる。また、軽部中心という、悪く言えば封建性の残りである学区意識がある。」と言われた。

このようにある1地区を中心にそこからなかなか抜け切れないところに、青年団活動における団員数の不足が生まれる原因があるのではなかろうか。だが、青年団活動の低調な原因に、公民館活動、婦人会活動等、すべての社会教育に関しての共通の原因が横たわっていることも見逃してはならない。それは、出稼ぎ、人口流出という、いわば若者に多くみられる都市化現象という社会問題である。青年の都市への流出、在町の青年も昼間は岡山方面へ働きに出ることが、根本的な原因であろう。とすれば、青年団の仲間づくり、組織づくりという組織活動は、相当困難なものといえるだろう。

（萩野 登美子）

(ロ) 養護施設天心寮

現在の天心寮は、社会福祉法人の鳥取上小児福祉協会の事業として運営されているものであるが、現協会長である山本徳一氏が、私財を持ってこの由津里地区の衛生観念等の改新を始められたのが大正4年である。

当時の農村の風習は、この地区のみならず全国的に不衛生な状態を生じている。今日に至って多く改善されてきているが、内馬屋・糞尿処理・もらい風呂・台所や病気・けが等の処置について知識の不足が見られ、長い間の生活の中で経験を通してやってきたことをそのまま引き継いでいた。山本氏が重点的に改善を行なおうとされたのは、出産に関する問題の他に、貧農救済の自給用米、売渡用米の管理などがあるが、ここでは出産関係についてみていくことにする。

表11-2-16ならびに図11-2-7で分るように、大正初年の乳児死亡率は20%台である。生まれた子どもの $\frac{1}{5}$ 以上が死亡することになるのである。子どものみならず、母親も多数死亡する状態にあったことは言うまでもない。この根本的な原因は出産をけがれと考える風習があったことによるものである。又、分娩設備・用具の不備、妊産婦の重労働も大きな影響を与えた。

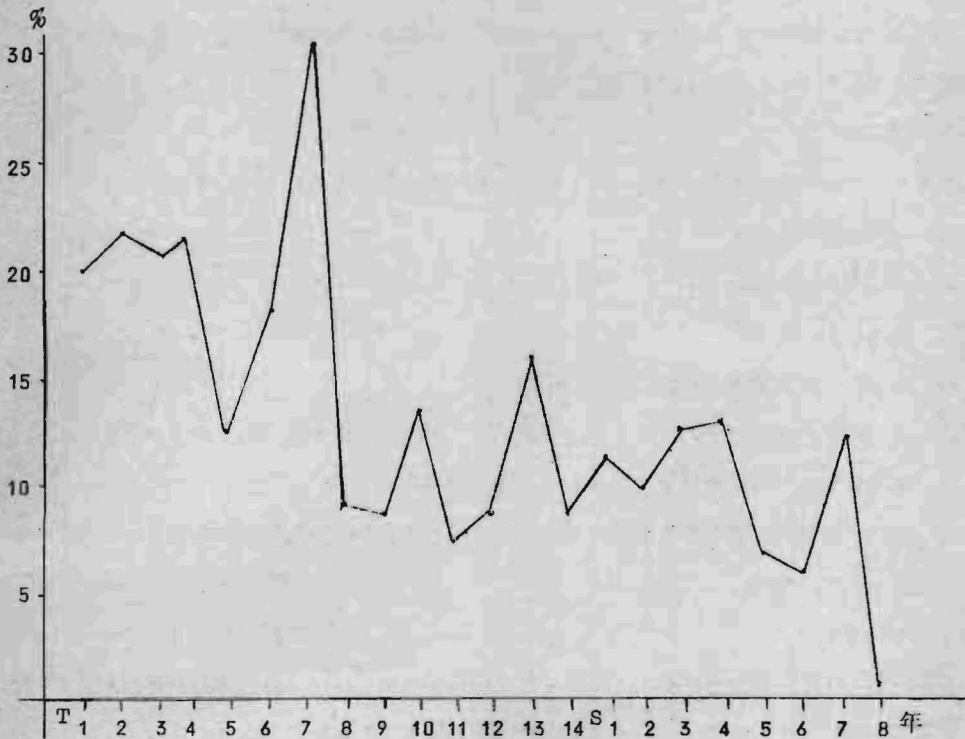
以下、山本氏を中心になされた事業がどういう経過をたどっていったかを4時期に分けて概説的に追っていく。ただし、この4時期の区別は、法律の制定等によって事業種別が変わっていったのであって、事業内容の変化とは直接は関係しない。むしろ時代の変化による社会的背景がどのようにこの地方に影響したかを知る一手段として用いたにすぎないくらいのものである。なお、この項は協会が発行された概要、現寮長の山本光佐氏、指導員の川淵律郎氏等からの聞きとりを大いに参考にさせていただいた。

表11-2-16 鳥取上村乳児死亡率

年	現人口	出産数	死亡数	死亡率	年	現人口	出産数	死亡数	死亡率
大正1	2,538人	75人	15人	20.00%	12	2,343人	78人	7人	8.97%
2	2,573	82	18	20.95	13	2,348	66	7	10.61
3	2,574	65	14	21.04	14	2,303	70	6	8.57
4	2,480	84	18	21.48	昭和1	2,307	68	8	11.76
5	2,479	75	9	12.00	2	2,308	70	7	10.00
6	2,488	47	8	17.65	3	2,317	58	7	12.07
7	2,430	62	19	30.65	4	2,323	71	9	12.66
8	2,436	55	5	9.09	5	2,272	75	6	7.00
9	2,451	72	13	8.06	6	2,271	61	4	6.00
10	2,494	75	10	13.33	7	2,296	65	10	15.00
11	2,312	72	6	7.33	8	2,295	62	2	0.32

「天心寮概要」P.7から

図11-2-7 乳児死亡率の推移



(1) 天心寮に至る経過

④ 母の会

大正4年、鳥取上村の婦人を対象に出産、育児等の指導を行おうとする動きがあらわれた。その先頭にたったのは山本氏であり、当時の鳥取上村長、石相小学校長、医師、産婆等の協力を得て石相小学校を中心にその仕事が進められていった。当時、学校の校医は嘱託であり、健康管理は校医であった山本氏、小坂氏によってなされていたのである。したがって地域における母親、乳幼児の保護は“母の会”を中心にして行なう一方、大正8年になると学校において“学校衛生会”をつくる。児童の衛生管理を徹底させていこうとした。学校衛生会の仕事は児童職員の身体検査、校内衛生、衣服の清潔化、また卒業する児童の適性検査などがその主なものであった。

母の会あるいは学校衛生会というのはこの時期では未発達段階の事業であり、篤志家の協力をもってのみやっていたのであるが、大正10年に至ってこれが組織化され、設備も整えられてきている。そのきっかけとなるのが大正6年の岡山県済世顧問制度であり、山本氏が済世顧問に嘱託されて村の社会事業全般に携さわるようになったことである。ここで済世顧問制度に少しふれておく。その目的、事業、顧問の資格等を「済世顧問設置規程」でみると次のようになる。

第一条 濟世顧問は県下市町村の防貧事業を遂行し、個人ならびに社会を向上せしむることを以て目的とす。

第二条 濟世顧問の防貧方法は、精神上の感化、物質上の斡旋等に依り、現在及び将来に於ける貧困の原因を消滅せしむるものとす。

第三条、第四条 略

第五条 濟世顧問に推薦せらるべきものは左の資格を具備するものなることを要す。

一 人格正しきもの

二 身体健全なるもの

三 常識に富めるもの

四 慈善同情心に富めるもの

五 市町村中、中等以上の生活を営み、少なくとも俸給を以て衣食の資に供せざるもの

六 忠実勤勉其の職務に尽すべきもの

第六条 濟世顧問は其の職務を執行するに当り相互間の連絡を保ち必要ある時は関係官公署の助力を要求することを得

第七条 略

岡山県編の「岡山県の歴史」によれば、この濟世顧問制度は第一条の目的に見られるように、
「從來みられたような任意的寄附や人道的立場のみに立った慈善救済事業とは異なり貧困の問題を社会問題として取りあげ、組織的永続的な社会事業たらしめんとするもの」であるが、このような本格的な社会事業も昭和に入り軍国主義体制の下で次第に弱まっていく。しかしこの社会事業は、濟世顧問制度を補助しより強化するための濟世委員制度（T.10）方面委員制度（T.12）厚生委員制度から現在の民生委員の制度にまで発展してくるのである。

④ 鳥取上村小児保護協会

濟世顧問制度の実施等により県からの援助、助成金交附が行なわれるようになると成文化された組織のもとにその事業を進めていく必要にせまれ、大正10年に名称を鳥取上村小児保護協会と改めた。協会の事務所は会則の第三条により鳥取上村石相尋常高等小学校におかれていたが、事業の拡張によって昭和三年石相小学校の南東約500mぐらゐのところに瓦葺二階建の会館が建てられた。協会の組織は以下のごとくである。

第一条 本会は小児の身心の発達を保護向上せしむるをもって目的とす。

第二条 本会は鳥取上村小児保護協会と称し、医師、教員、村役場吏員、産婆其の他の篤志家を以て組織す。

第三条 本会の事務所は鳥取上村石相尋常高等小学校内におく。

第四条 本会の目的を達するため下の事業をなす。

一 妊婦の保護

- イ) 嘱託産婆を巡廻せしめて妊婦を診察し適当なる摂生法の指示及び処置をなす。
- ロ) 妊婦の心得に対する講話及び印刷物の配布をなす。

二 分娩及び産褥時の保護

- イ) 分娩具の消毒提供
- ロ) 細民産婦の無料助産
- ハ) 分娩時用器具の貸付
- ニ) 家事補助婦の派遣

三 乳児期より学齢期に至るまでの保護

- イ) 乳幼児に対して巡回看護婦を廻らして母乳の授方、人工栄養の場合はその稀釈法及び分量等を指示し、其他虚弱児、病児の保護をなす。
- ロ) 牛乳検査の依頼に応ず。
- ハ) 各小児の保護者に「学齢前発育状態記録票」というカードを与えて、分娩より学齢期に至るまでの発育状態を記録し置しめ、学齢前の健康状態を調査す。
- ニ) 孤児、里子等に対し、時々係員を派し健康状態を調査し、保育上の指導をなす。
- ホ) 時々、母の会を開催して、小児の養護に関する講話をなす。
- ヘ) 小学校入学の前年度に於て身体検査をなし、就学上差支ある疾病に罹れるものに対しては、適当なる処置をなさしむ。
- ト) 簡易幼稚園を設けて幼児の保護をなす。

四 児童期に対する保護

- イ) 校外に於ける身心の保護
- ロ) 小学校在学中の児童に対して、学校病の治療
- ハ) 小学校卒業期に於ける職業選択
- ニ) 夏期林間学校の経営

第五条 本会の役員

総 理 一名 鳥取上村長を堆載し、本会事業の裁決を受く。

会 長、副会長 各一名 会員中より選挙し会長は本会を代表し且つ、事業を統督す。副会長は会長事故ある時、代理す。但し、任期は二ケ年とす。

医 員 二名、歯科医員 一名

教務係 二名

医員及び歯科医員は会員中より、教務係は石相校長及び首席訓導に囑託し、各事業を分担す。

産 婆 一名 妊婦及び産婦の保護に就事す。

学校看護婦 一名 学校児童に対し衛生上の看護をなすものにして校内に在ては校医の補助をなし、校外にありては家庭を訪問し衛生上の注意をなす。

巡回看護婦 一名 村内を巡回して乳幼児の保護に就事す。

常務幹事 二名 本会の庶務及び会計を掌る。

保 母 一名 予備学園の教養時に就事す。

家事補助婦 一名 分娩及び産褥時家事の手伝いの需に応ず。

看護委員 若干名 看護委員は各受持区域の妊婦産婦及び小児のある家庭を適當なる指導をなし或は必要に応じて医員産婆等の斡旋をなす。

第六条 本会の経費は有志者の寄付及び官公署の補助金を以てす。

以上みられるように小児保護協会においては妊娠期、出産期、乳幼児期、学童期と4時期に分け統一した健康管理のもとで子どもを育てていこうとする姿勢が強く伺える。母親に対しては、農繁期を除く8カ月間、月1回4時間づつ一般教養とか結婚育児についての講義が行なわれ、図書の貸出も行なわれている。妊婦の保護としては妊娠中の諸注意を与えたり廻診を行ない、出産を汚れと考える風習を改善することに努力し、分娩用具の消毒を行なっている。家事補助婦を派遣し妊婦が無理をしないようにしたり、保護協会会館ができてからはその産室の利用もあった。衛生設備の不足や育児知識の欠如から、図11-2-7を見ても分るように乳児の死亡率は大正初期まではかなり高い。その対策として巡回看護婦が置かれ、乳児の病気とか人工栄養についての指導や、栄養記録票とか学齢期前の發育状態記録票の記入も行つて就学前の児童の身体検査で疾病のあるものは就学までに治療をするようにさせている。さらに身体検査を終了後の児童を対象に予備学園の名称のもとに週3回2時間づつ保育を行なっていた。これは大正14年の全日制保育園へと発展して行くのである。

また農繁期託児所が設けられ、非農家の婦人会員、女子青年団等が奉仕で世話にあたった。これは農作業が忙がしくなる間のほぼ一週間開かれ、食事は副食、間食の会の負担とし、主食のみを持参することにしていた。学童期になると学校給食がなされている。当時は朝早くから野良に出て働く家が多く、朝食を抜いてくる児童あるいはきちんとした食事をとらずに登校する児童に栄養失調がみられた。このためミルク給食が始められたのだが、ミルクを飲みたくてわざと朝食を抜いてくる子があつたりするので、協会の財源の問題から後におかゆ給食にかえられている。校内衛生として机、椅子等を子どもの身体にあつた標準型にあわせるとか、視力、聴力を考慮した席順を決めるよう指導し、また児童図書室、映画施設、寄生虫予防菜園を設けたり、ポンプを購入して消防訓練を行なったり、寺社会堂のそうじ等の奉仕も指導した。

一方で即時的に健康管理を行なうと同時に他方養育者の知識を高め、農村における衛生観念を改めるべく農閑期を利用した講座や図書無料貸出、講演等がなされた。家庭での衛生管理を母親、つまり農家の嫁という家庭内でも発言力の弱い立場におかれているものを対象に行なおうとしているため、なかなか徹底しにくい面はあるけれども、当時としてはこのように総合的な事業は画期的であり、岡山県のみならず全国にも先がけた事業といえる。

⑥ 財団法人鳥取上村小児保護協会

昭和11年になると財団法人となり、法人組織をつくっている。昭和14年に保育園園舎が完成して、保育の充実を図る。しかし終戦とともに出生率が低下し、保健所法の制定で保健所が設置され、協会で行なってきた事業は保健所の仕事にうつり、健康管理、衛生指導の比重は軽くなった。それと同時に戦災孤児の増加が大きな社会問題となってきた。会長や黒住教管長の働きかけで昭和21年に戦災孤児を收容するための施設「黒住教天心寮」が発足した。開寮にあたって黒住教管長からの経営指導や寄付などが多数あり黒住教天心寮としていたが宗教団体ではなく、後には単に「天心寮」となる。昭和23年の児童福祉法制定によって、翌24年に乳児院と養護施設が認可され、天心寮は児童福祉法のもとに養護施設となった。したがってこの時点での協会の事業は乳児院、保育園、養護施設の3つであった。

⑦ 社会福祉法人鳥取上小児保護協会

昭和28年に社会事業法の制定で、協会の事業内容上社会福祉法人に改称する必要を生じた。そして昭和30年には町立保育園の発足と同時に協会の保育園を町へ移管し、石相園舎となる。さらに昭和34年になると乳児院を廃止している。これは岡山市に乳児院ができたことや産児制限のために入院者が減ったことによるものである。したがって現在は、経営形態は社会福祉法人、事業種は児童福祉法による養護施設としての天心寮が協会の概要である。

(2) 天心寮の現状

天心寮は定員67名、45年4月20日現在で55名の在寮者がいる。職員は寮長1名、指導員6名、保母3名、書記1名、嘱医1名、計14名である。以下、天心寮の児童の状況を昭和22年以降の資料を中心にみていく。

⑧ 入寮者退寮者の推移

入寮者数の推移は表11-2-17からわかるように、30年代には比較的少なく20年代40年代が多くなっている。25年を中心とした前後の増加は天心寮の沿革でも述べたように、戦災孤児の收容によるものと考えられる。当時の收容経路は現在のように福祉事務所を通してではなく、家族から直接とか、近隣の人、通行人等によって收容される場合がほとんどだったため資料と

して収容状況を記録したものは残されていない。後半の増加の現象は後で収容理由の所で明らかにしていくことにし、ここでは傾向だけをおさえておく。また、退寮者はそう変化はないが少しずつ増加する傾向を見せている。これも同様に後にくわしく述べることにする。

表 11-2-17 入寮退寮者表

年 度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
入寮者	10人	18	27	29	16	20	20	8	17	9	10	13	11	
退寮者	4人	14	19	12	6	11	6	8	11	13	15	9	14	
年 度	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	不明
入寮者	14	6	9	11	10	19	16	26	29	12	9	31	19	2
退寮者	12	21	16	12	9	17	24	29	22	19	16	16	12	4

昭和47年12月22日現在 在寮簿より作成

㊦ 入寮理由

入寮理由は家庭の養護能力欠如だが、具体的にあらわれる形は20年代には、戦災によるものと推察されるが、現在では表11-2-18に見られるように両親の離婚、死別あるいは事故による養育不可能の場合が多い。一人の子どもについて多くの場合が重って入寮理由となることや、

表 11-2-18 措置理由

理	由	男	女	計
離 婚	有 父	8人	5人	12人
	有 母	5	4	10
	小 計	13	9	22
死 別	両 親	1	0	1
	有 父	8	2	10
	有 母	4	1	5
	小 計	13	3	16
事 故	両 親	9	2	12
	有 父	1	0	1
	有 母	1	3	4
	小 計	11	5	16
有 両 親	貧 困	0	0	0
	怠 学	2	0	2
	要教護	3	0	3
	小 計	5	0	5
計		42	17	59

入寮当時の理由が在寮中に変化していき、天心寮に収容されている本当の理由がはっきりしなくなる場合がたびたび生じてくる。

したがってそういう点で表11-2-18自体も項目は明確であるが、数的信頼性はうすい。

また、事故の項は行方不明、病気治療中などがはいってくる。最近の傾向としては、学校恐怖症、登校拒否などの怠学児童が入寮対象になってくる場合もみられるということであるが、それも多くの場合離婚、死別などが怠学につながってくる。また両親が再婚したり、離別した両親が再び一諸になったりして在寮理由がなくなった場合にも誰も引きとらないということもある。

昭和42年9月13日現在

④ 退寮理由

天心寮の変化を退寮理由から見ていくことにする。在寮者がどういう形でこの寮から出ていくのか、それはそのまま社会情勢の変化の一端を表すことにもなる。表11-2-19から、引取りで父親や母親のもとに帰っていくのは過去25年間を通じてそう大きな変化はみられず、片親が他人である場合も往々にしてあるが親の存在する家庭の中で子どもを育てていこうとしている親の立場は変化していない。20年代以降全くなくなった理由項目に死亡がある。戦中から戦後の物資の不足の中で生まれ育った子は栄養不足からなる虚弱児が多く、天心寮で死亡するのも主にそのためである。44年に1人死亡があるがこれは水泳中の死亡事故である。30年代になると里子奨励政策がうちだされるが、天心寮においても顕著にそれがみられるが近年になってくると里子もほとんど姿を消している。また、30年代から施設変更が特に著しくなっている。

これは社会福祉政策の整備により、適切な養護者に欠ける児童を主体に収容するようになったことがあげられる。主に精薄児施設、教護施設への移動が特徴である。総合施設への移動の場合、その詳細が不明確なので正確ではないが、施設変更全体の25%位が精薄児施設へ、同じく22%位が教護施設である。なお、15才で退寮して家庭復帰したのち進学する者はたくさんいるが、家庭復帰できない者のために天心寮が独自に進学させることもある。

表 1 1 - 2 - 1 9 退寮理由統計表

(単位=人)

年度	理由	両親引取	父親引取	母親引取	祖父母引取	親類引取	里子	死亡	施設変更	就職	進学	その他
22		2		1				1				
23		8		1	1			4				
24		4	2	5		1	3	3				
25		6	1	1	2	1	1					
26		3		1			1	1				
27		5	1	1			1		2	1		
28		4				1		1				
29		4		1	1			2				
30		6	1	2				2				
31		8	1	1		1	2					
32		5	2				3		5			
33							6		3			
34		5	1				3		4	1		
35		3				1	5		1	1	1	
36		4		3		2	4		6	2		
37		4					1		9	1		1
38			2						2	8		
39		4		2					1	2		
40		4	2				1		1	9		
41		3	3	4	1				3	11		
42		2	2						4	11		
43		7	1	4					3	7		
44		6	2				1	1	3	6		
45		4							2	10		
46		9	1	2					3	1		
47		4		6						1	1	
計		114	22	35	5	7	32	15	52	72	2	1

47年12月22日現在, 年度不明4

④ 在寮期間

次に22年以降の延人数で在寮期間を調べると、40%強の150人が1年未満で退寮している。そのうちの $\frac{1}{4}$ が1ヶ月未満である。在寮期間がこんなに極めて短かく、入退がひんばんであるため在寮者間のつながりにある程度の限界をもたらす。

次項でも述べるが、このため子どもの中に組織を持たせることができず、指導員、職員を中心に生活指導がなされる。

表11-2-20 在寮期間表

期 間	15 年 以 上	15 年 未 満 14 年 以 上	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	合 計
人 数	4	6	9	3	3	5	7	8	11	23	17	14	21	38	43	150	362

期 間	12ヶ月 未 満	11 月 以 上	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	不 明	合 計
人 数	5	6	6	9	6	8	13	14	16	13	18	36	2	150	

47年12月22日現在

④ 在寮者学年別構成

在寮している年度に誕生日が来たとした場合に何才になるか、というように年度別の年令で表11-2-21を作成したが、在寮期間が短いためたとえば12月1日が誕生日の子が4月20日に6才で入寮し、7月20日で退寮しても7才として計算していくような場合が多く生じてくるが、このようにしていけば、就学前の子ども、小学生、中学生、高校生の相対性が明かになる。

問題となるのは年度末から年度始めに在寮した子の場合であるが、それが端的にあらわれているのが表の上で16才で退寮するという結果になったことである。児童福祉法では18才までが対象者となるが、義務教育を終えると一応自立して就職したり、進学させるために親権者等が引きとる

のがほとんどであるにもかかわらず、16才の年令で19人を記するのは4月2日とか5日とかに退寮した場合16才として計算せざるを得ないからである。

さて表11-2-21ならびに図11-2-8をみていくと、経歴27・8年頃から33年あたりにかけて天心寮に大きな変化が起っていることが顕著にわかる。この表は当然退寮理由表と傾向を同じくしていることが考えられるが、まず養護対象が変化したことがあり、昭和24年8月からの児童福祉法による寮運営から28年の社会福祉法人としての天心寮に至る間に、内容規模ともに養護施設として軌道にのっていったことが伺える。その結果、就学前の子どもは急激に減少している。反対に小学生が増えていき、次第に中学生徒も増えてきている。そして最近に至り絶対数が小学生、中学生ほぼ同数になりつつある。このことは年令比率でいけば小学生の2倍の割合で中学生が多いパーセントを示すことになる。家庭の養護能力に欠けているのが中学生の年代の親に多いというのがどういう背景をもつのかを考察するのは広範囲からの検討が必要であり、むずかしい問題なのでここではそういう現象が天心寮にみられるという事実を記するにとどめておくことにする。

表11-2-21 在寮者学令構成表

年令 度別	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計
22 男	2	2	1																	5
22 女	1		1		1	1														4
23 男	2	5	1	1																9
23 女	5	2	3	1		2	2													15
24 男	1	3	9	1	2															16
24 女	4	6	5	3	2			1												21
25 男	3	3	8	7	1	2		1												25
25 女	1	2	6	5	1	5										1				21
26 男	2	3	2	6	8	1	2		2											26
26 女	1	4	5	5	4		3											1		23
27 男	3	3	5	5	6	10		2	1	2	1									38
27 女	1	2	5	3	5	4	1	2		1									1	25
28 男	2	5	2	4	4	6	11	1	2	1	2									40
28 女	3	3	5	5	4	5	3		2		1									31
29 男	1	3	8	3	3	4	5	11		2	1	2								43
29 女	2	2	2	5	4	3	5	4		2		1								30
30 男	1	3	2	6	4	4	4	4	11		2	1	2							44
30 女	1	5	4	3	5	4	3	5	5		2		2							39
31 男		6	4	2	6	4	3	3	4	11		2	1	2						48
31 女			3	4	3	5	3	3	4	5		2		2						34